

第1章 総則

第1節 方針

関係機関：各課共通

1 計画の目的

垂井町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、垂井町防災会議が策定する計画である。垂井町に係る災害の対策に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関と住民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減することを目的とする。

2 計画の性質

(1) 垂井町地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成され、「垂井町水防計画」は本計画資料編に掲載する。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

(2) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「垂井町国土強靱化地域計画」の指針及び基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

(3) 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、垂井町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル等）については、更に関係機関において別途定めるものとする。

(4) 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなど、この計画の習熟に努めるものとする。また、住民に対しこの計画の周知を図り、効果的な運用が実施できる体制の整備に努めるものとする。

3 計画の構成

「一般対策計画」は、災対法第42条の規定に基づき、垂井町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 事故災害対策
- 第5章 災害復旧計画

4 計画の修正

垂井町地域防災計画は、災対法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

5 県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

第2節 用語

関係機関：各課共通

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、垂井町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、垂井町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、垂井町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、がけ崩れ、土石流、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）によって人的被害、経済被害が発生した事象をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。
- (13) 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (14) 防災関係機関とは、町内及び町内に隣接した地域において町民を脅かす災害が発生した場合に、垂井町と協力して対応する必要がある公的機関の総称をいい、次節に記載のとおりである。
- (15) 被災者とは、風水害・地震等で被災した者をいう。
- (16) 罹災者とは、風水害・地震等で被災した家屋や事業所等の被害を証明する書類を受けた者をいう。

なお、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	垂井町（企画調整課）
町本部長	垂井町長
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県西濃支部	西濃県事務所（振興防災課）
県西濃支部長	西濃県事務所長
県支部〇〇班	垂井町を所轄する県出先機関等

第3節 防災に関する組織

関係機関：各課共通

1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長として垂井町防災会議条例（昭和44年垂井町条例第19号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

イ 岐阜県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

ウ 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 消防団長及び不破消防組合の職員のうちから町長が委嘱する者

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

ケ その他町長が必要と認める者

2 防災上の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関及び県

指定地方行政機関及び県は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町及び県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(5) 住民

大規模災害発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う必要がある。

3 町及び防災関係機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

(1) 町

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町	1 垂井町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 災害による被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の保護対策 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上対策 13 災害時における交通、輸送の確保 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

(2) 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査及び報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上対策 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧対策 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、斡旋 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

(3) 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
不 破 消 防 組 合	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

(4) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
気 象 庁 (岐 阜 地 方 気 象 台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 火山防災情報の発表・伝達 5 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 6 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
岐 阜 森 林 管 理 署 岐 阜 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 治山事業の充実を図る。 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林施業に当たり防災措置を考慮する。 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材（木材）の供給等についての協力 4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧は、それぞれ法令等に従って実施する。
東 海 農 政 局 岐 阜 農 政 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地防災事業、地すべり防止区域内の農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 9 米穀・乾パン等応急食料の調達・供給 10 小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査実施 11 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
岐 阜 労 働 局 (ハ ロ ー ワ ー ク 大 垣)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場における労働災害の防止 2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備 3 大雨・地震等悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保 4 救出・復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
中 部 地 方 整 備 局 (岐 阜 国 道 事 務 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 3 被災施設の調査と復旧
中 部 地 方 環 境 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 災害時における廃棄物に関すること。

(5) 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 3 5 普 通 科 連 隊	1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災害情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

(6) 警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
垂 井 警 察 署	1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 被災者の救出、救護 4 警察通信の運用 5 遺体の見分、検視等 6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

(7) 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、NTT・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の耐震化 2 電気通信施設の整備及び防災管理 3 電気通信の確保 4 災害時における緊急通話の取扱い 5 被災施設の調査と災害復旧
日本赤十字社岐阜県支部、垂井町分区	1 医療、助産その他の救助 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中部電力パワーグリッド株式会社 大垣営業所	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧
東海旅客鉄道株式会社 大垣駅	1 鉄道施設の整備 2 電気通信施設及び電力施設の整備 3 列車の運行規制に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況の広報 6 鉄道施設等の応急復旧 7 鉄道施設等の災害復旧
日本通運株式会社（大垣支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資、人員及び輸送の確保 3 被災地の交通の確保
日本郵便株式会社 垂井郵便局 岩手郵便局 表佐郵便局 垂井府中簡易郵便局 栗原簡易郵便局 垂井宮代簡易郵便局	1 災害時における郵便事業の確保 (1) 郵便の運送及び集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄附金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてる救助用物資を内容とする小包郵便物の料金の免除 3 郵便局の窓口業務維持

(8) 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）	1 ガス施設等の整備及び防火管理 2 災害時のガス供給 3 被災施設の調査及び災害復旧
一般社団法人 岐阜県トラック協会	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員及び輸送の確保 3 被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県医師会 一般社団法人岐阜県病院協会 公益社団法人岐阜県歯科医師会 一般社団法人岐阜県薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること。
公益社団法人岐阜県看護協会	1 看護師の派遣の協力

(9) 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西美濃農業協同組合 西南濃森林組合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はその斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
垂井町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義援金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
垂井町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力及び斡旋
不破郡医師会 一般社団法人大垣歯科医師会	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること。

(10) 災害上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医療施設の管理者	1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
放射性物質取扱い 施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備及び点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員への研修及び訓練の実施
危険物、高圧ガス等取扱い 機関、給油所等ガソリン取 扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の保安 2 LPガス等の供給確保 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

(11) 住民の自主防災組織

実 施 責 任	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 防災訓練への参加 5 避難情報、災害情報等の伝達 6 組織的初期消火 7 負傷者等の救出救護 8 組織的避難 9 給食給水活動 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第4節 住民等の基本的責務

関係機関：各課共通

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国、その他防災関係機関等が行っている防災活動に協力する等、防災の寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し等を実施する等の防災活動の推進を図るものとする。

3 町の責務

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害や被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、社会のさまざまな主体が連携して防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。地域の防災力向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含むさまざまな感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第5節 町内の災害

関係機関：各課共通

本町は、地勢の関係により、従来から火災、風水害が発生しており、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1 水害

水害は、本町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいが、将来においてもこの程度の被害を主体とした水害が予想される。

平成20年9月、町内は局所的に集中豪雨に見舞われ、2日間の降雨量は388mmに達した。特に梅谷地区では土石流が発生したほか、梅谷川中流部では河川が氾濫した。人的被害はなかったものの床上浸水11戸、床下浸水64戸という災害となった。

平野部水害は、支流川の堤防の決壊溢水等による浸水が多く、昭和34年水害時のように相川決壊の場合は、浸水又はたん水の被害も予想される。

2 火災

本町の地域内においては、大火災の発生は少ないが、垂井・宮代・表佐地内は家屋が密集しており、付近は工場が建設され、危険物の貯蔵、取扱い場所も多いため、強風時又は大地震時においては大火のおそれがある。

3 風害

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合にあつては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように相当規模の被害が広域にわたって発生している。

4 雪害

平地部の積雪は比較的少ないが、山間地の地区においては50～80cmの積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想される。なお、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も困難が予想される。

5 地震災害

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。大規模地震が発生した場合、岐阜県の被害想定から垂井、宮代、表佐地内においては濃尾地震以上の被害が予測される。地震による大規模被害の経験は、濃尾地震時のみである。

6 原子力災害

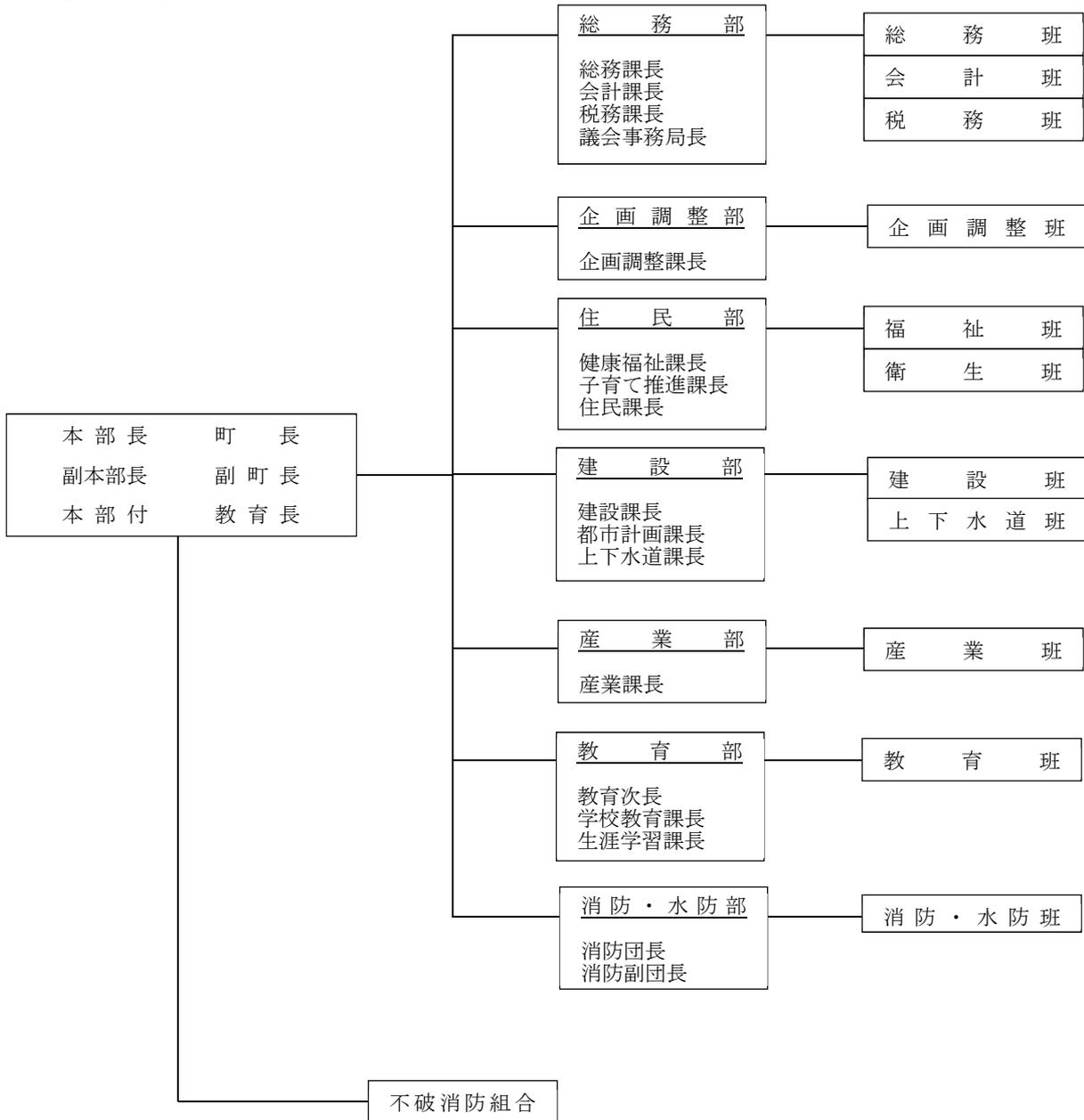
平成24年9月、岐阜県では、県境から25kmしか離れていない福井県敦賀発電所において、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施した。その結果、複数のケースで町内の被ばくが予測された。

第6節 災害対策本部の組織

関係機関：各課共通

町本部は、垂井町災害対策本部条例（昭和37年垂井町条例第19号）の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、町本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」によるものとする。

1 町本部の組織



2 町本部の事務分掌

部	班	担 当	分 担 任 務
総務部 総務課長 会計課長 税務課長 議会事務局長	総務班	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、派遣に関する事。 2 各種団体の協力要請及び連絡調整に関する事。 3 町議会に対する連絡及び議会の総括に関する事。 4 災害見舞い及び視察者等に関する事。 5 被災職員の福利厚生等に関する事。 6 災害救助従事職員の公務災害に関する事。 7 町有財産（各課所管の施設は除く。）の災害対策に関する事。 8 災害予算等町財政に関する事。
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の出納に関する事。 2 災害用物資の出納に関する事。 3 災害時における義援金等の受付保管に関する事。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害住宅等の調査に関する事。 2 災害に伴う町税の減免に関する事。
企画調整部 企画調整課長	企画調整班	企画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策全般に関する事。 2 岐阜県防災会議及び関係防災機関との連絡に関する事。 3 被害報告及び情報の取りまとめに関する事。 4 災害救助法に関する事。 5 避難の指示等に関する事。 6 気象予報警報等の受理伝達に関する事。 7 防災行政無線の管理に関する事。 8 報道機関に関する事。 9 災害時の通信の確保に関する事。 10 災害現地との連絡に関する事。 11 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 12 災害関係文書、物品の受理、発送、印刷物等に関する事。 13 災害関係の広報に関する事。 14 災害状況の記録撮影及び情報の提供に関する事。 15 災害活動に協力する自治会、まちづくり協議会との連絡調整に関する事。
住民部 健康福祉課長 子育て推進課長 住民課長	福祉班	健康福祉課 子育て推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・救護所の開設に関する事。 2 避難住民の誘導・救護に関する事。 3 園児の避難及び安全確保に関する事。 4 災害救助の全般的な計画実施に関する事。 5 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 6 要配慮者対策に関する事。 7 避難所に関する総合対策に関する事。 8 炊き出し及びその他食料の給与に関する事。 9 ボランティア活動の支援及びニーズの把握に関する事。 10 義援金品の配分に関する事。 11 災害に伴う医療費の減免に関する事。 12 災害対策用薬品に関する事。 13 災害時における医療、助産の実施に関する事。 14 災害時における医師会等の応援要請に関する事。 15 その他災害時における保健対策に関する事。 16 保健・医療施設の被害調査及び災害対策に関する事。
	衛生班	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における清掃等の実施に関する事。 2 災害時における国民健康保険税の減免に関する事。 3 災害時における国民年金保険料の免除に関する事。 4 保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事。 5 遺体の収容に関する事。 6 遺体処理及び火葬に関する事。 7 災害時における防疫に関する事。 8 死亡獣畜（犬、ねこ等）の処理に関する事。 9 災害時における動物の保護に関する事。 10 その他災害時における衛生対策に関する事。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

一般対策計画（第1章 第6節）

部	班	担 当	分 担 任 務
建設部 建設課長 都市計画課長 上下水道課長	建設班	建設課 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害復旧資材の調達、輸送に関すること。 3 交通の確保及び応急復旧対策に関すること。 4 応急復旧のための労働力の確保に関すること。 5 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。 6 内水排除対策に関すること。 7 応急仮設住宅に関すること。 8 被災住宅の総合対策に関すること。 9 町営住宅の災害対策に関すること。 10 町有建築物等の応急復旧対策の協力に関すること。 11 災害輸送に関すること。
	上下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における飲料水の供給に関すること。 2 上水道、簡易水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 水道施設の災害対策全般に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 下水道施設の災害対策全般に関すること。
産業部 産業課長	産業班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 農林畜産業用施設、農作物等の災害対策に関すること。 3 治山施設、林産物その他林業関係の災害対策に関すること。 4 家畜の診療、防疫対策及び死亡獣畜（牛・馬・豚等）の処理に関すること。 5 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。 6 農業用ため池の応急復旧に関すること。 7 農林業関係団体との連絡調整に関すること。 8 被災農家等に対する融資斡旋に関すること。 9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。 10 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。 11 商工関係団体との連絡調整に関すること。 12 災害時における食料確保及び輸送に関すること。 13 生活必需物資の確保及び配給に関すること。 14 商工業及び観光施設等の被害調査及び報告に関すること。
教育部 教育次長 学校教育課長 生涯学習課長	教育班	学校教育課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設、社会教育施設及び文化財施設の被害調査、報告に関すること。 2 児童生徒等の避難誘導に関すること。 3 被災児童生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関すること。 4 災害時における児童生徒の災害活動の指導及び協力計画に関すること。 5 教育関係義援物品の受付に関すること。 6 各学校との連絡調整に関すること。 7 児童生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関すること。 8 災害時における学校給食の確保に関すること。 9 災害時における学校教育対策に関すること。 10 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること。
消防・水防部 消防団長 消防副団長	消防・水防班	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部との連絡調整に関すること。 2 災害通信の確保に関すること。 3 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 災害の警戒、防御、救助救出に関すること。 5 災害に対する広報に関すること。 6 被災者の救助及び避難者の保護、行方不明者の捜索に関すること。 7 水防全般の応急復旧対策に関すること。

3 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき等、必要に応じて開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たるものとする。

4 本部連絡員

本部連絡員は、各部より任命する。

(1) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

ア 本部員会議の庶務

イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡

ウ 気象警報等の関係機関への伝達

エ 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達

オ 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡、調整

カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(2) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めたときは、それぞれの所属部において待機するものとする。

第2章 災害予防

第1節 災害危険地域等の調査

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 産業課 消防団

台風、洪水、地震その他の災害が発生した場合に災害の拡大を防止、軽減するため、事前に町地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査を次のとおり行うものとする。

1 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をするものとする。

2 計画の樹立

町は、単独又は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するための平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。

3 調査及び計画の区域

火災、水害、急傾斜地、地すべり、土石流等についての危険区域の調査及び計画は、順次行うものとする。

4 災害危険地域（箇所）の調査方法

(1) 調査範囲

調査の範囲は豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域、箇所及び設備物件を主として、毎年調査を行うものとする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

イ 山地に起因する災害危険地区

ウ 土石流発生危険箇所

エ 水害発生の想定地域

オ 住宅密集地、工業地域等の火災危険度の高い地域

カ その他

(2) 調査事項及び対策

調査は、過去の被害の状況等危険区域（箇所）の実態調査を行う。実態調査終了後、危険区域の災害程度の判定、措置、方法その他必要事項の再検討、調整又は事前措置の対象となる設備、物件の選定等その後の対策について検討する等、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（自治会単位、学校単位、自主防災組織単位等）での避難所までの避難経路を示したきめ細やかなハザードマップや防災に関連するさまざまな情報（資料編）の周知に努めるものとする。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、担当課長を経て町長に報告するものとする。

5 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

6 危険箇所等の状況

町地域内において、災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所、若しくは災害の予想される場所に特に重点を置いて防護活動を行う必要がある箇所の状況は、次のとおりである。

災害区分	地域、箇所	摘要
火災	—————	地域全域
水害	相川・泥川・大滝川・梅谷川・大谷川・薬師川・岩手川・矢道川・牧田川流域	関係地域全域

7 危険箇所等の想定

平成27年に水防法（昭和24年法律第193号）が改正されたことに伴い、洪水に係る浸水想定区域が「河川整備で基本となる降雨を前提とした規模の区域（L1）」から、「想定し得る最大規模の洪水に係る区域（L2）」に拡充したことにより、町全域の水害に関する被害状況等を見直した。

第2節 町保全施設整備

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 産業課 消防団

近年、宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいること等により、山地に起因する災害の危険性が高まっている。

したがって、治山事業を実施し防災機能を高め、水源かん養機能を発揮する保安林を拡充し、併せて河川改修、防災施設の計画的な整備を進める。

1 河川改修

本町には、町の中央部を流れる1級河川の相川、南部を流れる泥川をはじめ中小合わせて14河川がある。相川については、計画的な改修が実施され、大雨による洪水・浸水等の被害は解消されつつあるが、中小河川については引き続き改修に努める必要がある。

町は、道路、堤防、橋梁等の被害防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

2 砂防事業

県は土石流災害が発生する可能性のある溪流（以下「土石流危険溪流」という。）を指定しており、本町内にも存在する。

土石流危険溪流とは、土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあることとされた溪流で、最近の災害の特徴としては、一見安定した河床、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、兩岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町では、砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流危険溪流の周知や警戒避難体制の確立等のソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

3 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県は急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、本町内にも存在する。

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜角30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事を実施する等次の対策を行う。

(1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止又は災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する警戒体制として防災パトロールを強化するものとする。

ア 実施機関

巡回による危険予想箇所の把握とこれに対する警戒措置は、町長が関係機関と協力して実施するものとする。

イ 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期の前の最も効果ある時期、並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるとき等事前に適切な措置がとれるよう随時実施する。

ウ 実施内容

すでに、把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点に調査内容を再確認するとともに、必要に応じこれを修正する等適正を図り、また、新たな危険箇所

については、同様に実態を把握し、これらにその改善措置若しくは避難措置等の対策を講ずるものとする。

(2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等改善措置をとることを強力に指示するものとする。

(3) 避難措置及び防災知識普及の徹底

ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、又は危険が切迫した場合には、避難計画に定めるところにより避難させるものとする。また、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

イ 雨量計及び水位計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう県等と連携して雨量計及び水位計を設置し、観測、予警報伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図るものとする。

ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとし、おおむね次のとおりとする。

(ア) がけを見回って、まず応急措置をする。

- a 崩れそうな土砂は、取り除くこと。
- b がけ側（特に危険な箇所）に雨水や汚水が流れ込まないように板や土のう等で排水路を造って水はけをよくすること。
- c がけ上の地盤の割れ目には、雨が入らないようにモルタル等で詰めること。
- d 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- e 木の仮土留で腐っている木材等は、取り替えて補強すること。
- f 石垣等で亀裂の入っているところは修理し、崩れそうな石垣等は補強すること。
- g がけの途中やがけ下で常に湧き水のあるところは、特に危険につき水はけの処置をよくすること。

(イ) がけ下の土地については、次のことに注意する。

- a がけ下を切土したままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣等を造ること。
- b がけの根元は、雨水、汚水、湧水等が溜らないように水はけをよくすること。
- c 高いがけ下で、石垣等だけでは安全とならない宅地は、防土堤を造ること。

(ウ) がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意する。

- a 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- b 家庭排水や雨樋からの雨水は、流し放しにしないで排水管、U字溝等で安全な場所に排水すること。
- c 埋込み排水管で細いもの、土のつまっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけをよくすること。
- d 吸込み枡、池、ごみ埋めの穴等は、造らないこと。
- e 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合って安

全な排水施設をつくること。

(イ) 降水量と地下水を監視する。

a 過去にがけ崩れの起こった際の降水量を知り、降水量がそれに接近した場合は、第1級の警戒体制をとること。

b 降水が終わっても、なお、3日間は危険であること。

c 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いていた場合には、基準とする警戒雨量は一層厳しくする必要があること。

d 降水量が増えてきたときは、がけの全体を監視し、湧水の有無について警戒を怠らぬこと。

(ロ) 危険ながけ付近の居住者は、緊急の場合のために次のことに注意する。

a 消防団員や警察官が避難を指示したときは必ず従うこと。

b 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。

c 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、高齢者や子供は早めに避難させること。

d 平時から避難について心がけ、準備していること。

e 緊急の場合は110番、119番へ電話すること。

4 治山事業

(1) 山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についても併せて施工する。

(2) 本町における山地に起因する災害危険地区は、資料編に掲載のとおりであるが、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。

(3) 災害に強い健全な山林を整備又は維持するため、山林所有者に対し適正な管理を行うよう指導する。

資料編・山地に起因する災害危険地区一覧

5 防災ダム事業

県は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダムを設置しており、町内には不破北部防災ダムがある。

町は、県に防災ダム事業必要地区の調査を要請するとともに、耐震対策等整備の推進を要請するものとする。

農 業 用 防 災 ダ ム

令和4年3月現在

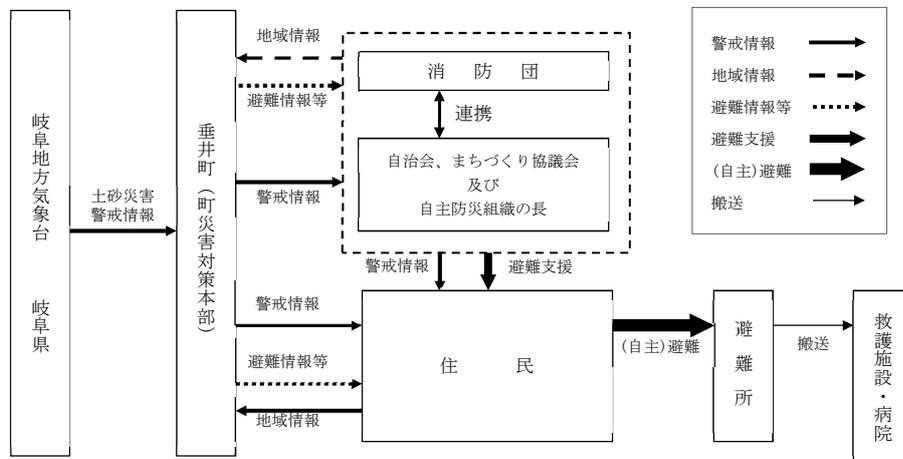
水系	河川名	地区名	所在地	堤高	堤長	貯水量	堤体積
木曾川	岩手川	不破北部	不破郡垂井町岩手	m 42.5	m 142.0	千トン 1,128.0	m ³ 309,063

6 総合的な土砂災害対策の推進

町防災会議は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域の指定があった場合は、町計画において、当該区域ごとに必要事項を定めるものとする。

(1) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、岐阜県と岐阜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう垂井町に発表する防災情報である。



資料編・土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項並びに第8条第1項に基づく区域指定の一覧

第3節 建築物災害予防対策

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課

1 建築物防災知識の普及

町は、建築物防災知識の普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、町広報紙、インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）の活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

(1) 既存建物の保全対策

一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

(2) 建築基準法等の普及

建築物の敷地、構造、用途等が建築基準法に適合するよう県では建築確認審査業務を行っているので、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

2 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第7節「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

(2) 確認検査の徹底

特殊建築物の建築に当たっては、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行徹底を期する。

(3) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(4) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

(5) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し災害時の万全を期するものとする。

3 公共施設災害予防の推進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 建物の定期点検等を実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

4 災害危険区域の指定

町は、がけ崩れ等による危険の著しい区域について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

資料編・山地に起因する災害危険地区一覧

第4節 防災営農対策

関係機関：企画調整課 産業課

災害による農業被害の軽減と農業経営安全のため、防災営農に関する指導その他の対策は、次によるものとする。

1 指導等の実施

防災業務従事職員及び農業者に対する防災営農に関する指導、教養は、県の防災営農指導班が中心となり、町及び関係機関の協力を得て実施する。

(1) 指導事項等

町及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとする。特に、防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また、一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

(2) 指導等の方法

町及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

2 病虫害防除器具の整備

町及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努めるものとする。

3 災害用水稲種子の確保

町は、災害（特に水害）に備えて災害用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努めるものとする。

第5節 水害予防対策

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 消防団

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、資料編「垂井町水防計画」によるものとするが、水害と関連のある予防対策、避難に関する情報等については、次によるものとする。

1 貯木対策

製材業者等貯木をするものは、たとえ一時的なものであっても、災害時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。なお、関係の各機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

- (1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。
- (2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがあるときは、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。
- (3) 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。
- (4) 木材には刻印を付す等その所属を明確にしておくこと。

2 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所

町は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定することとする。

4 浸水想定区域における対策

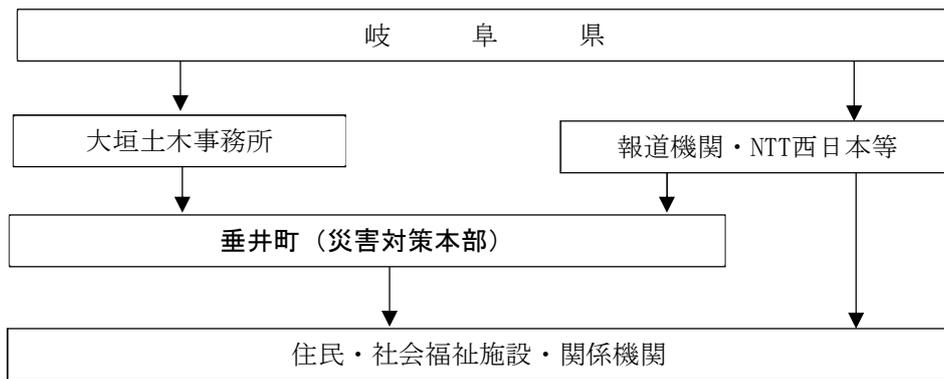
(1) 浸水想定区域の公表

本町は、「木曽川水系相川浸水想定区域」、「木曽川水系泥川浸水想定区域」、「木曽川水系大滝川浸水想定区域」「木曽川水系梅谷川浸水想定区域」、「木曽川水系大谷川浸水想定区域」「木曽川水系薬師川浸水想定区域」及び「木曽川水系牧田川浸水想定区域」に含まれており、町南部及び東部において浸水が予測されている。

このため、町は、当該浸水想定区域ごとに次の事項に関する対策を定めるとともに、住民に周知を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

町及び県は、洪水予報等について、電話、町防災行政無線、防災行政無線（屋外放送）メール配信サービス・町防災アプリ・町LINE、町ホームページ、岐阜県ホームページ（川の防災情報）や広報車等を通じて伝達を行うものとする。



イ 避難所

当該浸水想定区域図ごとの浸水状況により、最寄りの避難所を指定するものとする。

資料編・指定避難所・緊急指定避難場所一覧、福祉避難所一覧

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

町は、要配慮者施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設ごとに作成する避難確保計画について支援を行うものとする。

(2) 洪水ハザードマップの整備

洪水予防等の伝達方法や避難所等の防災情報を記載した洪水ハザードマップを整備し、被害の軽減のため住民へ周知を図る。

(3) 対象施設の名称及び所在地

浸水想定区域内にある要配慮者施設については、当該施設の名称及び所在地を記載するものとする。

資料編・災害時に避難等の連絡を要する施設

(4) 水害リスクの開示

町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

町は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。

また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、町のタイムライン策定を支援する。

(5) 防災知識の普及

町、県、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。町及び県は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。

とする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センターのケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査する等防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講ずる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

(6) 体制整備

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(7) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

第6節 渇水等予防対策

関係機関：企画調整課 上下水道課

町は、飲料水の枯渇や災害による断水等のおそれのある水道施設（以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備を進めるなか、関係機関等との協力体制の整備を行う。

1 現状の把握と施設対策

町は、飲料水の利用や施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させないように、その対策に努めるものとする。

2 渇水期の広報と給水

町は、水源が長期にわたり枯渇し、また十分な飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

(1) 広報

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 防災行政無線、インターネット（町ホームページ、町防災アプリ、町LINE）等、広報車、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

(2) 給水の方法

町は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定めるものとする。

- ア 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が車載用給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- イ 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- ウ 必要となる資機材の確保の方法
- エ 関係職員の対応、役割分担等

3 給水資機材の確保等

町は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用給水資機材として、給水計画に基づく給水に必要な車載用給水タンク、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

4 飲料水の緊急給水等

町は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

第7節 火災予防対策

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

大規模災害が発生した場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があるため、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1 火災予防の指導強化

町及び不破消防組合は自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における災害防止思想普及を図るため次の指導を行うものとする。

- (1) 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- (2) 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火栓、消火用水の準備とその使用方法

2 消防組織（常備及び非常備）

(1) 不破消防組合

本町と関ヶ原町は、消防に関する事務を共同処理するため、昭和43年5月より不破消防組合を発足した。本町に消防本部・東消防署、関ヶ原町に西消防署が設置されている。

(2) 垂井町消防団

垂井町消防団は、垂井、東、宮代、表佐、府中、岩手、合原の7分団で組織され活動している。

3 消防力の整備強化

町内における消防組織の充実強化及び消防施設等の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

(1) 消防組織の整備

町及び不破消防組合は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。

(2) 消防施設等の整備

町及び不破消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に当たって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、通信施設を計画的に整備するものとする。

イ 消防の近代化

建築物の高層化、建築構造の変化及び危険物施設の増加等に伴う火災に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の整備を図り、消防の近代化に努めるものとする。

ウ 機械器具の整備点検

非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう、平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施するものとする。

エ 消防水利等の確保

消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

(3) 通信の効率的運用

町及び不破消防組合は、通信施設の効率的運用について計画を樹立するものとする。

4 消防団員の教養訓練

町及び不破消防組合は、災害の予防若しくは防火活動等の万全を期するため、消防団員に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努めるものとする。

- (1) 消防の近代化に伴い、一層高度な知識と技術が要請されるので、人的消防力の質的向上を図るため、県消防学校に消防団幹部を派遣し、教養訓練を受けさせるものとする。
- (2) 消防訓練の徹底と女性防火クラブ等民間防災組織、その他住民を一丸とした総合消防体制の確立を図るため、県及び不破消防組合等と連携し、消防連合演習を実施する。

5 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導若しくは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、興行場等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化する。
- (2) 旅館、興行場等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち一定規模以上のものを対象とした防火対象物定期点検報告制度により、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。
- (3) 危険物製造所等の立入検査を行うとともに、県が実施する危険物取扱者保安講習への参加を呼びかけるものとする。

6 一般住民に対する火災予防の徹底

町及び不破消防組合は、火災の発生を防止し、若しくは災害時における被害の軽減を図るため、一般住民に対し、防火、防災に関する思想又は不破消防組合火災予防条例（昭和46年条例第2号）の普及徹底に当たるものとする。

最近の火災の状況をみると、住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に65歳以上の高齢者は、約半数を占めることに鑑み、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による死者が急増していくことが懸念される。このため、住宅火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等により、対策を総合的に推進するものとする。

なお、火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

(1) 普及の時期

防火思想及び不破消防組合火災予防条例の普及は、あらゆる機会をとらえて行うが、特に「全国火災予防運動（春・秋年2回）」あるいは「文化財防火デー」の期間に重点を置いて町内広く強力に展開するものとする。

(2) 協力機関

県消防協会、危険物安全協会、幼年・少年・女性防火クラブ等の関係団体と協力して行うものとする。

(3) 普及の媒体

防火思想の普及は、おおむね次の媒体を通して行うものとする。

- ア 町広報紙による周知徹底
- イ ポスター、パンフレットによる啓発宣伝
- ウ インターネット（町ホームページ、町防災アプリ、町LINE）等による啓発
- エ 広報車による巡回宣伝
- オ 消防関係行事への積極的参加

7 総合消防体制の確立

町及び不破消防組合は、消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化

と工場、事業場等に対する自衛消防組織の確立を図るため、民間防災組織である女性防火クラブ、少年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総合消防体制」を確立するとともに、次により火災予防思想の普及及び自衛消防活動の万全を図るものとする。

- (1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、少年消防クラブ、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及及び家庭防火知識の普及を図る。
- (2) 多数の従業員が勤務する工場、事業所等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。特に化学工場等危険性の高い工場、事業所等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めさせる。

8 消防計画の樹立

町は、この計画の定めるところにより、「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

第8節 観光施設等予防対策

関係機関：企画調整課 産業課 教育委員会

本町においては、観光名所、文化財施設、運動公園施設等（以下この節において「観光施設」という。）が存在している。町は、利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）、垂井町観光協会等の観光関係団体等と連携し、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

1 責任体制の整備

観光施設の管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察署と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

3 町との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示等が行えるようにしておくものとする。

また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

第9節 文教対策

関係機関：教育委員会

学校、その他の文教施設（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物、施設及び設備を災害から防護し、教育の確保と児童、生徒（以下「児童生徒」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずるものとする。

1 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たって、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

2 文教施設の予防対策

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所若しくは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強及び整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等の設置に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めること。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布、又は講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校等においては、常に児童生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒を通じて地域における防災意識の普及徹底を図り、災害の未然防止と災害時の緊急対策についても十分周知させるものとする。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭等への徹底を図るものとする。なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう次の点に留意して防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動により十分な効果を収めるように努めること。

- (3) 火災、風水害、震災等それぞれの場合における計画を策定し訓練を実施すること。なお、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (4) 訓練は毎学期1回実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年、1月26日の文化財防火デーを中心に文化財防火訓練を実施するよう努めること。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

7 気象予報警報等の把握・伝達

各学校等における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達について、町教育委員会及び各施設管理者は、小中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努めるものとする。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4項第1節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき町本部に伝達されるので、町教育委員会が各学校長等に伝達するものとする。

8 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校等の臨時休業については、町教育委員会が決定して行うものとする。

9 外国人の利用する施設との連携

町は、外国人の利用する施設との間で、災害発生時の災害情報や被災情報の伝達体制、避難所・避難路・案内板の確認、通訳・翻訳ボランティアの確保等について把握・確認を行い、災害時における速やかな応急対策がとれるよう連携を図るものとする。

第10節 防災思想・防災知識の普及

関係機関：各課共通

被害を最小限に食い止めるには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなを守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄等、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、地域単位や学校、職場等に着眼し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ることが大切である。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に起こりうることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域においては要配慮者を支援する体制の整備を図るとともに、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 住民に対する防災教育

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する研修会等の開催、町ホームページ、町防災アプリ、町LINE、町広報紙を通じた広報や災害図上訓練の普及推進による災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとってもっとも重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等）をまとめておくこと。自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (3) さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (4) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

防災知識の普及に当たって、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2 児童生徒等に対する防災教育

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）は、災害の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主

体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、不破消防組合、消防団及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会の実施に努めるものとする。

4 外国人に対する普及

パンフレット等の内容を多言語で作成するとともに、訓練等の実施に努めるものとする。

5 災害伝承

町及び防災関係機関は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理、保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努め、地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

6 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 防災訓練への積極的参加

町及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

8 防災士等の活用

地域防災力の向上を図るために、防災士等の防災知識を有する人材の活用を通じて、地域防災リーダーの養成に努めるものとする。

第11節 防災訓練

関係機関：各課共通

計画に基づく応急対策の円滑な実施を期するため、次により防災訓練を行うものとする。

1 基本方針

災害発生時において、計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努めるものとする。

町及び防災関係機関、防災上重要な施設の管理者が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災、震災等それぞれ地域（施設）において発生が予想される災害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講ずることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

2 水防等の訓練

水防に関する具体的な訓練計画は資料編「水防計画」を準用する。

3 消防訓練

町及び不破消防組合は消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村や県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

4 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、避難訓練を不破消防組合、消防団等の協力を得て実施できるよう努めるものとする。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施できるよう努めるものとする。

5 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

本町において予想される災害と対象地区は、本章第1節「災害危険地域調査等の調査」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練の実施を図る。

- (1) 火災の発生 ⇒ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇒ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生 ⇒ 避難訓練等
- (4) 地震の発生 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練例

- | |
|-----------------------|
| ① 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練 |
| ② 倒壊家屋等からの救出訓練 |
| ③ 負傷者の手当て及び救命訓練 |
| ④ 要配慮者の参加する避難訓練 |
| ⑤ 飲料水の確保訓練 |
| ⑥ 炊き出し訓練 |

6 総合防災訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度1回おおむね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

訓練科目	訓練実施機関
気象予警報伝達訓練	町、県及び防災関係機関
通信、通報訓練	町、県及び防災関係機関
避難訓練	町、不破消防組合、消防団及び奉仕団体
医療訓練	町及び不破郡医師会
炊き出しその他救助訓練	町及び奉仕団体
消防、水防訓練	町、不破消防組合及び消防団
広域応援訓練	災害応援協定締結機関
その他の訓練	各関係機関

7 その他の防災訓練

町及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 動員訓練
- (3) 机上訓練

8 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第12節 自主防災組織の育成と強化

関係機関：企画調整課 消防団

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、町は、垂井町自主防災組織設置要綱（平成16年垂井町告示第33号）に定めるとおり、住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。

1 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、住民の自主防災組織づくりを推進するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の設立と活動の充実

町は、消防職員OB及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

また、防災士等の防災リーダーの育成を図るとともに、防災士等を活用した地域防災力の向上に努めるものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

4 組織及び活動の内容（例）

		平常時の活動	非常時の活動
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (会長・副会長) 本部 </div>		<ul style="list-style-type: none"> ○年間防災計画、規約の作成及び組織の役割を明確にしておく。 ○公的防災機関等との連携を確保する。 ○防災知識の習得・普及活動 ○防災カルテ、防災マップの作成 ○生活必需品、防災資機材の備蓄 ○地域内の他組織との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認を行う。 ○各班の活動の統制を行う。
	消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止の啓発を行う。 ○火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベを転倒防止等の呼びかける。 ○消火用水の確保、街頭設置消火器の点検を行う。 ○初期消火訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止及び初期消火活動を行う。 ○消防機関に協力をする。
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ○危険箇所（がけ、ブロック塀等）をあらかじめ確認しておく。 ○避難誘導訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、避難路の安全確認及び危険箇所の表示を行う。 ○公的防災機関と連絡をとる。 ○避難情報を伝達する。 ○避難誘導を行うとともに、避難場所等における秩序の維持に努める。
	救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内のお年寄り、乳幼児、病人等要配慮者を確かめておく。 ○応急医薬品及び資機材を備える。 ○救出・救護訓練を行う（応急手当法等を習得する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握を行う。 ○救出活動を行い、救急処置を行う。 ○負傷者を救護所等に搬送する。 ○高齢者、乳幼児、病人等要配慮者の安全確保を行う。
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○地震についての正しい知識の普及を図る。 ○映画会、懇談会等を開催する。 ○防災マップ等を作成し、地域防災意識を高める。 ○巡回広報、情報収集・伝達訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。 ○地域の被害状況及び必要な情報を把握する。 ○公的防災機関等との緊急連絡を行う。
	給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水等の備えを呼びかける。 ○必要な資機材の確保と点検を行う。 ○炊き出し訓練、給水訓練等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて炊き出しを行う。 ○食料及び応急物資の調達、配分を行う。

5 自主防災組織における外国人の位置付け

自主防災組織は、災害時に外国人へ円滑な支援ができるよう、日本語を理解できない外国人の日常的な把握に努め、地域の外国人の人数や所在の把握に努める。

6 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、地区ごとの実状にあった防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（経験者含む。）が在住しているかを確認のうえ、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。また、災害発生時に外国人が速やかに避難等の応急対策が図れるよう、防災マニュアルの多言語化を検討する。

- (1) 地区の実状を考慮した被害想定の実施
当該地区で起こりうる災害を具体的に想定する。（町計画の習熟）
- (2) 予想される事態への対処
必要なものは何か、どう行動すべきかを考える。
- (3) 必要な体制の整備
当該地区に最も適した体制の構築を行う。
- (4) 必要な資機材の整備
非常時に使用する資機材の整備計画及び管理方法を決定する。

7 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1箇所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設（コミュニティ防災拠点）を定め、その整備に努めるものとする。なお、コミュニティ防災機能は、次のとおりである。

- (1) 防災知識の習得・普及
- (2) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (3) コミュニティの災害応急活動の拠点

8 自主防災組織の資機材の整備

町は、地域住民の安全を確保し、地震、水害等の災害に対処するため、垂井町自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱（平成16年垂井町告示第34号）の定めるところにより、自主防災組織が行う防災資機材購入に要する経費に対し補助金を交付する。

補助の対象となる資機材は、次のとおりである。

防災倉庫、可搬消防ポンプ、電池式メガホン、ヘルメット、消火器、救急用品、テント、担架、ロープ、工具類、携帯ラジオ、自家用発電機、ブルーシート、炊飯用具、組み立てリヤカー、トランシーバー、その他町長が特に必要と認めたもの

【資機材整備例】

情報伝達用具 消火用具	ハンドマイク	救出・障害物除去用具	バール・ジャッキ	救出・障害物除去	大ハンマー
	携帯無線機		折り畳み梯子		片手ハンマー
	街頭用消火器		のこぎり、チェーンソー		ロープ
	消火器格納庫		掛矢		ゴムボート
	バケツ、砂袋		斧	釜（釜戸付）	
	可搬式ポンプ		スコップ	鍋	
救護用具	担架（車付き）		つるはし	給食・給食用具	受水槽（1 t）
	救急セット		鍬		ろ水器
	毛布		もっこ、石み	その他	テント・天幕
避難用具	強カライト		なた		ビニールシート
	標旗・腕章	ペンチ	井戸用ポンプ		
	ロープ200m	鉄線ばさみ	リヤカー		
	小型発電機		燃料缶		

9 研修の実施

(1) 自主防災組織リーダー研修会

町は、県及びその他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

(2) 各種団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

10 消防団及び駐在所との連携強化

町及び警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

11 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を推進する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

(2) 建設防災支援隊

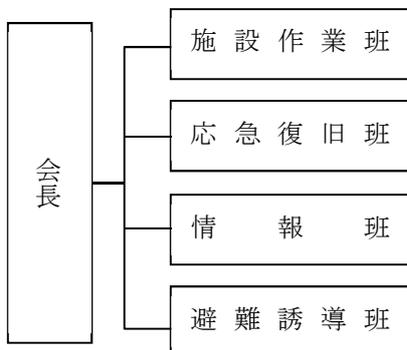
ア 地域の建設事業者は、町が災害応急対策を実施する場合には、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、町が要請できないときには、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。

ウ 農業用ダム、ため池の自主防災組織

町、土地改良区、受益者及び住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行うものとする。

【組織（例）】



第13節 必需物資の確保対策

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 上下水道課 産業課

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制を整備するものとする。

1 住民による個人備蓄の広報

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後約3日分（推奨1週間分）の生活に必要な食料・物品等は個人においても備蓄するものとし、町は、町広報紙等に災害時の備え等に関する防災記事を掲載する等住民に対して備蓄の推進に努める。

また、自主防災組織を育成するに当たって、各戸での必要量の備蓄を推進し災害時には互いに備蓄品を提供し合う等相互協力に努めるものとする。

2 町における対応

大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方等が乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

現在町では、資料編に掲げるとおり、食料、毛布等を備蓄しているが、順次整備の充実に努めるものとする。

(1) 公共備蓄の基準

町が公共備蓄すべきものは、次のとおりとする。

- ア 緊急に必要なもの
- イ 業者の在庫から調達が困難なもの
- ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

(2) 備蓄物資と各機関における役割分担

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ア 町一水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの
 - 救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
- イ 県一使用頻度は低い、あると便利なもので高価なもの

(3) 集中備蓄と分散備蓄

ア 備蓄は、集中備蓄と分散備蓄とに区分するものとする。

(ア) 集中備蓄は、大型で数量が少なく、緊急性を有しないものを対象とし、防災倉庫（防災拠点）等を備蓄場所とし、近隣市町との共同備蓄も考慮する。

(イ) 分散備蓄は、大量で、災害発生後直ちに必要となるもの又は分散して備蓄しないと危険なもの（炊飯用燃料等）を対象とし、各避難所等を備蓄場所とする。

イ 備蓄は、流通備蓄（流通在庫調達）を原則とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図り、農業協同組合、商工会、業者等と協定を締結する等調達体制の整備を図るものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大等に配慮するよう努めるものとする。

資料編 ・ 垂井町防災資機材・備蓄品格納場所一覧

3 食料及び生活必需品の確保

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保、供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。民間事業者に委託可能な緊急物資の管理・輸送等の業務は、協定を締結しておく等の協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力を活用するものとする。

- (1) 確保すべき品目、数量の把握（要配慮者等のニーズを充分把握）
- (2) 町内における緊急物資流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
- (6) 緊急物資の集積場所の指定
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊き出し要請先リストの作成

緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- ① 確保すべき品目、数量（要配慮者等に留意のこと。）
- ② 流通在庫の定期的調査
- ③ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- ④ 緊急物資調達を含む相互応援協定の締結
- ⑤ 調達体制
- ⑥ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- ⑦ 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- ⑧ 配分計画

4 飲料水の確保

本町は、上水道と簡易水道により安定的な飲料水の供給を行っているが、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。

- (1) 「災害時における応急給水及び上水道施設応急復旧に関する協定」（H16.6.11）に基づく垂井町水道組合との応援協力体制の確認
- (2) 「岐阜県水道災害相互応援協定」（H9.4.1）に基づく他の水道事業者からの応急給水計画等の作成
- (3) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 車載用給水タンク、仮設給水栓
 - イ 浄水装置、非常用飲料水袋
- (4) 湧き水、井戸水等の把握
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

応急給水計画の内容

- ① 臨時給水設置場所の指定、その周知方法
- ② 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
- ③ 応急給水用資機材の確保方法

5 防災資機材の確保

(1) 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- ア 町—情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
- イ 県—防災・救助活動用資機材のうち高価なもの

(2) 業者等との協力体制

町は、重機類の確保及び要員の借上げ等のため、建設業者等との協力体制を整備するものとする。

(3) 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織が、迅速かつ効果的な救出・救助活動が行えるよう、防災資機材倉庫の設置、防災資機材の整備に努めるものとする。

6 住民に対する指導

住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

- (1) 3日間程度（推奨1週間分）の最低生活を確保できる緊急物資（食料、非常持出品、マスク・除菌シート等の衛生用品、その他各個人にとって必要なもの）の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
- (2) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分（推奨1週間分）を目標とする貯水（貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。貯水容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。）
- (3) 自治会、自主防災組織等による共同備蓄の推進並びに給水体制の整備及び資機材の整備（浄水器、ポリタンク、ポリ袋等）の検討

7 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

8 支援物資の輸送体制の整備

町は、国、県や民間物流事業者等と連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施するものとする。

第14節 防災通信設備等の整備

関係機関：企画調整課

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の支障となることから情報通信体制の整備拡充を図るものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、地上系通信・移動系通信によるシステムの推進・整備を図る。

1 本町の通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 垂井町防災行政無線
- ウ 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- エ 携帯電話
- オ インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）
- カ 電子メール

(2) 関係機関との連絡方法

町←→ 県	県防災行政無線、電話、インターネット
町←→ 垂井警察署	県防災相互通信用無線、電話
町←→ 不破消防組合東消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、電子メール
町←→ 垂井町消防団	町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、広報車、電子メール
町→ 住民	町防災行政無線（同報系）、電話、広報車、インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）、電子メール
町←→ 公共機関	電話（ホットライン）

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

2 通信施設

(1) 垂井町防災行政無線

垂井町防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

町は、町本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等を結ぶ防災行政無線並びに指定避難所等を結ぶパソコン通信網の整備・拡充とその運用の習熟に努めるものとする。また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

資料編・町防災行政無線の整備状況

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、兼支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災通信システムの整備拡充を図っている。

3 防災相互通信用無線の整備

町、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

町は、不破消防組合、消防団相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

4 非常時の通信体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができない又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

5 その他通信網

町及び県は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努めるものとする。

(2) アマチュア無線

社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備に努めるものとする。

(3) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE）等により提供する体制の整備に努めるものとする。

(4) タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制の整備に努めるものとする。

6 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備に努めるものとする。

7 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備する等、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

8 情報収集・連絡システム

町及び県は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

9 災害時優先電話の周知徹底

町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話を登録している。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

- ・「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ・災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編・災害時優先電話一覧

第15節 避難対策

関係機関：各課共通

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われる等、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

1 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップの配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては住民参加を基本とし、住民が防災訓練等において直接活用できるよう配慮することにより、災害時における避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報等から判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報等を記載した「災害・避難カード」等の作成の促進に努めるものとする。

計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。【例】災害発生時対応（開館時間内体制）マニュアル：タリイピアセンター

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。また、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所等

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被

災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、その他民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設被災が想定されない安全区域内に立地するオープンスペース等であって、災害発生時に迅速に安全を確保し、避難場所へ移送を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、加えて主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図るものとする。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

さらに、指定避難所以外にも、住民主体の運営に基づく地域の避難所として届出避難所を整備する。

(3) 広域避難場所の整備

町は、主として地震火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定し、住民に周知する。広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

ア 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

イ 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。

ウ 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

避難所運営マニュアルの内容

- ① 広域避難場所の面積は、おおむね10ヘクタール以上の空き地とする。
- ② 広域避難場所における避難民1人当りの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- ③ 広域避難場所は要避難地区のすべて住民を収容できるよう配置する。
- ④ 広域避難場所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ⑤ 広域避難場所は、大規模なけ崩れや浸水等の危険がないところとする。
- ⑥ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

広域避難場所を指定した町は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(4) 一時避難場所の設定

本町における避難所は、資料編に掲載のとおりであるが、自治会等においては、集団による避難を行うため、地区ごとに一時的に集合する場所を指定する等、実状を織り込んだ計画の策定を図る。

(5) 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資器材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

広域避難場所の選定基準

- ① 避難所開設・管理責任者
- ② 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- ③ 避難所生活の基本的ルール
 - ・居住区画の設定・配分
 - ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ・プライバシーの保護等
- ④ 避難状況の確認方法
- ⑤ 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- ⑥ その他避難所生活に必要な事項
- ⑦ 平常体制復帰のための対策

(6) 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法については防災行政無線、広報車、インターネット（町ホームページ、町防災アプリ、町LINE）等によるものとする。

4 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底をするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

広域道路の選定基準

- ① おおむね8メートル以上の幅員とする。
- ② 相互に交差しないものとする。
- ③ 道路沿いには、火災、爆発等の危険がある大きな工場等がないよう配慮する。
- ④ アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- ⑤ 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- ⑥ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ⑦ 複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

5 高齢者等避難、避難情報の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難情報について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、町の避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように体制等を整備するよう努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

なお、県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、避難情報の基準の策定を支援する等、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

6 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

7 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）に指定された場

合は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

内容については、本章第5節「水害予防対策」に拠るものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

8 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行う等、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

9 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した各種災害におけるハザードマップ、町広報紙、等を活用して広報活動を実施に努めるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に応じた避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、町は災害種別一般図記号を使った避難場所の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対してはハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存在していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること等の条件を満たしていると住民等が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知に当たっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく

ものとする。

10 帰宅困難者対策

町においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導體制の整備を促す等、帰宅困難者対策に努めるものとする。

11 避難所等におけるホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れられる方策について定めるよう努めるものとする。

12 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

13 広域避難

町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他の市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

ア 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの住民等を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

資料編・指定避難所・緊急指定避難場所一覧、福祉避難所一覧

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 不破消防組合 消防団

近年の災害においては、障がい者、高齢者、乳幼児、重篤な傷病者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

町は、「垂井町避難行動要支援者避難行動支援計画（以下、本節において「町支援計画」という。）」において、避難行動要支援者の適切な避難誘導と、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

町は、町支援計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

避難行動要支援者名簿の作成については、以下のとおりとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

次の者を避難支援等関係者とする。

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 不破消防組合
- カ 垂井警察署
- キ その他の避難支援等の実施に関わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
- イ 高齢者のみの世帯（65歳以上）
- ウ 要介護認定者（要介護3以上）
- エ 身体障害者手帳交付者（1・2級）
- オ 療育手帳交付者
- カ 精神障害者保健福祉手帳交付者（1級）
- キ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
- ク その他、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

避難行動要支援者本人から同意を得るとともに、個人情報保護に基づき、平常時から避難支援等関係者に情報提供できるものとする。

- ア 名簿に記載する個人情報
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町長が必要と定める事項
- イ 個人情報の入手方法
- (ア) 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するものとする。なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
 - (イ) 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求めるものとする。
- (4) 名簿の更新に関する事項
- 町は、避難行動要支援者の移動等の情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも年に1度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つものとする。
- (5) 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置
- 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずるものとする。
- ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
 - イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努めるものとする。
 - ウ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
 - エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
 - オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行うものとする。
- ア 避難情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

 - ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
 - ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと等、その情報伝達について、特に配慮すること。
 - イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施するものとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する等、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

(7) 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、内容については町支援計画に拠るものとする。

2 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

(1) 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

特に、ひとり暮らし高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 自治会等

自治会・自主防災組織は、当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者を重点項目として設定する。

3 施設、設備等の整備

(1) 町

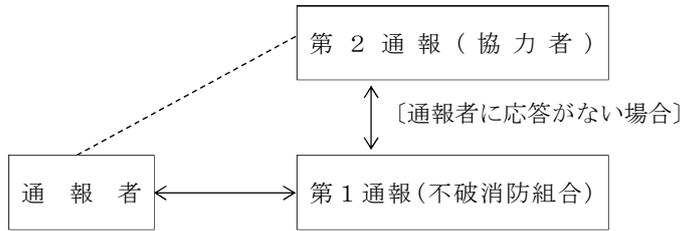
町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する等、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備に努めるものとする。また、社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、町には、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムが導入されているが、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、なお一層の整備、拡充の促進を図るものとする。

本町の通信体制は次のとおりである。



(2) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

4 町における措置

(1) 避難行動要支援者の状況把握

町は、日頃から居住地、電話番号、家族構成、保健福祉サービスの提供状況、連絡先、安否の確認方法、生活環境等について詳細情報の把握に努めるものとする。特にひとり暮らしの避難行動要支援者については、町社会福祉協議会と連携・協力し、生活環境の災害危険度チェック（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）を行う。

5 人材の確保とボランティア活用

(1) 町及び県

町及び県は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取組、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

6 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

町は、災害時における社会福祉施設や外国人が利用する施設との間で、災害発生時の災害情報や被災情報の伝達体制、避難所・避難路・案内板の確認、学校職員・生徒の防災知識の普及・啓発、通訳・翻訳ボランティアの確保等について把握・確認を行い、災害時における速やかな応急対策がとれるよう連携に努めるものとする。

7 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）等多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第17節 ボランティア活動の環境整備

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課

災害発生時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため町は、日本赤十字社岐阜県支部、町及び県の社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動に資するものとする。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町及び県の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。町は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

町社会福祉協議会は、垂井町赤十字奉仕団をはじめとする地域福祉活動に関係する団体による連絡会を設置し、ボランティアを尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。町及び県は、町及び県の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

町社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行い、日常から福祉ボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動してもらえるように依頼して順次登録体制を整備する。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - (ア) グループの活動であること。
 - (イ) グループに20歳以上の指導者がいること。
 - (ウ) 原則として県内の活動に限ること。
- ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

- 次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。
 - ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
 - イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置と運営

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置・運営し、広報啓発活動、情報収集活動等を行い、災害ボランティアコーディネーターの活動及び町内外から訪れた災害ボランティアの救助活動を統括する。

町は、町社会福祉協議会の実施するボランティアセンターの設置について指導及び支援を行う。
町はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取組を支援するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町は、町社会福祉協議会が実施するボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを育成し、登録の要請に努めるものとする。

5 ボランティア活動拠点の整備

町及び、町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第18節 広域的な応援体制の整備

関係機関：企画調整課 不破消防組合

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。

1 広域的な応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援協定

県内市町村は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防に関し相互の応援をするため「岐阜県広域消防相互応援協定」（R3.11.30）を締結している。

(2) 町及び県広域防災相互応援協定

町及び県は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図るものとする。市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努めるものとする。

2 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との相互応援協定の締結に努めるものとする。

3 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助体制

町及び県は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 警察災害派遣隊

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

(3) 広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援要請を行うときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」によるものとする。

第19節 医療救護体制の整備

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を迅速に提供し、人命の安全を確保するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1 地震災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援等について、自主救護体制の確立に努めるものとする。さらに、毎年度、医療救護訓練等を行い、内容の検証等を行うものとする。

(1) 事前対策

- ・ 救護所の指定及び住民への周知
- ・ 救護病院の指定及び整備
- ・ 医療救護班の編成
- ・ 医薬品の備蓄
- ・ 医療ボランティア等の受入体制の確立

(2) 応急対策

- ・ 医療救護班の派遣
- ・ 仮設の被災負傷者収容施設の設置
- ・ 医薬品の供給
- ・ 負傷者等の搬送
- ・ 災害時に特に支援を要する者への対応
- ・ 医療機関被災状況・診療状況等の情報収集・連絡・提供

2 救護所・救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として救護所の指定及び救護病院の整備に努めるものとする。

3 効率的な医療を確保するための研修

医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施するものとする。

4 医療品等の確保体制の確立

町及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

5 広域搬送拠点の整備

町は地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておく等、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

6 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者より治療に当たる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努めるものとする。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	色別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折・外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第20節 防疫対策

関係機関：企画調整課 住民課 上下水道課

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

町及び県は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町及び県は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町及び県は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第21節 砂防対策

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

1 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

町及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。

砂防施設の整備に当たっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

(2) 地すべり対策事業の推進

町及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

町及び県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施するものとする。

2 土砂流出防止対策

(1) 措置命令、停止命令等

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

3 土砂災害防止対策

町は県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 土砂災害防止法に関する基礎調査結果の公表

県が行う基礎調査の結果の公表について、地元説明会など町は積極的に周知に協力するもの

とする。

イ 警戒避難体制の整備

計画において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、減災を図るものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

町は、住民等に確実に情報が伝わるよう、防災行政無線、広報車、メール、インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）、電話等の多様な手段を用いて伝達することとする。また、住民等に伝達手段をあらかじめ周知しておくこととする。

(イ) 避難場所及び避難経路

避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で避難場所を選定することを基本とする。避難経路についても、土砂災害の危険性等、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示す等、地域の実状に応じた避難経路の選定を行うものとする。

(ウ) 避難訓練

土砂災害の避難訓練については、毎年1回以上実施することを基本とする。

避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する等、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

ウ 危険区域等の周知

町は、計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講ずるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。

エ 避難情報の解除の際の助言

町は、避難情報を解除しようとする場合において、必要があると認めるときには、県知事に対し、助言を求めることができるものとする。

オ 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(ア) 施設情報の把握

町は、当該施設の名称及び所在地について、本計画に登載することにより、施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(イ) 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

カ 要配慮者利用施設における防災体制の整備

(ア) 施設等における対策

本編第2章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

(イ) 施設との連絡体制の確立

町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

第22節 農地防災対策

関係機関：企画調整課 産業課

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

1 たん水防除事業

町及び県は、昭和36年6月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業の実施を行ってきており、今後においても、緊急度の高いものから、順次、新設・改修していくとともに集中排水管理システムの整備も推進していくものとする。

2 防災ダム事業

町及び県は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設又は改修を行い、洪水の調整を行ってきており、今後においても、防災ダム事業必要地区を調査するとともに、強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次事業を行うものとする。

3 ため池整備事業

町は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池のうち、緊急度の高いものから順次実施するものとする。

町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

4 その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第23節 都市災害対策

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 上下水道課

1 都市計画

合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業の推進に努めるものとする。

(1) 土地区画整理

町は、市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図るものとする。

(2) 町内道路の整備

町は、道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保するものとする。

(3) 公園緑地の整備

町は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難場所、被災者の受入れ地として、災害の防止並びに復旧に対処するものとする。

(4) 防火地域等の指定

町は、家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築物の防災性能を強化するものとする。

(5) 建築基準法第22条の区域指定

町は県と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で造り又は葺くように建築基準法に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

(6) 公営住宅の不燃化

町は、県及び関係機関と連携し、町内に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努めるものとする。

2 都市排水対策

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業の排水施設整備事業を推進する。

(1) 都市下水路事業

町は、都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。

第24節 ライフライン施設対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 住民課 上下水道課 教育委員会

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

1 水道施設

町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道施設の整備等に努めるものとする。

- (1) 水道水源の多元化による災害時における水道水の安定確保
- (2) 浄水場施設等の耐震化等
 - ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化
 - イ 緊急時給水拠点としての配水池等の整備推進を行う。貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置
- (3) 管路施設の整備
 - ア 導・送・配水本管等、基幹管路の耐震性の強化のため老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用
 - イ 配水系統の相互連絡は2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備
- (4) 電力設備の確保

主要な水道設備の電力供給については、長時間停電を考慮した自家発電設備の整備
- (5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所の設定
- (6) 資機材の備蓄等
 - ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
 - イ 応急給水用器材の備蓄、車載用給水タンク等の整備
- (7) 広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備する。

2 下水道施設

町は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策に努めるものとする。

また、民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の耐震・液状化対策等の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（仮設沈殿池、塩素混和池）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 下水道台帳の整備

(6) 中部ブロック災害応援体制の整備

3 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

4 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 災害対策機器の配備
- (3) 重要通信の確保
- (4) 要員の確保

6 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

7 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (6) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (7) 新エネルギーシステムの導入

第25節 行政機関の業務継続体制の整備

関係機関：総務課 企画調整課

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるとともに、町機能が壊滅した場合、職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。また、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

第26節 企業防災の促進

関係機関：企画調整課 産業課

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））を策定するよう努めるとともに、また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するマネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

1 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

3 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際に企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動等企業の特色を活かした活動が望まれる。

4 企業防災の促進のための取組

町及び商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

b 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第27節 防災対策に関する研究調査

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 産業課

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1 災害危険地予察

町及び県は、関係機関の協力を得て、毎年町内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町及び県計画に反映するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 災害対策本部運用計画

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「垂井町災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）又は「垂井町災害対策本部」（以下「町本部」という。）を設置する。

なお、町本部又は警戒本部は、災害の規模、程度に応じた体制をとるほか、町本部又は警戒本部を設置するに至らない程度の災害時にあつては、平常時における組織をもって対処するものとする。

2 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、若しくは町本部が設置されたときの体制等は、次によるものとする。

体制	基準	配備対応課	摘要
準備体制	1 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪警報 2 1のほか、町長がこの体制を命じたとき。	企画調整課（生活安全係）	各種情報の収集及び連絡活動を行う。
警戒体制	1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 1のほか、町長がこの体制を命じたとき。 ※状況により災害警戒本部に移行する。	企画調整課：課長、生活安全係 建設課：課長 都市計画課：課長 産業課：課長 健康福祉課：課長 子育て推進課：課長 ※休日・夜間については、企画調整課長の要請により登庁する。また、その他の職員は、自宅待機とし、必要な際は上司の指示により登庁する。	各種情報の収集及び連絡活動を行う。

<p>一般対策計画 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 地震対策計画 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章</p>	<p>警戒第二体制</p>	<p>垂井町災害警戒本部体制 1 警戒第一体制をとるべき警報が発表され、町長が被害発生の危険性等を勘案し、この体制をとるべきことを命じたとき。 2 大雨警報かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で土壌雨量指数基準を超過、若しくは土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ※避難指示発令時には、災害対策本部に移行する。</p>	<p>垂井町災害警戒本部設置 本部長：町長 副本部長：副町長 本部付：教育長</p> <p>企画調整課 建設課 都市計画課 産業課 健康福祉課 子育て推進課 } 全職員</p> <p>総務課 税務課 住民課 上下水道課 会計課 学校教育課 生涯学習課 議会事務局 } 係長以上</p> <p>消防団役員</p> <p>※その他の職員は、自宅待機とし、必要な際は上司の指示により登庁する。 ※消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。</p>	<p>《企画調整課》 ・災害対応全般 ・自治会長・まちづくり協議会への連絡、調整 《総務課》 ・電話対応及びマスコミ対応 《議会事務局》 ・町議への連絡・対応 《建設課、都市計画課》 ・現地調査（1班2名） ①垂井、東地区 ②岩手地区 ③府中地区 《産業課》 ・現地調査（1班2名） ①宮代地区 ②表佐地区 ③栗原地区 《上下水道課》 ・上下水道施設調査（各施設の点検） 《健康福祉課、子育て推進課、生涯学習課、学校教育課》 ・避難所開設、周知、運営 ・避難行動要支援者対策 《住民課》 ・避難所用資機材等の搬入（毛布、非常食等） 《会計課、税務課》 ・交通誘導（交通規制に伴交通誘導） 《消防団》 ・各地区の状況確認</p>
<p>非常体制</p>	<p>垂井町災害対策本部体制 1 災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 3 特別警報が発表されたとき。</p>	<p>本部長、副本部長、本部付部長、副部長 本部連絡員、班長 各班の必要な要員 すべての消防団員</p> <p>※消防団員である職員は、上司から登庁指示があった場合は、直ちに登庁すること。</p>		
<p>救助体制</p>	<p>垂井町災害対策本部体制 災害救助法が適用される災害で、救助関係以外の組織は特に体制をとる必要がなくなったとき。</p>	<p>本部長 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 町長の指示する課</p>		
<p>特別体制</p>	<p>特別な災害が発生し、町長がこの体制を命じたとき。</p>	<p>町長の指示する課</p>		

3 災害警戒本部

(1) 設置

警戒第一体制をとるべき警報が発表され、町長が被害発生の危険性等を勘案し、この体制をとるべきことを命じたときは警戒本部を設置する。警戒本部は、災害の状況により町本部へ移行する。その際は、事務の継続性を十分に考慮する。なお、状況によっては、警戒第二体制においても町本部を設置する。

(2) 所掌事務

- ア 町本部設置の準備に関すること。
- イ 県への報告に関すること。
- ウ 県、消防、警察等防災関係機関との連携に関すること。
- エ 消防団の出動準備に関すること。
- オ 状況調査に関すること。
- カ 避難の指示等住民の安全確保に万全を期すること。
- キ 町防災行政無線、広報車等による住民への警戒の呼びかけに関すること。

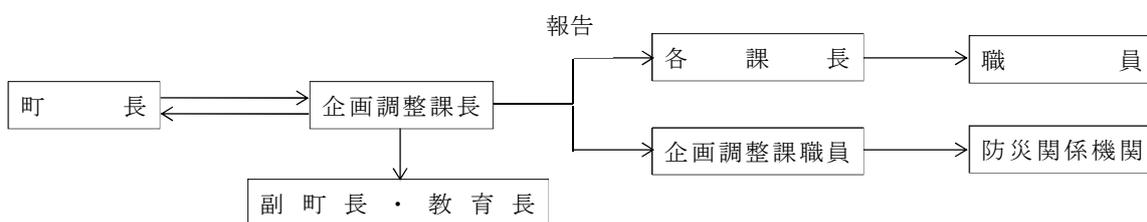
4 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により「2 体制等」に定める体制により難いと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

5 体制等の伝達

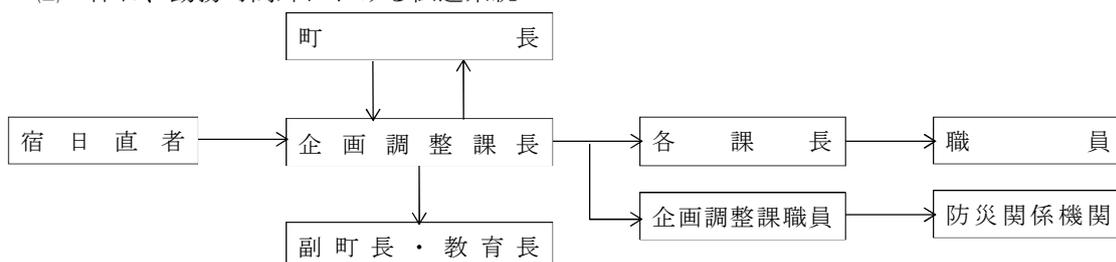
町本部の設置、解散、体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については省略することができる。

(1) 勤務時間内における伝達系統



(注) 庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

(2) 休日、勤務時間外における伝達系統



6 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（不在時は、副本部長又は代理者）が、その必要を認めるときは、「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、若しくは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、町本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、本部長が決定するものとする。

- (1) 町本部の体制及び職員の動員及び応援に関すること。
- (2) 必要により現地災害対策本部の設置及び現地指揮者の選定又は視察、見舞等に関すること。
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- (4) 被災者の救助、保護対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整及び推進に関すること。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項

7 本部連絡員の職務

- (1) 本部員会議の庶務
- (2) 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- (3) 気象警報等の関係機関への伝達
- (4) 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達
- (5) 総合（2部以上にわたって）実施を要する対策の連絡、調整
- (6) 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

8 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配備のいかんに関わらずそれぞれの任務につくものとする。各部は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）するものとする。

9 町本部の設置及び解散

(1) 町本部の設置

町本部は原則として役場に設置する。ただし、役場庁舎が被災し使用不能のときは、町文化会館又はタルイピアセンターを代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

＜本部設置場所＞

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
垂 井 町 役 場	垂井町宮代2957-11	0584-22-1151	0584-22-5180

＜本部代替設置場所＞

候補	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
1	垂 井 町 文 化 会 館	垂井町宮代2957-2	0584-23-1010	0584-23-1012
2	タ ル イ ピ ア セ ン タ ー	垂井町2443-1	0584-23-3746	

(2) 町本部の解散

町本部は、おおむね次の基準により町長が解散する。

- ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。

10 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

- 第1順位 副町長（副本部長）
- 第2順位 教育長（本部付）
- 第3順位 企画調整課長（企画調整部長）
- 第4順位 総務課長（総務部長）

11 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等において、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、被災地に近い町有施設を使用する。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は代理者）が指名する職員をもって充てる。

12 本部職員の身分証明、服装

(1) 身分証明書

本部職員の身分証明書は、「垂井町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第27条第4項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

(2) 服装

本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、防災服を着用するものとする。防災服には用する階級章、ヘルメットに記載する階級周章は次頁のとおりである。（図様1）

図様1

- 1 本部長（赤いライン3本 太・太・太）



- 2 副本部長（赤いライン3本 細・太・太）



- 3 本部付（赤いライン3本 細・細・太）



- 4 部長（赤いライン2本 太・太）



- 5 副部長（赤いライン2本 細・太）



- 6 班長（赤いライン1本 太）



第1節 第2項 災害対策要員の確保

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部においてその実情に即した所要人員の動員を図るものとする。

2 動員計画

町本部における職員の動員は、次によるものとする。

(1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況等に留意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機するものとする。

(2) 動員の方法

職員の動員は、各部において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあつては、電話、電子メール、町防災行政無線及び伝令によって動員するものとする。

ア 連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各部ごとの業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は部長とする。

(イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

イ 動員の伝達

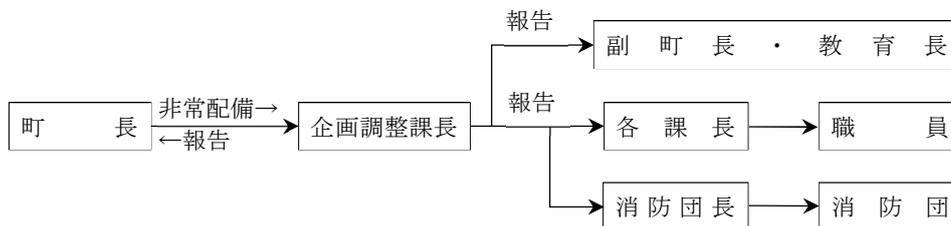
非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、企画調整課長は、町長の指示により非常配備を決定し、副町長、教育長、総務課長及び消防団長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

b 企画調整課長は各課長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

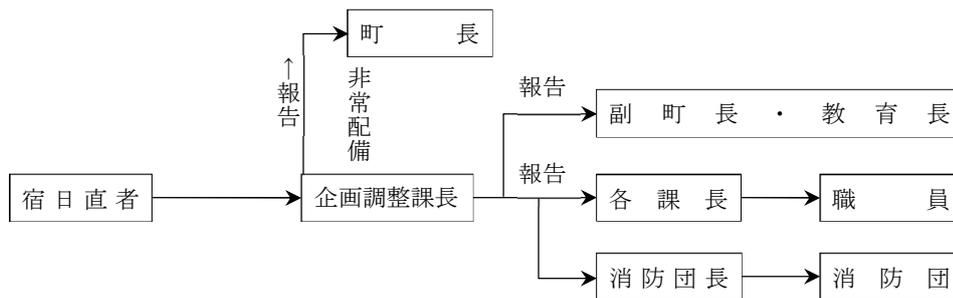
勤務時間内における伝達系統



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想される時は、直ちに企画調整課長に連絡するものとする。企画調整課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長に報告し、配備体制の指示を受け、副町長、教育長及び消防団長に伝達する。
- b 企画調整課長は各課長へ連絡し、各課長は、直ちに関係職員に連絡する。連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- c 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。

勤務時間外、休日における伝達系統

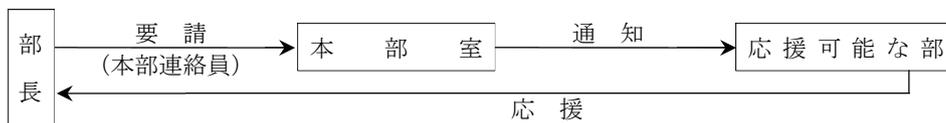


3 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ本部室に職員の応援を要請するものとする。本部室は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のある部のうちから適当な部を決定し通知するものとする。

なお、町本部内における応援でなお不足するときにあっては、県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請するものとする。

(1) 町内における応援要請系統



(2) 町内で不足する場合の県への応援要請



第2節 災害応援要請

第1項 防災機関協力計画

関係機関：企画調整課 不破消防組合

1 計画の方針

町は、自力による災害応急対策の実施が不可能又は困難なときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、関係のある他機関に応援、協力、斡旋を求め、円滑な実施を期するものとする。

2 関係機関相互の資料交換

町本部は、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を関係機関と相互に交換し、常に職員派遣（応援）の可能な状況を把握しておくものとする。

3 応援、協力の要請

各機関は、災害応急対策等の実施が労力、資機材の不足等によって不可能又は困難な場合は、広域応援協定等（本編第2章第18節「広域応援体制の整備」）によりその対策と関係のある他の機関からの応援を得、あるいは協力を求めることができるときは、県支部を經由し、若しくは直接にその機関に対して応援、協力あるいは斡旋の要請をするものとする。

なお、要請に当たっては、おおむね次の事項についてその条件を明示して行うものとする。

- ① 要請する対策等の内容
 - ② 要請する理由
 - ③ 人員、資機材等の職種別人員又は名称（品質規格等）、数量
 - ④ 期間又は日時等
 - ⑤ 場所又は地域等
 - ⑥ 経費その他条件
- 特に人の要請に当たっては宿舎、給食、携行品等の条件を詳細に示すこと。

(1) 県への応援要請

町長は、町域において災害が発生した場合応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求めることができる。（災対法第68条）

(2) 他の市町村に対する応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。（災対法第67条）

(3) 消防の応援要請

ア 大規模災害時における消防活動については、消防組織法第39条の規定に基づき締結された「岐阜県広域消防相互応援協定」により相互応援を行う。

イ アにおいて対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

ウ 近隣の市町、消防組合との相互応援については、本章第5節第3項「1.1 相互応援計画」の定めるところによるものとする。

(4) 自衛隊の派遣を要請するに当たっては、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、すべて県本部（防災班）に要請するものとする。

(5) 指定地方行政機関等に対する派遣要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

4 応援の受入体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

町は、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡交渉の窓口を明確にする。

(2) 搬送物資受入施設の整備

県、他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受入れるため、救援物資の集積所の整備に努める。

(3) 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩場所又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を整備する。

5 応援、協力の義務

町本部は、他の機関から応援、協力あるいは斡旋を求められた場合は、自らの災害応急対策等の実施の遂行に支障のない限り応援、協力し、又は便宜を供給するものとする。

6 経費

応援若しくは協力した場合の経費は、法令等による定めがある場合のほか、要請をした機関の負担とするが、経費支払いの基準、方法及び要請機関における経費負担が困難なときの負担区分等については、要請のあった都度関係機関が協議して定めるものとする。

第2節 第2項 技術者等の強制従事に関する計画

関係機関：総務課 企画調整課 不破消防組合 消防団

1 計画の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、強制命令を発するものとする。

2 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者	従事対象者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	火災の現場付近に在る者
水防作業	従事命令	水防法第24条	町長、消防団長又は不破消防組合の長	町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者
	協力命令	災害救助法第25条	知事	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害救助を除く。）	従事命令	災対法第71条	知事	病院、診療所等施設の職員等
	協力命令	災対法第71条	知事	
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災対法第65条第1項	町長	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
		災対法第65条第2項	警察官	
		災対法第65条第3項	自衛官	
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
		自衛隊法第94条第1項	自衛官	

3 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める令書を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長）が発する以外の従事命令については令書の交付は必要ないものとする。

- (1) 災害救助法による従事命令書 (様式1号)
- (2) 災害救助法による従事命令の取消命令書 (様式2号)
- (3) 災害対策基本法による従事協力命令書 (様式3号)
- (4) 災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書 (様式4号)
- (5) 災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書 (様式5号)

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴するものとする。

4 損害補償

従事命令又は協力命令により被災者応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者に対する損害補償は、垂井町消防団員等公務災害補償条例（昭和39年条例第29号）等による。

5 その他

- (1) 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、強制従事者台帳（様式6号）を整備し総務部に提出する。

- (2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次に掲げる書類を添付して町長に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することができない場合においては、町長等の証明書

第2節 第3項 ボランティア活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課

被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱するため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努めるものとする。

1 町及び町社会福祉協議会の活動

町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、ボランティアの活動状況を把握し、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置する等し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

町社会福祉協議会は、町と連携して、災害のため必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

被災現場での救援活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及びコーディネート
- (2) 災害ボランティアの救援活動への支援
- (3) ニーズの確認と県本部、県社会福祉協議会への伝達又は連絡調整

2 日本赤十字社岐阜県支部の活動

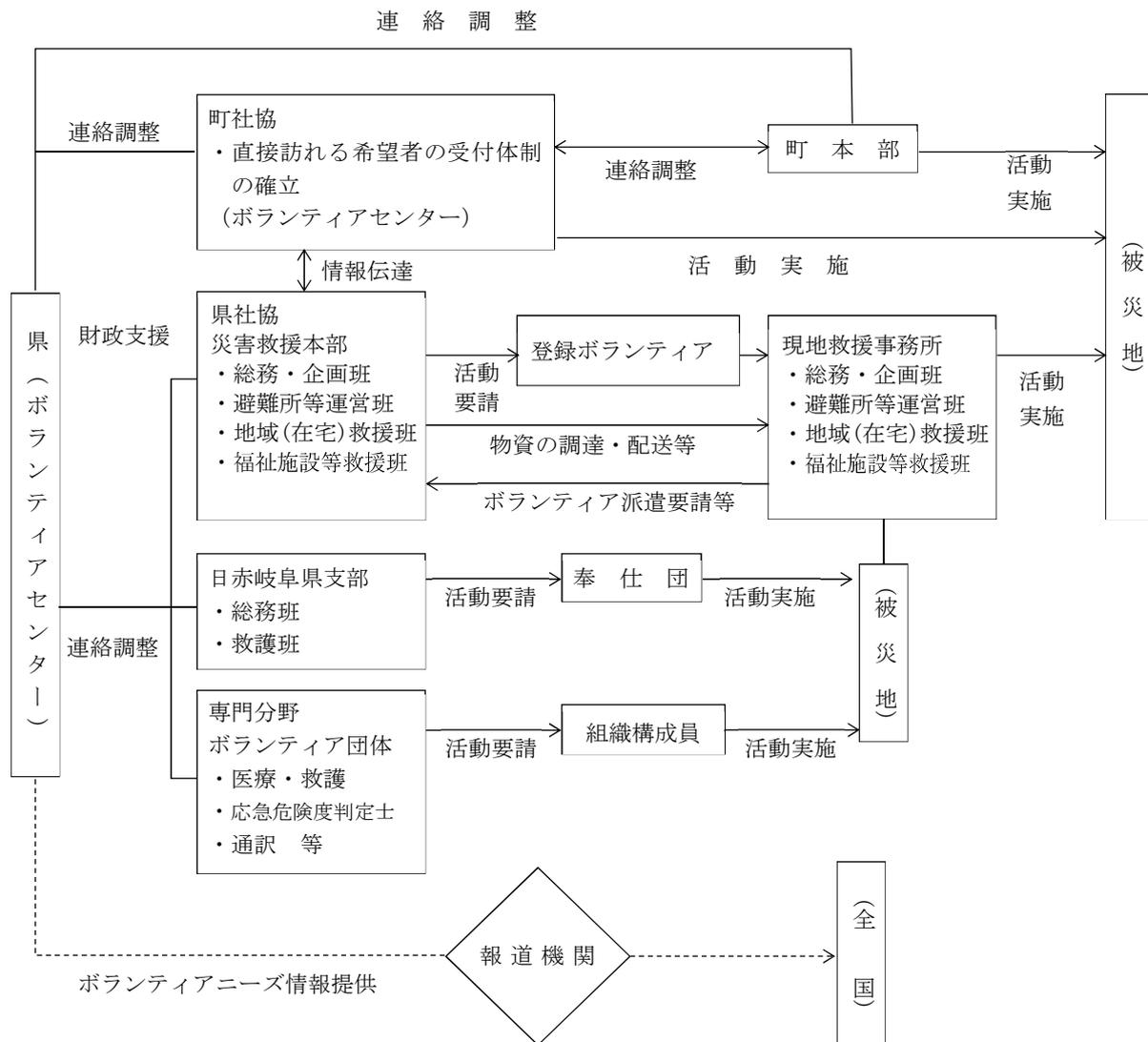
日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行うものとする。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

3 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県の総合ボランティア部会等関係機関と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行うものとする。

- ① 被災者の人命救助や負傷者の手当
これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- ② 被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。
- ③ 被災者の生活支援
一般的なボランティアの内容としては次のようなものがある。
 - ・避難所援助
食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布）
 - ・在宅援助
高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス等
 - ・その他
外国人援助（通訳、翻訳等）、被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い等

4 災害ボランティア概要図



一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第2節 第4項 自衛隊災害派遣要請

関係機関：企画調整課

1 計画の方針

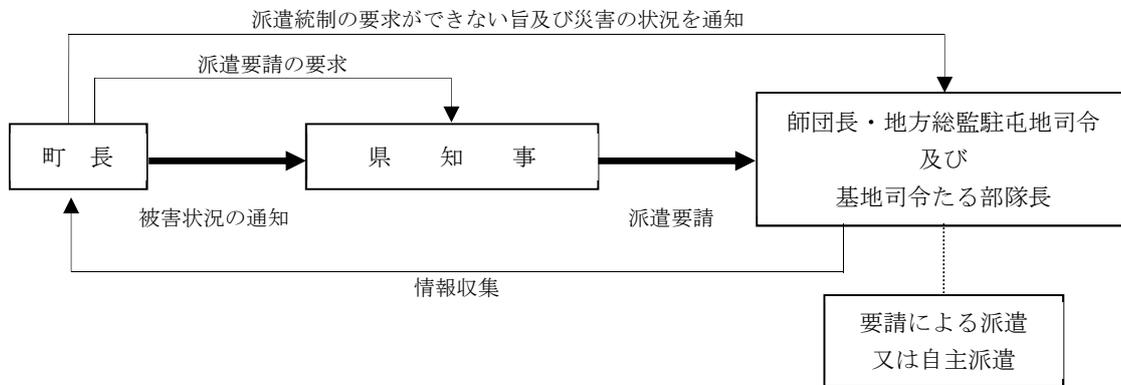
災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

3 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。



4 災害派遣の手続き

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式7号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、町長は、必要に応じて、災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
- (2) 町長は、県知事に派遣要請を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。
- (3) 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

5 要請の窓口

陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

N T T電 話 052-791-2191（内線461）（夜間477）

F A X 052-791-2191（内線411）

防災行政無線 7-651-712（事務室）

7-651-711（当直室）

651-710（F A X）

——自主派遣の判断基準——

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

6 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、不破消防組合、消防団に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

- (1) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 留意事項
 - ア 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担への配慮
 - イ 諸作業に関係ある管理者の了解を得ることへの配慮を行う。
 - ウ 派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うものとする。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めるものとする。
 - エ 住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行する

(2) 具体的措置

- ①連絡場所の設置 ⇨ 速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び県本部に通知する。
- ②窓口の統一 ⇨ 企画調整部に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一する。
- ③協議体制の確立 ⇨ 作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定める。
- ④作業計画及び資機材の準備 ⇨ 派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておくものとする。
- ⑤宿泊施設等の準備 ⇨ 派遣部隊の宿泊施設を小中学校等の公共施設に確保又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保する。また、必要に応じて臨時電話を架設する。
- ⑥知事への報告 ⇨ 町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

8 経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
 - エ 県・市町村が管理する有料道路の通行料

- (2) その他前記負担区分に疑義が生じた場合、若しくはその他必要経費が生じた場合は、県本部に照会し、その都度決定する。

9 派遣部隊撤収時の手続き

- 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式8号）を依頼するものとする。

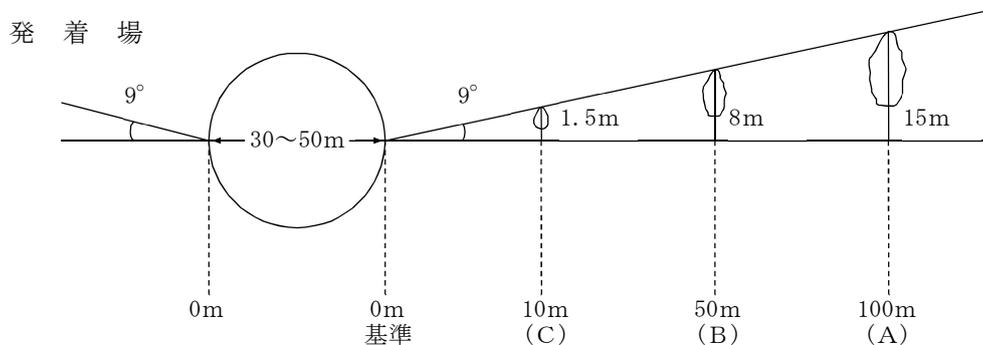
10 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

- (1) 派遣要請依頼
 - ア 派遣要請依頼は、様式7号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
 - イ 派遣要請依頼は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。

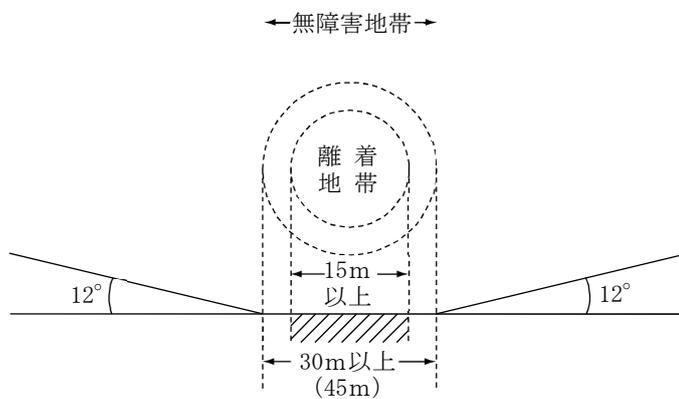
(2) 発着場選定基準

ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

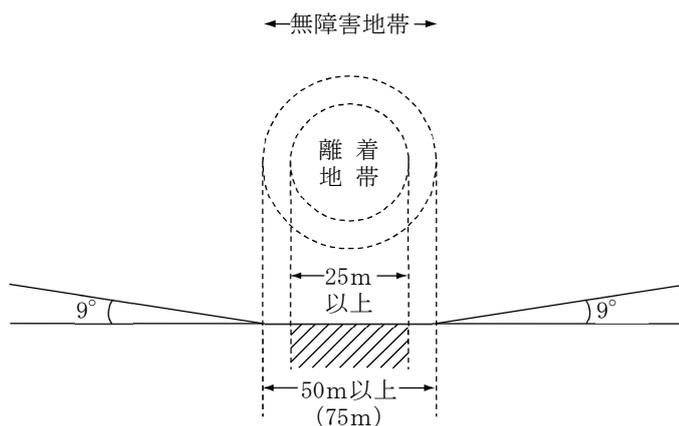
イ 四圍にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。



ウ (7) 小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

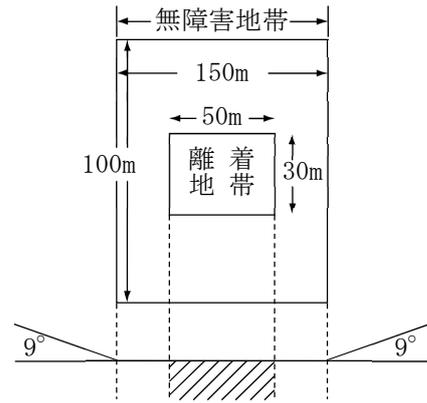
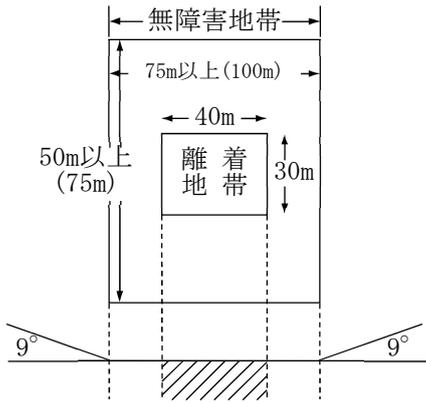


(i) 中型機（UH-1）の場合（カッコ内は夜間）



(ウ) 大型機（V-107）の場合

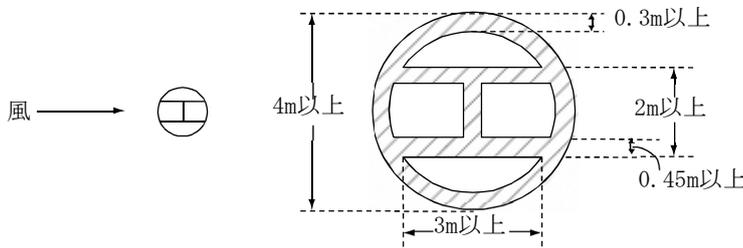
（CH-47J）の場合



(3) 離着陸場の標示

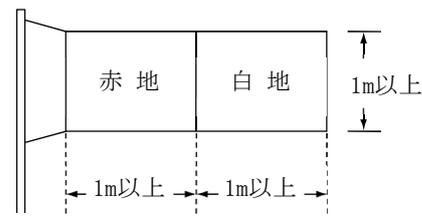
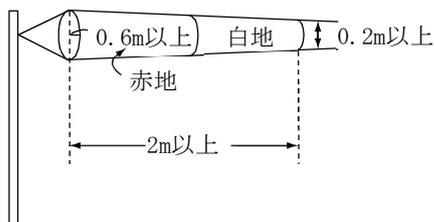
ア 風向きに対して、石灰等で⊕を書くこと。

標示図



(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。
 (吹き流し) (旗)



(4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。
 イ 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

11 ヘリポートの確保

町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

本町における防災ヘリコプター緊急離着陸場は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

第3節 交通応急対策**第1項 道路交通対策**

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 産業課

1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策を行うものとする。

2 輸送道路の確保**(1) 道路に関する被害状況の把握**

道路管理者は、地震災害発生後緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握するものとする。町は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

3 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察又は町に通報するものとする。通報を受けた町は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

4 道路規制の実施

町管理道路が被害を受け、若しくは危険となったときは、町本部（建設部）は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察に通報して道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条から第6条による規制を実施し、又は町長が災対法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。ただし、緊急を要し、町長が指示するいとまがないと認めるときは、消防職員が行うものとする。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制によるものとする。

(1) 規制の種別**ア 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制**

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制

警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 規制実施者

町地域内の道路施設に係る規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部（建設部）は、県支部土木班、県支部警察班（垂井警察署）等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮するものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	県（県支部土木班）	町地域内国道
	県（県支部土木班）	町地域内県道
	町本部（建設部） （産業部）	町地域内町道（林道、農道含む。）
警 察 機 関	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	垂井警察署長（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 隊	自 衛 官	緊急を要する一時的な規制 (警察官がその場にはいない場合)

(3) 規制の標識

町本部において道路法及び道路交通法に基づく規制を行ったときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条の2の定めにより、又は災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、道路標識に次の事項を明示して必要な場所に標示するものとする。

- ア 禁止、制限の種類と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の表示

(4) 交通規制の周知徹底

道路管理者及び町は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(5) 応急措置（応急復旧）

町が管理する道路施設が被害を受け、若しくは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、速やかに措置し、交通を確保するものとする。

5 報告等

(1) 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関に報告又は通知をするものとする。

(2) 報告事項

- ア 禁止、制限の種類と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

6 措置命令等

(1) 警察官

ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(2) 自衛官又は消防吏員

警察官不在の場合、自衛官又は消防吏員は(1)と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。

7 緊急通行車両の確認申請手続き

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用する者は、県本部（防災班又は警察部交通規制班）又は県支部（総務班又は警察班）に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）の交付を申し出るものとする。標章は図様1号のとおり、証明書は様式9号のとおりである。

(2) 標章及び証明書の交付

(1)に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けるものとする。

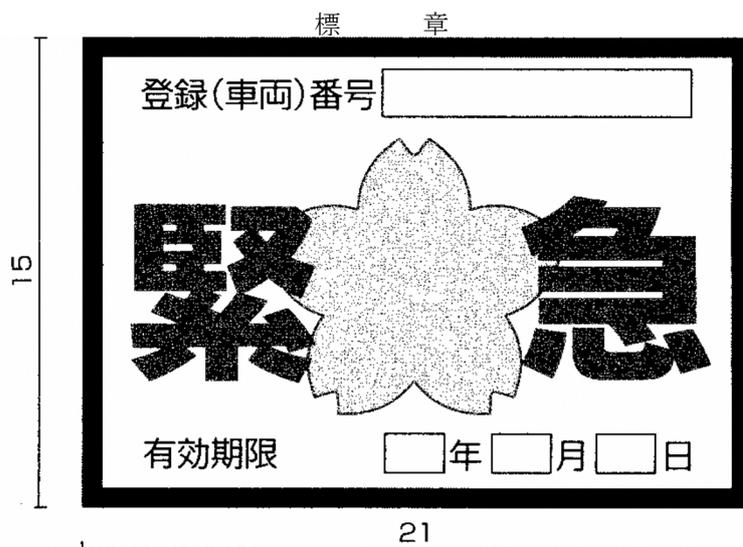
(4) 申請先

県本部（防災班又は警察部交通規制班）、県支部（総務班）又は垂井警察署

(5) 「緊急通行車両の事前届出制度」

災害発生時に緊急輸送のため使用する車両を垂井警察署に緊急通行車両確認証明書等の交付を事前に届出する。

図様1号



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3節 第2項 輸送手段の確保

関係機関：総務課 企画調整課 建設課 都市計画課

1 計画の方針

大規模災害発生時には、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときはその方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

3 輸送手段の確保体制

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達の斡旋を依頼するものとする。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各部は、災害輸送のため、車両、舟艇等借上を要するときは、総務部に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等
- ウ 車両等集合の場所及びその日時
- エ その他の条件

（注）各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行うものとする。

(3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行うものとする。

ア 自動車輸送

- 町本部所属の車両
- 公共的団体の車両
- 輸送業者の車両
- その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借上げるものとする。

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、建設部が行うものとする。

ウ 鉄道、軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、企画調整部は、県本部に連絡調整を依頼し、それぞれの実施機関において鉄道等による輸送を行うものとする。なお、東海旅客鉄道株式会社等により輸送する場合は、「運賃減免実施基準」等を参考に実施するものとする。

エ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（指定避難所、指定緊急避難場所を除く）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

本町のヘリコプター緊急離着陸場は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

オ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上げ賃金職員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

4 輸送の応援

町本部は、自動車、舟艇等の確保ができず、あるいは道路の被害等による一般輸送の方法が不可能なため等により輸送の円滑が期されないときは、次の要領で応援を要請するものとする。

- (1) 町本部は、県支部に応援の要請をする。ただし、緊急を要するとき等において、隣接市町本部に直接応援を要請するものとする。前記要請に当たっては、輸送条件を明示して行うものとする。
- (2) 要請を受けた県支部は、支部管内において輸送力を確保し、隣接市町本部に連絡して応援するものとするが、管内において確保できないときは、県本部に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要するとき等においては、隣接県支部に直接応援を要請するものとする。要請に当たっては、輸送条件を明示して行うものとする。
- (3) 要請を受けた県本部は、直接又は隣接支部等に指示して応援するものとするが、県地域で確保できないときは、近県の被災状況その他を考慮して適当な県を選び輸送条件を示して応援を求めものとする。

5 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておくものとする。

- (1) 車両使用書
車両を使用した者（使用責任者）は、車両使用書（様式10号）を作成し総務部長に提出する。
- (2) 輸送記録簿
輸送担当責任者は、輸送記録簿（様式11号）を備え付け車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。
- (3) 救助実施記録日計票
輸送担当責任者は、救助実施記録日計票（様式50号）を作成し、整備保管する。
- (4) 救助の種目別物資受払状況
自動車用燃料その他消耗品について救助種目別物資受払簿（様式51号）を備え付け、その出納状況を明らかにしておくものとする。

6 費用の基準及び支払

運送事業者による輸送又は車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省に届け出し、又は認可を受けている運賃料金）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送事業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費又は借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書（様式12号）を請求書に添付して提出するものとする。

7 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で救護班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送、医療班関係者の移送等

ウ 被災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

上記以外について輸送又は移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に範囲外輸送についての要請をするものとする。県本部防災班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めるときは、内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、協議、同意に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等

(イ) 輸送区間又は距離

(ロ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等

(ハ) 輸送を実施しようとする期間

(ニ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額

(ホ) 輸送を要する理由

その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中

(3) 費用の限度

「6 費用の基準及び支払」に定める費用の基準によるものとする。

(4) 報告その他事務手続き

町本部は、輸送及び移送を実施したときは、様式49号「救助日報」により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は「5 輸送の記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

資料編・町有車両一覧

8 輸送等に当たっての留意事項

災害の輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

- (1) 自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確な輸送に努めるものとする。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送に当たっては、様式55号「救助用物資引継書」を作成し、授受を明確に記録しておくものとする。
- (4) 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借上げ（雇上げ）るものとする。また、舟艇についても、船頭を含めて確保するようにするものとする。
- (5) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意するものとする。

第3節 第3項 通信の確保

関係機関：企画調整課 消防団

1 計画の方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 利用可能な通信施設及び方法

本編第2章第14節「防災通信設備等の整備」に定めるとおり、次の施設が利用可能である。

(1) 関係機関との連絡手段

町 ←→ 県	県防災行政無線、電話、インターネット
町 ←→ 垂井警察署	県防災相互通信用無線、電話
町 ←→ 不破消防組合東消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（同報系、移動系）、電話、電子メール
町 ←→ 垂井町消防団	町防災行政無線（同報系・移動系）、電話、広報車、電子メール
町 → 住民	町防災行政無線（同報系）、電話、広報車、電子メール、インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）
町 ←→ 公共機関	電話（ホットライン）

(2) 垂井町保有通信施設

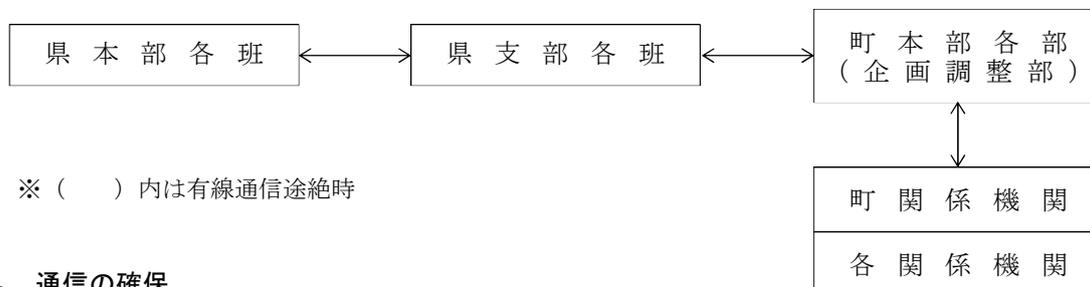
本町において保有する通信施設は、次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて通信の確保に努める。災害発生時には直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 垂井町防災行政無線
- ウ 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- エ 携帯電話
- オ インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）
- カ 電子メール

資料編・町防災行政無線の整備状況・災害時優先電話一覧

3 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達又は被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定にできないが、普通電話可能時にあっては、平常時に各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できるかぎり企画調整部においてとりまとめ、一括して行うこととする。



※（ ）内は有線通信途絶時

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

町、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの利用

町及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

5 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

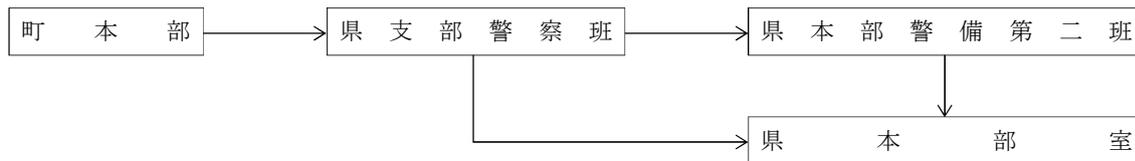
(1) 一般加入電話による通信（非常電話）

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、垂井警察署に通信の要請をするものとする。要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少な

くないので、警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。



(3) 鉄道電話による通信

上記(2)と同様、緊急を要するときは、JR東海大垣駅の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(4) その他有線電話による通信

上記の他通線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼するものとする。

6 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 岐阜県防災行政無線及び垂井町防災行政無線による通信

ア 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

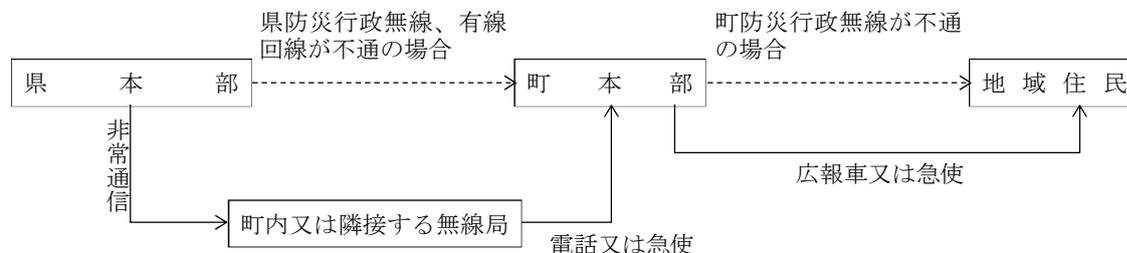
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(7) 同報系固定局による通報

(4) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

県防災行政無線及び町防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



(2) 不破消防組合消防無線による通信

普通通信途絶時で不破消防組合消防無線を利用した通信を必要とするときは、不破消防組合に通信を要請するものとする。

(3) 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立した町の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した町からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

(4) 防災相互通信用無線による通信

町及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(5) 非常通信による通信

町及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であつて、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

7 電報による方法

災害時の通信をNTTの非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に「非常」と朱書して申込むものとする。

8 信号による方法

消防、水防、若しくは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン等の信号によるものとする。

9 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報するものとする。

10 インターネット等による通信

インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）等を活用して、連絡を行う。

11 急使による通報

上記1から10までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

12 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。通信の発受記録及び文書による連絡は、第3章第4節第2項「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

13 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、若しくは急使を派遣するような場合にあっては、企画調整部は優先順位その他について確認を行うものとする。

調整に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 企画調整部は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定するものとする。

- (2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告、現地連絡に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。特に、急使（伝令）派遣時等にあっては、企画調整部は町本部各部のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

14 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請するものとする。
- (2) 通信の要請は、通信を行おうとする部が企画調整部に協議し、その結果に基づき、その部が直接又は企画調整部がまとめて一括要請するものとする。

資料編・災害時優先電話一覧

第4節 災害情報計画

第1項 警報・注意報・情報等の受理伝達

関係機関：企画調整課 建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

1 計画の方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 警報等の発表及び解除

(1) 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

ア 気象警報等の種類

種 類	発 表 基 準	
特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準) ・平均風速が17m/s以上と予想される場合
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当（発表基準） ・浸水害：平坦地…1時間の雨量が50mm以上と予想される場合 平坦地以外…1時間の雨量が60mm以上と予想される場合 ・土砂災害：土壌雨量指数が180以上と予想される場合
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量基準：平坦地…1時間の雨量が50mm以上と予想される場合 平坦地以外…1時間の雨量が60mm以上と予想される場合 流域雨量指数が基準値に達すると予想される場合（相川流域=14）
注 意 報	風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合
	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均風速が12m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平坦地…1時間の雨量が30mm以上と予想される場合 平坦地以外…1時間の雨量が40mmと予想される場合
	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。</p> <p>急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実効湿度が60%以下、最小湿度が25%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間降雪の深さが30cm以上で積雪の深さが70cm以上になる場合 積雪の深さが70cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合 積雪の深さが70cm以上あって降雨が予想される場合
	着氷（雪）注意報	<p>著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 (発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

一般対策計画 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 (発表基準) 早霜・晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合	
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (発表基準) ・雨量基準：平坦地…1時間雨量が30mm以上と予想される場合 平坦地以外…1時間雨量が40mm以上と予想される場合 ・流域雨量指数が基準値に達すると予想される場合（相川流域=11）	
地震対策計画 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章	気 象 情 報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
		土砂災害警戒情報	岐阜県と岐阜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になった時、町長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、垂井町に発表する 危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
		記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、岐阜県気象情報の一種として発表します。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
原子力災害 対策計画 第1章 第2章 第3章 第4章	竜 卷 注 意 情 報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。	

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

イ 警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：特別警報、警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水等の警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域を用いる場合がある。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 水防警報

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分		警 報 等 の 内 容
1	水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語を付けない。
2	水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語を付けない。
3	水防活動用 洪水注意報	一般河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
4	水防活動用 洪水警報	一般河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。

(3) 水防警報等

中部地方整備局は、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除するものとする。

区分	警 報 等 の 内 容
1 水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水防警報	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超えて危険が予想されるとき。

(4) 火災警報

町は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

ア 湿度が低く、かつ、風の強いとき等で、火災発生のおそれがあるときに町長が発する。

イ 火災警報発表の気象条件は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実効湿度60パーセント以下で、最小湿度が25パーセント以下に予想されるとき。

(イ) 平均風速が12メートル以上と予想されるとき。

3 警報等の伝達体系

(1) 伝達系統

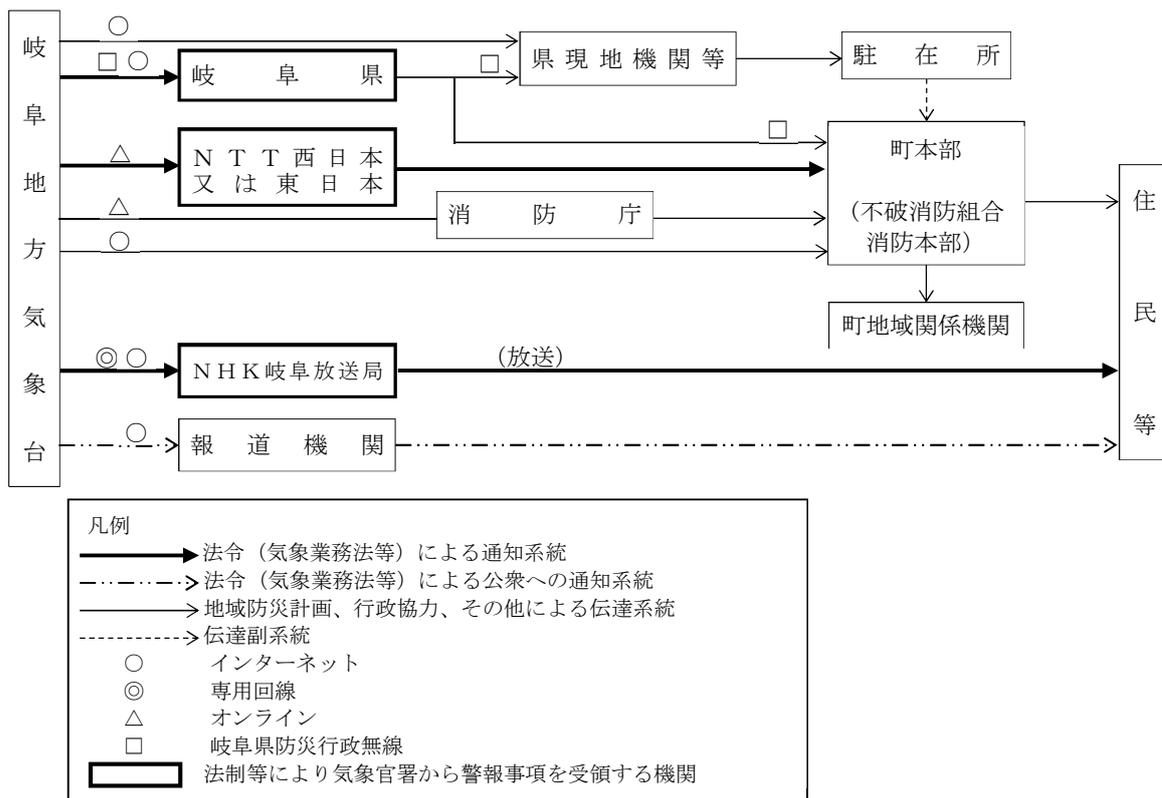
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

なお、町及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

町及び放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

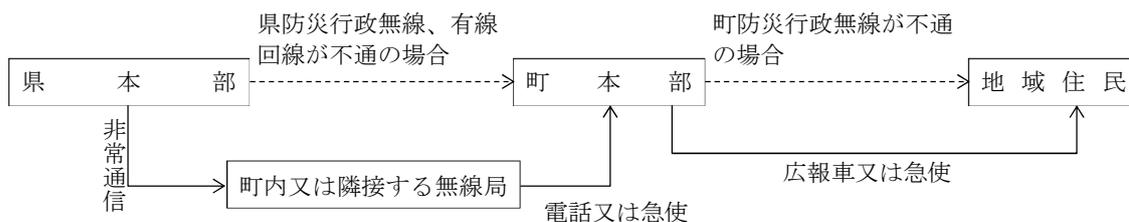
岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

ア 気象警報等

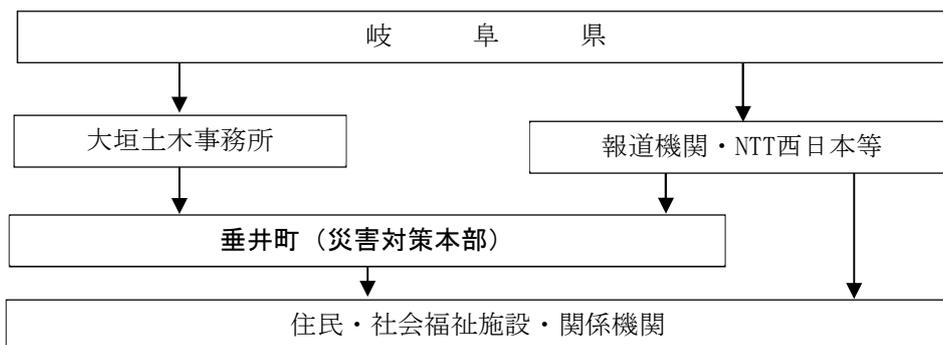


(注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 ※通信途絶時の代替経路
 障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話FAX等により伝達する。
 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

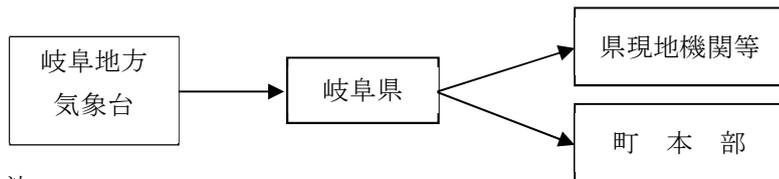
イ 町防災行政無線（同報無線）及び県防災行政無線並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、次の区分系統によって行う。



ウ 県指定水位周知河川における水防警報及び氾濫警戒情報等の伝達系統は、次による。



エ 火災気象通報



(2) 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

(3) 警報等の住民等への周知徹底

報道機関及び町（水防管理者を含む。）は、警報等の発表を知ったときは、関係住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

町は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

4 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係の機関（職員）に通報しなければならない。

- 火災に関する現象 ⇒ 消防機関（消防職員、消防団員）
- 水害に関する現象 ⇒ 消防機関（消防職員、消防団員）、町本部企画調整部（職員）
- 土砂に関する現象 ⇒ 町本部企画調整部
- その他に関する現象 ⇒ 町本部企画調整部、不破消防組合又は垂井警察署

(2) 関係機関への通報

企画調整部は、通報のあった異常現象のうち次の現象については、関係機関に通報するものとする。

- ア 岐阜地方気象台
気象及び地震に関する現象
- イ 県支部関係機関
異常現象によって予想される災害と関係のある機関
- ウ 隣接市町
異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市町

(3) 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

町本部で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容を徹底する必要があるときは、次の伝達手段をもって、その徹底を図るものとする。

- ア 町防災行政無線（同報無線）
- イ サイレン又は警鐘
- ウ 広報車又は携帯型ハンドスピーカー
- エ 伝達組織（自主防災組織、自治会、まちづくり協議会等）による伝令等
- オ 電子メール

5 雨量観測による気象状況の把握

町は、設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

6 気象警報等の把握

町本部企画調整部（退庁時にあつては宿日直者）は、気象注意報等の発表されているときは、県支部土木班等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の適確な気象状況の把握に努めるものとする。なお、関係機関からの情報等の授受に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、おおむね次のとおりである。

ア 県本部（防災課）

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項（県防災行政無線による。）

イ N T T西日本又は東日本

気象警報のうちN T T西日本又は東日本よりF A X伝達される警報は、次の様式によるものとする。

緊連

気 象 警 報 伝 達 票

こちらはNTTです。次のとおり警報を伝達します。

令和 ○年○月○日○時○分 岐阜地方気象台発表
 岐阜・西濃 「大雨、洪水警報」「雷注意報」
 東濃 「大雨警報」「雷、洪水注意報」
 中濃 「大雨警報」「雷、洪水注意報」
 飛騨地方 「大雨警報」「雷、洪水注意報」
 ((岐阜県では、土砂災害に警戒してください。美濃地方では、低い土地の浸水や河川の増水に警戒してください。))

岐阜・西濃 [継続] 大雨、洪水警報 雷注意報
 特記事項 土砂災害警戒、浸水警戒
 土砂災害 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 浸水 ○○日夜のはじめ頃まで 雨のピークは○○日夕方
 1時間最大雨量 50ミリ
 洪水 ○○日夜のはじめ頃まで
 付加事項 氾濫 竜巻 ひょう

東濃 [継続] 大雨警報 雷、洪水注意報
 特記事項 土砂災害警戒
 土砂災害 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 洪水 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 付加事項 竜巻 ひょう

中濃 [継続] 大雨警報 雷、洪水注意報
 特記事項 土砂災害警戒 土砂災害 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 洪水 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 付加事項 竜巻 ひょう

飛騨北部 [継続] 大雨警報 雷、洪水注意報
 特記事項 土砂災害警戒 土砂災害 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 洪水 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 付加事項 竜巻 ひょう

飛騨南部 [継続] 大雨警報 雷、洪水注意報
 特記事項 土砂災害警戒 土砂災害 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 洪水 ○○日夕方にかけて 以降も続く
 付加事項 竜巻 ひょう

〈NTT使用欄〉

気象庁ら受信日	
発 官 名	

(2) 水防活動用気象注意報、警報等

ア 国の機関が行う洪水予報

水防法第11条の規定により国土交通大臣が指定した河川（以下「国指定洪水予報河川」という。）については、中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同してそれぞれの河川名を付した洪水注意報、洪水警報を発表する。

イ 都道府県知事が行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）については、岐阜県と岐阜地方気象台が共同して河川名を付した洪水注意報、洪水警報を発表する。

(3) 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信に当たっては、県防災行政無線により、一斉FAXされるので、企画調整課の文書により記録される。

7 気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達又は周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達徹底を図るものとする。

(1) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び住民に対する周知徹底は、企画調整部在庁時は企画調整部、不在時にあつては宿日直者が担当するものとする。ただし、部門別実施を要する関係機関、特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当部において行うものとする。なお、他部（職員）において警報等の伝達を受け、異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を企画調整部又は宿日直者に通報するものとする。

第4節 第2項 災害情報の収集・伝達

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関等への情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立するものとする。

2 情報の収集・連絡手段

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進するものとする。

(1) 情報の収集

町は、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信等により、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(3) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、電子メール、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

3 被害状況等の報告方法

(1) 被害情報等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法、災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。なお、町の被害が甚大で被害の調査が町において不可能な場合、あるいは調査に技術を要するため、町単独ではできないときは、県振興局等に応援を求めて行うものとする。

(2) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定でないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	応急対策終了した後15日以内
変動（訂正）調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間にわたった災害（例 たん水）が終了したときに報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	被災地域における状況及び実施又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

(注) ① 毎日定時に報告を必要とする場合は、企画調整部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

② 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また2つ以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

4 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序及び時期は、災害の種別、規模等によって一定でないが、町本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査及び報告を他の被害に優先して行うものとする。

5 被害状況の調査責任者

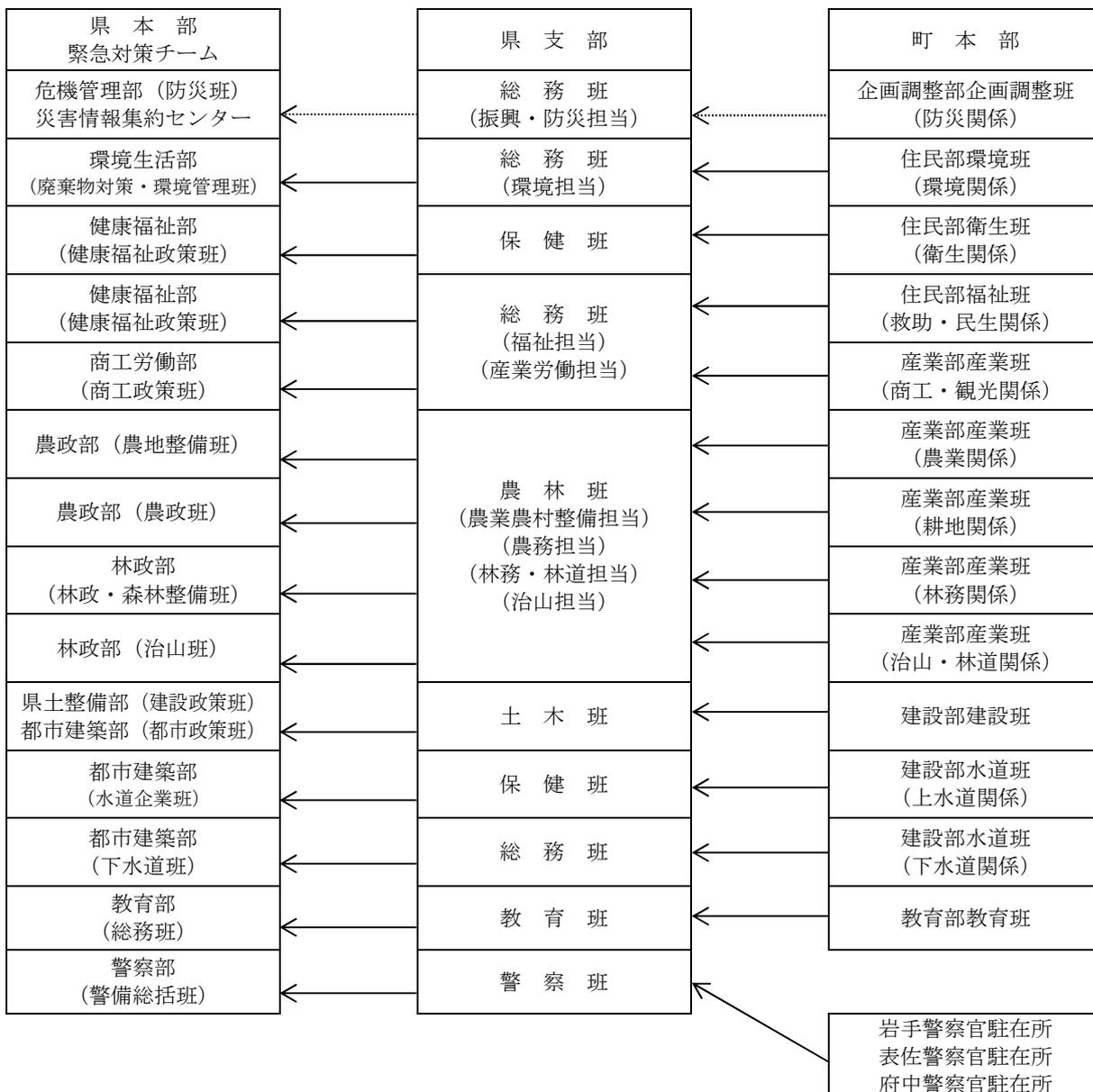
被害状況、その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、報告するものとする。

また、町本部は、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、又は調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求めて行うものとする。県本部及び県支部においては、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力し、立会させるものとする。町及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図るものとする。

(2) 県内部門別系統図

← 被害報告・業務連絡を示す。 ←..... 即時報告を示す。
 ≡≡≡ 災害情報交換を示す。

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合（県が災害対策本部を設置したとき。）



(注) () の班・担当が窓口となって報告事務を一本化する。

7 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

8 情報の共有化

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとする。

9 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1節第1項「災害対策本部運用計画」により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

10 調査の事前準備

町本部は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、下記のことを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

- (1) 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 町の対応のみでは十分な対応を講ずることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

【消防庁報告先】

回 線 別		平 日 （9：30～17：45） ※ 震災等応急室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号：048-500-7527	選択番号：048-500-7782
	F A X	選択番号：048-500-7537	選択番号：048-500-7789

ア 火災等報告

(ア) 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

(イ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。

- a 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの。
- b 負傷者が5人以上発生したもの。
- c 危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの。
- d 危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等漏えい事故で次に該当するもの。
 - (a) 河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの。
 - (b) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- e 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの。
- f 市街地において発生したタンクローリーの火災

イ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの。

- (ア) 列車、航空機等による救急・救助事故
- (イ) バスの転落等による救急・救助事故
- (ウ) ハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- (エ) 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (オ) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

1.1 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるものとする。

(1) 即時報告

報告の要領	<p>① 町本部（企画調整部）は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。なお、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したときは、遅滞なくその内容を県支部総務班に通報する。</p> <p>② 消防庁が定める「直接即報基準」に該当する火災・災害を覚知したときは、町は第一報を県本部（災害情報集約センター）に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。</p>
系統図	<pre> graph LR A[町本部 企画調整部] --> B[県支部 総務班] B --> C[県本部 災害情報集約センター] C --> D[県本部連絡員] </pre>
報告事項	<p>様式43号「即時報告（災害即報）」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話、インターネット等により報告するものとする。</p>

(2) 住家等一般被害状況等の調査報告

の調査、要領報告	<p>人命、住家の被害又はこれに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<pre> graph LR A[避難指示者] --> B[町本部 企画調整部] C[調査員] --> B B --> D[県支部総務班 (西濃県事務所)] D --> E[県本部 防災班] E --> F[内閣府] G[県本部 災害情報集約センター] --> D </pre>
調査事項	<p>(注) 報告中、緊急を要する場合は、町本部企画調整部は、直接県本部防災班に報告し、同時に県支部にも報告する。</p> <p>様式13号「住家等一般被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。 詳細（確定）調査に当たっては、様式14号「住家等一般被害調査表」により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。</p>

一般対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
地震対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
原子力災害対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章

（被害状況判定の基準）

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 箇月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 箇月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、全焼、全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
半失 (半壊、半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場又は離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を1世帯とする。）

- (注) (1) 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
 ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
 (2) 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
 (3) 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。
 (4) 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってはその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
 (5) 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

○調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

- ア 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。このような場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また被災人員についてもその地域（自治会）の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。
- イ 詳細（確定）調査に当たっては、様式14号「住家等一般被害調査表」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。
- ウ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示等を行った場合は、町本部等に通知することとされている（本章第6節第2項「避難対策」参照）ので、この情報をとりまとめ、報告するものとする。
- エ 様式13号「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

○報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 本報告は、町本部（企画調整部）の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行うものとする。
- イ 中間報告を要する災害にあっては、少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。
- ウ 企画調整部は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告するものとする。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告するものとする。
- (ア) 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 (イ) 報告責任者の所属、職名、氏名
 (ウ) 報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設の被害等

調査、報告の要領	社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[社会福祉施設管理者] --> B[町住民部] B --> C[県総務部] C --> D[県防本災部] D --> E[内閣府] B --> F[町本部企画調整部] D --> G[県本部各] D --> H[県本部災害情報集約センター] </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等通常ルートによることができないときは、施設管理者、住民部は、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
施設対象	こども園、老人福祉センター等各社会福祉施設について行う。
調査、報告事項	<p>様式15号「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める各事項について行う。</p> <p>こども園、老人福祉センター等各社会福祉施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式16号「社会福祉施設被害調査表」によって調査表を作成し町本部に提出する。</p>

(4) 医療衛生施設の被害等

調査、報告の要領	医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[町住民部] --> B[町本部企画調整部] A --> C[県保健部] C --> D[県防本災部] D --> E[県本部健康福祉部各] E --> F[内閣府] A --> G[県総務部] D --> H[県本部災害情報集約センター] </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくこと。</p>
施設対象	医療、衛生施設について行う
調査、報告事項	<p>様式17号「医療衛生施設被害状況等報告書」に定める被害その他の事項について調査、報告する。</p> <p>町本部住民部の保健衛生施設の各管理人（責任者）は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各部に報告する。その他医療機関等に被害があったときは、町本部住民部は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査するものとする。</p>

○その他留意事項

ア 被害状況のうち建物については、様式13号「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。

イ 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況によるものとする。

(5) 商工業関係の被害等

調査、報告の要領	<p>商工業関係の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部産業部] B --> C[町本部企画調整部] B --> D[県支務班] D --> E[県本部産業労働部] B -.-> E E --> F[県本部災害情報集約センター] </pre> <p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告する。</p>
施設対象	町内の商工業施設について行う。
報告事項	町本部（産業部）は、町内商工業施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式18号「商工業関係被害状況等報告書」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

ア 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。

イ 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書きとして計上する。

ウ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

エ 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

オ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

○その他留意事項

ア 本被害のうち建物被害については様式13号「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上されるものである。

イ 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。

- ① ア、イ、ウ……
- ② ア、イ、ウ……

- ウ 町営施設等の調査に当たっては、様式39号「町営施設被害調査表」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- エ 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。
(例：木材、農産加工製造品等)

(6) 観光施設の被害等

告 調 査 の 要 領	観光施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町産業部] B --> C[県総務班] C --> D[県産業労働部] B -.-> D B --- E[町企画調整部] D --- F[県災害情報集約センター] </pre>
施 設 対 象	町内の観光施設について行う。
報 告 事 項	様式19号「観光施設被害状況等報告書」に定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

- ア 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- イ 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- ウ 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- エ 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

○その他留意事項

- ア 本被害のうち建物被害については様式13号「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。
- イ 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は次による。
 - ① ア、イ、ウ……
 - ② ア、イ、ウ……
- ウ 町営施設等の調査に当たっては、様式39号「町営施設被害調査表」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(7) 農業関係の被害等

調査、報告の要領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
施設対象	農業用施設、農作物等について行う。
報告事項	町本部（産業部）は、町内農業用施設、農作物に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは様式20号から様式24号までに定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査方法

ア 農作物等

農作物、飼料作物の被害は、産業部が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出するものとする。調査に当たっては、農業協同組合職員等の協力を得るとともに、普及指導員等県支部農業関係職員の立会いを求めて次の事項を調査する。

- (ア) 農作物（果樹を含む。）関係の被害
- (イ) 飼料作物及び牧草被害

イ 農地等

農地（牧草地を含む。）及び農業関係施設の被害については、産業部が各地域別に調査員を派遣して土地改良区、農事改良組合等の協力を得て、必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査するものとする。

ウ その他農業被害

その他の農業関係の被害については、産業部及び農業協同組合の職員、土地改良区の役員等の協力を得て、各区分別に班を設けて各農家（酪農を含む。）及び各施設について次の事項を調査する。

- (ア) 共同利用施設の被害
- (イ) 家畜等の被害
- (ウ) 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

○調査基準

ア 農地等の被害区分

(ア) 流失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。

(イ) 埋没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

イ 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

ウ 冠水

(ア) 作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

○電話等による報告

電話、電報等によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

③ ア、イ、ウ……

○報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、様式41号「町有財産被害状況等報告書」によって町有財産として報告するものとする。

(8) 林業関係の被害

調査、報告の要領	<p>林業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町産業部] B --> C[町本部企画調整部] B --> D[県農林部班] C --> E[県林政部] D --> F[県本部] F --> G[県本部災害情報集約センター] </pre>
施設対象	<p>林業用施設、林産物等について行う。</p>
報告事項	<p>町本部（産業部）は、町内林業用施設、林産物に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式25号から様式35号までに定める各事項、区分について調査し、報告する。</p>

(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。

○調査、報告の方針等

ア 調査は、産業部が調査員を現地に派遣し、西南濃森林組合員の協力を得て、必要に応じて県支部関係職員の立会いを得て行う。

イ 立木被害については、利用伐期以上のものは林産物の木材関係欄に、その他の立木は造林地被害として扱う。

(9) 土木施設関係の被害

調査、報告の要領	土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系統図	<p>(注) 報告の内容が緊急を要するときは、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておくものとする。</p>
施設対象	土木施設について行う。
報告事項	町本部（建設部）は、町内土木施設、道路、水路等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式36号「土木施設被害状況等報告」に定める各事項、区分について調査し、報告する。

○調査報告の方法

- ア 調査は、建設部が被害区域に職員を派遣して行うものとするが、調査に当たっては、県支部土木班員と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても行うものとする。
- イ 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては（ ）外書して行うものとする。
- ウ 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。
 - ① ア、イ、ウ……
 - ② ア、イ、ウ……
- エ 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報するものとする。

(10) 上下水道関係施設の被害

調査、報告の要領	<p>上下水道施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。</p>
施設対象	<p>上下水道施設等について行う。</p>
報告事項	<p>町本部（建設部）は、上下水道施設等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、上水道の被害が確定したときは、「医療、衛生施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査し報告する。また、下水道施設の被害が確定したときは、様式37号「都市施設被害状況報告書」に定める各事項区分について調査し、報告する。</p>

○調査、報告の方法

- ア 町内の上下水道施設について、被害状況を調査し、報告するものとする。

(11) 教育・文化関係施設の被害

調査、報告の要領	<p>教育・文化施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。</p>
系統図	<p>(注) 緊急を要する報告等で通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し同時に県支部に報告すること。</p>
施設対象	<p>教育・文化施設等について行う。</p>
報告事項	<p>町本部（教育部）は、教育施設等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、様式38号「教育・文化関係被害状況等報告書」に定める各事項区分について調査し、報告する。</p>

○調査、報告の方法

- ア 町立の教育施設及び町地域内の文化財について、その施設管理者が被害状況を調査し、報告するものとする。
- イ 調査に当たっての被害基準及び報告書作成の要領は、県計画第3章第34節「公共施設の応急対策」の定めるところによるものとする。

(12) 町有財産の被害等

調査、報告の要領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[各施設管理者] B --> C[町総務部] B --> D[町企画調整部] </pre>
施設対象	町有財産等について行う。
報告事項	町本部（総務部）は、町有財産等に被害があったときは、直ちに概況を調査し、各部に報告する。なお、被害が確定したときは、調査・報告に当たっては様式40号「町有財産被害調査表」（県計画第3章第6項第2節様式2号の2に準じて作成）により、施設別の状況を添えて行うものとする。

○調査の範囲

- 次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査するものとする。
- ア 公営住宅及び敷地
 - イ 庁舎及び町施設機関並びにその敷地
 - ウ その他の財産、物品

(13) 消防団員の活動

調査の要領	災害時における不破消防組合、消防団の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系統図	<pre> graph LR A[消防団各分団] --> B[町消防・水防部] B --> C[町企画調整部] B --> D[県総務班] D --> E[県消防班] E --> F[消防庁] E --> G[県本部災害情報集約センター] </pre>
報告事項	様式42号「消防職団員活動状況報告書」に定める様式事項区分について調査し、報告する。

○調査、報告の方法

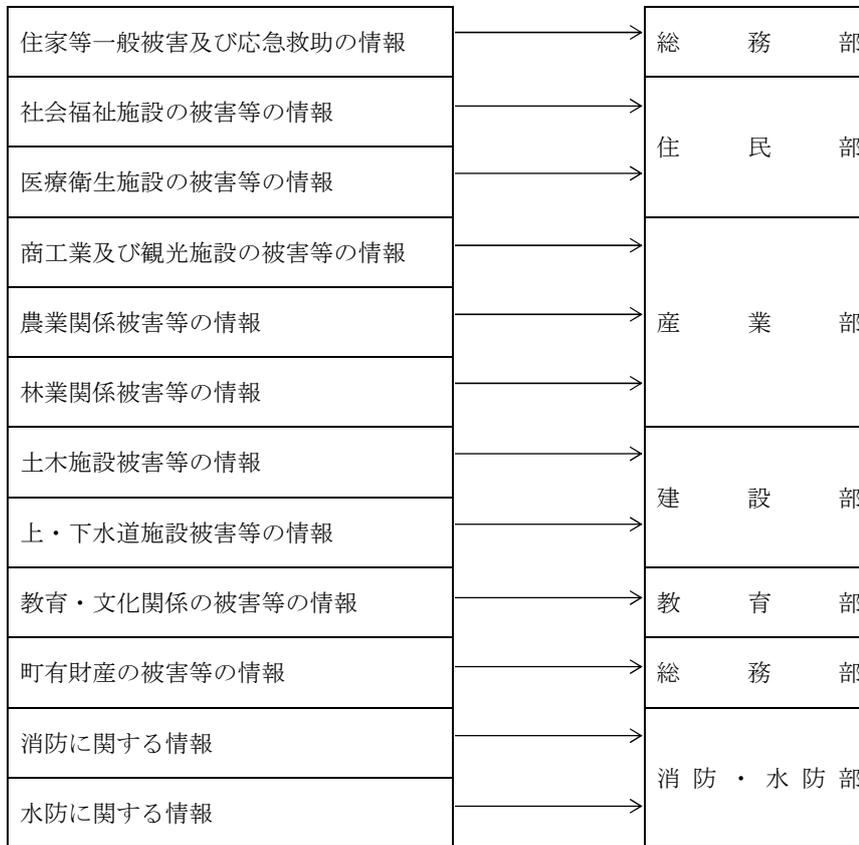
- ア 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- イ 「消防団」であることを明記する。（不破消防組合と区別するため）

(14) 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底するものとする。

ア 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。



イ 被害の集計

町本部における被害の集計は、様式44号「総合被害状況調」の各項目に分類して集計するものとする。

ウ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報するものとする。特に、県への報告については、被害情報集約システムを活用し、本町の被害情報を伝達する。なお、住民等に対する広報は、本節第3項「災害広報」の定めるところによるものとする。

(ア) 防災会議構成委員の所属機関

- (イ) 庁内各課
- (ウ) 県防災課
- (エ) 報道機関

第4節 第3項 災害広報
関係機関：企画調整課

1 計画の方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 災害広報の実施

町は、災害発生後速やかに、住民等に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

(1) 町及び県の広報する災害に関する情報

ア 広報の手段

町は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、町ホームページ、町防災アプリ、町LINE、町広報紙、広報車、電子メール等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得る等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるものとする。

イ 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民生活に関すること等、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

また、広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、上下水道等の復旧状況に応じた広報に留意するものとする。

なお、被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

《広報事項》

- ① 「事前情報の広報」
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- ② 「災害発生直後の広報」
 - ア 災害の発生状況
 - イ 住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要情報
- ③ 「応急復旧時の広報」
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、企画調整部において担当するものとする。

- (1) 企画調整部は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 写真撮影に当たっては、デジタルカメラや次世代携帯電話等を積極的に活用して、県本部災害情報集約センターに送信するものとする。
- (3) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (4) その他現地における資料の収集を図る。

4 報道機関との連携

- (1) 情報の提供及び報道の要請

町は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。

また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難情報等の発令状況、避難所の開設状況等、きめ細かな放送を要請する。また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。

- (2) 報道機関への情報の発表

ア 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合には、「災害時の放送に関する協定」に基づき県（災害対策本部の災害情報集約センター）を通じて報道機関に対して、テレビ・ラジオによる広報事項の放送を依頼する。

イ 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲かつ迅速に伝達できるため、企画調整部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力するものとする。

5 デマ等の発生防止対策

デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実に関する情報を収集したときは、その解消のため適切な措置を講ずるものとする。

6 被災者等への広報の配慮

町は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

7 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、不破消防組合、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

次の方法により、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

(1) 住民の安否情報の収集

- ア 消防、警察、病院等から収集
- イ 自主防災組織、自治会、まちづくり協議会等から収集
- ウ 各避難所単位で収集

(2) 安否照会への対応

専用電話、専用窓口の設置

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

8 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

第5節 災害防除計画

第1項 事前措置に関する計画

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災対法第59条第1項に基づく災害時における被害を拡大させるおそれのある設備若しくは物件の除去又は保安その他事前措置は、次によるものとする。

2 事前措置の範囲

災害が発生するおそれのある場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件について被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。

- (1) がけ崩れ及び土石流のおそれのある土地
- (2) 風雪害のおそれのある広告物、煙突等
- (3) 農業用ため池
- (4) 雪害のおそれがある箇所積雪
- (5) その他危険物等

3 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として町本部長（町長）が行うものとするが、町長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

(1) 警察署長への要請

町本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、垂井警察署長（警察官）に事前措置の要請をするものとする。

(2) 本部職員の代行

現地に居合せる消防職員、消防団員、町本部職員が緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを町本部長に報告する余裕がないときは、次の範囲の措置については消防職員、消防団員、本部職員が代行するものとする。

ア 直接経費を必要としない場合の指示

イ 原型のまま簡単に持ち運びができ、元通りに容易に復帰できる場合の指示

4 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって行うものとする。

5 措置期間

直接の指示は、おおむね気象警報発令時等災害の発生が具体的に予想される場合若しくは被害が拡大しつつある場合等に行うものとする。

第5節 第2項 水防計画

関係機関：各課共通

水防管理団体は、その区域における水防を十分に果すべき責任があり、水防管理者又は不破消防組合の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるとともに、一般住民にも水防の義務が課せられている。

なお、具体的な活動については、「垂井町水防計画」によるものとする。

資料編・垂井町水防計画

第5節 第3項 消防・救急・救助活動

関係機関：企画調整課 不破消防組合 消防団

1 計画の方針

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

町及び不破消防組合は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、不破消防組合の消火活動に協力するものとする。

(3) 延焼の防止（火災防御）

不破消防組合は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。不破消防組合は、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行う。

3 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときの消防、警察、町への通報、付近住民への避難の周知

4 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 町、不破消防組合、消防団、警察等による救出・救急活動

不破消防組合、消防団、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ア 救出活動

(ア) 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

- (ア) 不破消防組合は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
- (イ) 道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

(2) 住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、不破消防組合、消防団等の救急救助活動に協力するものとする。

(3) 応援要請

町は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。

(4) 応援部隊の指揮

不破消防組合は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。町及び不破消防組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 火災気象等の取扱い

(1) 火災警報発令基準

消防法第22条第3項の火災に関する警報は、岐阜地方気象台発表の火災気象通報を勘案し、火災予防上管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次のいずれかであるときに発令する。

ア 実効湿度60パーセント以下で、最小湿度が25パーセント以下に予想されるとき。

イ 平均風速が12メートル以上と予想されるとき。

(2) 火災警報の解除

火災警報発令後、火災発生の危険がなくなった場合には警報を解除するものとする。

(3) 火災警報の伝達

火災警報を発令又は解除した場合は、次により周知徹底を図るものとする。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ サイレン

エ 電子メール

オ インターネット（町ホームページ・町防災アプリ・町LINE等）

7 招集計画

火災その他非常災害の発生又は発生のおそれがある場合は、次により招集するものとする。

(1) 消防職員にあつては、別に定める規定による。

(2) 消防団員にあつては、次により招集するものとする。

ア 打鐘信号及びサイレン吹鳴信号は、次表のとおりとする。

イ 町防災行政無線による招集の場合は、招集の要旨と必要な事項を放送すること。

ウ 消防団員の服装は、2号団服、長靴、手袋、手拭を着用すること。

エ 携行品は照明具、麻縄のほか、ペンチ、なた、かま、斧、のこぎり等を携行するものとする。

オ 出動した消防団員は、消防手帳を所属班長に提出して応招を申告するものとする。班長は、出動表を記入して部長を経て分団長に出動者数を報告するものとする。

消 防 信 号

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余 韻 防 止 付 き サイレン信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約800メートル以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	約3秒 △ ●— ●—●— ▽ 約2秒(短声連点)
	出動信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—●—● (三点)	約5秒 △ ●— ●—●—
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●—● ●—● ●—● (二点)	▽ 約6秒
	報知信号 出動区域外の火災を認知したとき	● ● ● ● ● (一点)	
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (一点と二点との斑打)	
信 山 林 火 災 号	出動信号 署所団出動区域内	●—●—● ●—● (三点と二点との斑打)	約10秒 △ ●— ●— ▽ 約2秒
	応援信号 署所団特命応援出動のとき	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (一点と四点との斑打)	約30秒 △ ●— ●— ▽ 約6秒
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (一点二個と二点との斑打)	約10秒 約1分 △ △ ●— ●— ▽ 約3秒
信 演 習 招 集 号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (一点と三点の斑打)	約15秒 △ ●— ●— ▽ 約6秒
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

8 出動計画

出動は、第1次及び第2次出動とし、第3次出動は他町村の応援出動とする。

(1) 第1次出動

不破消防組合の長及び消防署の判断により被災発生地域の分団の出動を要請する。

(2) 第2次出動

現場最高指揮者が諸般の情勢を総合判断して出動を要請する。

9 飛火警戒計画

火災発生時における気象条件により飛火警戒班を編成する。

通常は女性防火クラブ、住民等による飛火警戒班を委嘱し、最悪の条件の場合においては団員による警戒班4組を編成し消防自動車ポンプ2台と小型動力ポンプを配備する。

10 断水時、減水時の計画

停電その他水源地等の故障により断水し、又は干ばつのため用水が減水した場合においては、河川若しくはかんがい用池の撤栓を行うとともに中継送水により補給するものとする。

11 相互応援計画

火災拡大の危険性のある場合、現場最高指揮者は、相互応援協定を締結している隣接各消防隊に応援要請を行い、それぞれ必要方面の防御に当たらせるものとする。

(1) 消防団

垂井町と隣接する関ヶ原町、大垣市、養老町と状況により適時相互に応援する。

(2) 消防組合

不破消防組合は、関係各機関との相互応援協定に基づき、適時相互に応援する。

なお、関係各機関は、次のとおりである。

大垣消防組合、養老町消防本部、海津市消防本部、揖斐郡消防組合

第5節 第4項 県防災ヘリコプターの活用

関係機関：企画調整課 不破消防組合

1 計画の方針

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターの応援を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 防災ヘリコプターによる支援の要請

町及び不破消防組合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして防災ヘリコプターによる支援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては、離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要事項

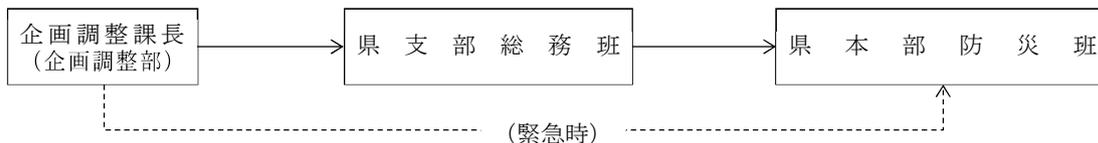
3 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法（昭和22年法律第226号）上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。要請は、不破消防組合消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びFAXで行う。

[岐阜県防災航空センター 電話058-385-3772 FAX058-385-3774]

4 災対法第68条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第6節 被災者救助保護計画

第1項 応急救助の手続き等

関係機関：税務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
住民課 建設課 都市計画課 上下水道課 教育委員会

災害時における被災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続き及び災害救助法による救助の基本等は、次によるものとする。

1 被災者台帳の作成

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災対法第90条の3に基づき被災者情報を記録した台帳を作成する。

- (1) 被災者台帳は、できるだけ速やかに作成するが、災害時の混乱等により作成が遅れるときは、「住家等一般被害調査表」（県計画第3章第6項第2節様式1号の2）又は「救助用物資割当台帳」（県計画第3章第8項第5節様式3号）を一時的に利用するものとするものとする。
- (2) 被災者台帳の作成に当たっては、様式14号「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、「個人の氏名、生年月日、男女の別、住所」の住民基本台帳の基本4情報については、住民基本台帳ネットワークを活用した確認を行い、正確を期するものとする。
- (3) 被災者台帳は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

2 被災に関する証明書の発行

(1) 罹災証明書

町は、住家に被害を受け、現在地に居住することができない被災世帯に対して罹災証明書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず仮罹災証明書（様式第3号）を作成交付し、後日速やかに被災証明書と取り替えるものとする。証明書の発行に当たっては次の点に留意するものとする。

- ア 罹災証明書は、災害救助はもちろんであるが、以降種々の問題に影響を与えるものであるから特に慎重に扱う。
- イ 罹災証明書は、被災者台帳（仮証明書のときは、住家等一般被害調査表又は救助用物資割当台帳）と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意するものとする。
- ウ 本証明書は、遅くとも救助用物資支給前に交付又は切り替えを終わり、物資支給時には、証明書の提示を求め得られるようにするものとする。

(2) 罹災者旅行証明書

町本部（住民部）は、住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときには、罹災者旅行証明書（様式第2号の2）を作成し交付するものとする。

3 災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用は、町本部住民部が報告する様式13号「住家等一般被害状況等報告書」による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部（防災班）が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

- ア 住家の全失世帯が50世帯以上に達したとき。
 - イ 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が25世帯以上に達したとき。
 - ウ 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町地域内で救助を要する被害が発生したとき。
 - エ 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (注) 前記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し、災害を被った者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

- ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。
例えば、被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即して決定する。
- エ 災害の種別については、限定はしない。
したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 の 区 分
避難所の開設及び収容	7日以内	町本部
炊き出し及び食品の給与	7日以内	町本部
飲料水の供給	7日以内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
医 療	14日以内	県本部、日赤支部、町本部
助 産 救 助	分べんした日から7日以内	
学 用 品 の 給 与	教科書1箇月以内、 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝町本部
災害にかかった者の救出	3日以内	町本部
埋葬救助	10日以内	町本部
仮設住宅の建設	着工20日以内	町本部
住宅応急修理	1箇月以内	町本部
遺体の捜索	10日以内	町本部
遺体の処理	10日以内	町本部
障害物の除去	10日以内	町本部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- 2 災害救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は災害救助法第30条の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。
- 4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

5 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町本部は、本計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊き出し若しくは医療、助産の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法が適用されたときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、町本部単独の救助として処理するものとする。

6 救助実施状況の報告

町本部（企画調整部）は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには様式49号「救助日報」により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

一般対策計画（第3章 第6節 第1項）

報告事項		様式 No.	報告様式と名称	その 都度 報告	日報	期 間 指定報告
被害	概 況 報 告	13	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中 間 報 告			○		
	確 定 報 告					○2日以内
避難所設置	開 設 報 告	—	—	○		
	収 容 状 況 報 告	49	救 助 日 報		○	
	閉 鎖 報 告	—	—	○		
仮設住宅設置	住 宅 対 策 報 告	49	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入 居 該 当 世 帯 報 告	69	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着 工 報 告（町委託分）	49	救 助 日 報		○	
	竣 工 報 告（町委託分）	49	救 助 日 報		○	
	入 居 報 告	—	—	○		
炊 き 出 し 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
飲 料 水 供 給 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別被害報告	67	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支 給 状 況 報 告	49	救 助 日 報		○	
	支 給 完 了 報 告	—	—	○		
医療・助産	医 療 班 出 動 要 請		—	○		
	医 療 班 出 動 報 告	76	医 療 班 出 動 編 成 表	○		
	医 療 助 産 実 施 状 況 報 告	49	救 助 日 報		○	
被 災 者 救 出 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
住宅応急修理	住 宅 対 策 報 告	68	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住 宅 応 急 修 理 該 当 世 帯 報 告	72	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着 工 報 告（町委託分）	49	救 助 日 報		○	
	竣 工 報 告（町委託分）	49	救 助 日 報		○	
被 災 教 科 書 報 告		86	被 災 教 科 書 報 告 書			○5日以内
学用品 支給	学用品支給状況報告	49	救 助 日 報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	○		
埋 葬 救 助 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
遺 体 捜 索 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
遺 体 処 理 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
障害物除去	住 宅 対 策 報 告	68	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障 害 物 除 去 該 当 世 帯 報 告	74	障 害 物 除 去 該 当 世 帯 調			○5日以内
	障 害 物 除 去 状 況 報 告	49	救 助 日 報		○	
	障 害 物 除 去 完 了 報 告	—	—	○		
輸 送、人 夫 雇 上 状 況 報 告		49	救 助 日 報		○	
救 助 期 間、程 度、方 法、 特 例 申 請		—	—	○		(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

7 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次によるものとする。

- (1) 救助実施記録日計票 様式50号
- (2) 救助の種目別物資受払状況 様式52号

第6節 第2項 避難対策

関係機関：各課共通

1 対策の方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり、住民に対し避難のための立ち退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

2 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

(1) 町長の措置

町長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、速やかに避難のための立ち退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

町は、住民に対する避難のための避難情報を発令するに当たり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行うものとする。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にい不在ときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。（自衛隊法第94条第1項）

(4) 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。（水防法第29条）

3 避難の指示内容

(1) 避難の指示

ア 町本部長（町長）

(ア) 洪水及び地すべりに伴う避難（企画調整部、建設部、消防・水防部担当）

(イ) その他の災害に伴う避難（消防・水防部及び警察署）。ただし、緊急を要する場合等で現地において直接指示を行う必要があるときは、その場所で活動中の本部職員、消防職員及び消防団員等が直接行うものとする。

イ 県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた土木関係職員）

水害及び地すべりに伴う避難

ウ 警察官

全災害についての避難

エ 災害派遣中の自衛官

全災害についての避難（その場に警察官がいない場合）

オ 水防管理者

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の居住者に対する避難

(2) 避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難路

エ 避難の指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難情報等の種類及び発令基準

ア 避難情報等の種類

避難情報の発表は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対して発表することで、対象住民への早期避難を促す。

避難情報等の発表に当たっては、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、まちづくり協議会、消防団、不破消防組合等と連携を図り確実な伝達に努め、避難の準備・行動の開始を促す。

イ 避難情報等の発令の判断基準等

避難情報等を発令する判断基準は、次表によるものとし、次の点に留意しつつ今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。なお、台風等の災害に対して警戒する場合は、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、避難の指示等を行う。今後の気象予測等を勘案する際の注意事項は以下のとおり。

(ア) 土砂災害を警戒する場合

土砂災害の危険性を判断する際には、町域に影響を及ぼす雨雲の動き等に十分注意し、県と岐阜地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報を踏まえる。また、避難情報の発令に当たっては、県と岐阜地方気象台が共同で発表する岐阜県土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個々の溪流・斜面の状況や気象状況、岐阜県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切である。

(イ) 洪水を警戒する場合

洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び県支部土木班からの水位情報を踏まえる。

土 砂 災 害 警 戒 区 域	
種 類	判 断 基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難情報を発令するものとする。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、山鳴り、流木等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発令された場合

水 位 周 知 河 川 （ 泥 川 ） 浸 水 想 定 区 域	
種 類	判 断 基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	【泥川破堤・越水氾濫】 ①室原新橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.1mに到達した場合 ②漏水等が発見された場合 【内水氾濫】 ①避難を伴うような浸水になると予想される場合 ②当町に大雨警報（浸水害）が発表された場合 ③道路冠水になると予想される場合
警戒レベル4 避難指示	【泥川破堤・越水氾濫】 ①室原新橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である7.6mに到達した場合 ②異常な漏水等の発生や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 【内水氾濫】 ①安全のため早めの避難を促す場合 ②大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合
警戒レベル5 緊急安全確保	【泥川破堤・越水氾濫】 室原新橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合

(4) 関係機関への通知

町長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知するものとする。

ア 町長の措置

町長 → 県知事（防災課）

イ 警察官又は自衛官の措置

(ア) 災対法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 町長 → 知事（防災課）

(イ) 職権に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知事（防災課） → 町長

(ウ) 自衛官の措置

自衛官 → 町長 → 知事（防災課）

(5) 避難の周知徹底者

町本部における避難の周知徹底は、企画調整部が各避難の指示者の通知に基づいて行う。ただし、現地において指示等を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示者が直接行うものとする。

(6) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防・水防部が消防職員、警察官と協力して行う。ただし、消防・水防部員が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たるものとする。

(7) 避難情報の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきときを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘 信 号	乱 打			
	60秒	60秒	60秒	60秒
サイレン信号	○——	○——	○——	○——
	5秒休止			5秒休止

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

4 避難情報の解除

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(4) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示等は、次の方法のうちから最も適切な方法で関係機関と協力して行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じて下記の方法を併用する等その万全を期するものとする。

- ア 町防災行政無線による徹底
- イ インターネット（町ホームページ、町防災アプリ、町LINE）等による徹底
- ウ 広報車による徹底
- エ 信号による徹底
- オ 口頭による徹底
- カ 電子メールによる徹底
- キ 自主防災組織による周知徹底

6 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

(1) 避難場所及び指定避難所の開設場所

町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 指定避難所の運営・管理等

町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等の男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(5) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するに当たって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(6) 指定避難所の指定

本町における指定避難所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・指定避難所・緊急指定避難場所一覧、福祉避難所一覧

7 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。

(1) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者
- イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、若しくは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。
- (2) 本部職員の駐在
避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させ、パソコン通信端末、電話、携帯無線機を設置する。駐在員は、住民部の指示に従い、避難所の管理と収容者の保護に当たり次の事務を処理するものとする。また、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。
- ア 避難所設置及び収容状況（様式53号）並びに収容者名簿の記録整備
- イ 救助実施記録日計票（様式50号）の記録整備及び県支部総務班への報告、並びに避難所用施設及び器物借用整理簿（様式54号）の記録整備
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等の配分
- エ 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。
- オ その他状況に応じた応援・救援措置
- (3) 避難所の適切な運営管理
町本部は、以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。
- ア 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難所、住民、ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、他の協定市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。
- イ 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講ずること。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。また、性別によるニーズの違い等への配慮やプライバシーの確保等に配慮すること。
- エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。
- (4) 避難所開設状況の報告
企画調整部は、避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日、様式49号「救助日報」により報告するものとする。なお、報告は、次の事項について電話等によって行うものとする。
- ア 開設状況の報告
- (ア) 開設日時
- (イ) 開設場所及び施設名
- (ウ) 収容状況（うち、避難指示による者を施設ごとに）
- (エ) 開設期間の見込み
- イ 収容状況の報告
- (ア) 収容人員
- (イ) 開設期間の見込み
- ウ 閉鎖報告
閉鎖日時（施設別に）
- (5) 資機材の確保等
避難施設の状況に応じ、収容保護に必要なローソク、燃料等の確保、便所の仮設等は、住民部が産業部及び建設部の協力を得て確保し、仮設するものとする。

(6) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、開設期間中に、被災者が住居若しくは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するとき、その数が一部（少数）であるときは、それ以降の収容は災害救助法によらず町本部独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後5日以内に県支部を通じて県本部に開設期間の延長を要請するものとする。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する避難所名及び収容人員
- オ 延長を要する期間内の収容見込み
- カ その他

(7) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年岐阜県規則第67号）に定める額の範囲内とする。

資料編・岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

(8) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、原則として町本部において確保するものとする。ただし、町本部において確保できないときは、協定事業者への物資の確保状況の確認を行うとともに県支部（総務班）に避難所用物資の確保について連絡し、県本部（防災班及び産業政策班等）又は県支部（総務班）に物資の確保及び輸送を要請するものとする。

(9) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部を通じ県本部に強制命令の執行を要請する。なお、本執行はできる限り避け得るよう平常時より計画し、施設の所有者等と協議しておくものとする。

(10) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、地域内において収容保護ができないときは、企画調整部は県支部（総務班）に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部（防災班）又は近隣市町、県支部（警察班）に応援の要請をするものとする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ア 応援を求める内容及び理由
- イ 対象人員
- ウ 移送の方法
- エ その他必要な事項

(11) 要配慮者専用区画の避難所への設置

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は、必要により各避難所に要配慮者用の区画を設け、町社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て運営するものとする。

8 避難路の通行確保

町は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止する等通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

9 避難の誘導

町は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民に行動を促す情報 (避難情報等)	住民がとるべき避難行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。
警戒レベル2	洪水注意報・大雨注意報	自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難する。
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難する。
警戒レベル5	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）	命の危険がある。直ちに安全を確保する。

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍で行う等、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

誘導に当たっては次に定める事項に留意するものとする。

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ア 頭に座布団、ヘルメット等（保安帽）をつけること。
- イ 夏期等でも、できるだけ厚着をすること。
- ウ 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- エ ロープ、紐等を携行すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に止め自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。携帯（所持）すべき主なものは、おおむね次のとおりである

- ア 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度
- イ 副食（かん詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- ウ 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- エ 貴重品（現金、印鑑等）
- オ 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- カ その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

(3) 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(4) 避難の方法

避難者及びその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等要配慮者を優先し、一般青壮年男子は後にすること。

イ 避難誘導及び移送

避難は原則として住民が自主的に行うものとする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、町において、車両、舟艇等によって行うものとする。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとに集団避難を行うものとする。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、若しくはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者若しくは直接指導者となって統制をとり安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列に当たっては、高齢者や子供は中央の安全な場所に位置させ、必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模又は危険度の高いときは、誘導者若しくはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者若しくはその補助者が、その家族と協力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

(ア) 台風時にあつては風をよけるため家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。

(イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。

(ウ) 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。

(エ) 避難のために家屋等を空けるとき等にあつては、盗難予防又は財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。

1 0 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の避難行動要支援者の介護及び搬送
- (4) 乳幼児、妊婦、外国人等の保護を要する者への避難誘導
- (5) 防火、防犯措置の徹底
- (6) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- (7) 地域内居住者の避難の把握

1 1 避難先の安全管理

町及び警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

1 2 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとる等配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

1 3 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

町は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

1 4 行政区域を越えた広域避難の支援要請

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。

1 5 広域一時滞在

(1) 町の役割

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請、又は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 県の役割

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該町に代わって行うものとする。

(3) 国の役割

国は、町及び当該町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、当該町に代わって行うこととなる当該町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

16 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第6節 第3項 食料供給活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 産業課 教育委員会

1 活動の方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施体制

(1) 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、町本部住民部が担当するが、食料供給のため必要な原材料の調達は、産業部が担当するものとする。なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しにあつては、その程度に応じ各自治会単位においてそれぞれに実施するものとする。ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部が応援又は協力をして実施するものとする。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

3 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施するものとする。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所若しくは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

4 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が奉仕団等の労力により学校給食センター並びに避難所施設を利用して行うものとする。

実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。
- (3) 炊き出し場所には町本部の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。なお、避難所施設において炊き出しを行うときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

5 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀等は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

6 主食料の緊急確保

県は、町からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められるときは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

7 副食の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、住民部の要請に基づいて産業部が購入するものとする。ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町に要請するものとする。

また、必要に応じて町は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

8 食品衛生

炊き出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、学校給食センター並びに避難所施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃（じんあい）汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

9 応援等の手続

本町域内において炊き出し等食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは、住民部は、企画調整部と協議し、県支部総務班に次の条件を明示し、応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接近隣市町に応援の要請をするものとする。

(1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

10 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

資料編・岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第6節 第4項 給水活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 上下水道課

1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施体制

(1) 実施主体

飲料水の供給は、建設部水道班が担当し、住民部と建設部が連絡を保って実施する。この場合、必要に応じて、協定に基づき垂井町水道組合に応援協力を要請する。また、この体制で不足する場合は、岐阜県水道災害相互応援協定、岐阜県水道災害対策実施要領等に基づき、県本部薬務水道班又は県支部保健班若しくは隣接市町本部が応援又は協力して実施するものとする。なお、災害救助法による給水については、県本部防災班が担当し、県支部保健班、県本部生活衛生班及び薬務水道班の協力を得て実施するものとする。

資料編・災害協定一覧

(2) 給水活動における配慮

町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

3 給水の目安

- ・給水量：おおむね1人1日3リットル
- ・給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

目標期間	給水範囲
3日まで	給水拠点による給水
10日まで	感染付近の仮設給水栓
21日まで	支線上の仮設給水栓
28日まで	仮配管による各戸給水や共用栓

4 給水の方法

- (1) 飲料水の供給は、建設部水道班が指定する水源地等の水道施設からの拠点給水あるいは、車載用給水タンクにより輸送する運搬給水とするが、状況等により臨機に対応する。
- (2) 給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮するものとする。
- (3) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の細菌・理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。
- (4) 家庭用井戸等を使用し、確保するようときにあつては、防疫その他衛生上浄水用薬品を投入し、又は配付して行き、飲用に適することを確認する。
- (5) 給水可能な配水管がある場合は、町指定給水装置工事事業者に要請して仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。
- (6) 応急給水に当たっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

資料編・垂井町指定給水装置工事事業者一覧

5 水道の対策

建設部は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておくものとする。対応方針は、主として次の事項について定めるものとする。

- (1) 災害時の連絡体制
- (2) 被災状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- (3) 「4 給水の方法」に定める応急給水の方法
- (4) 必要な復旧用及び給水用資器材の備蓄、手配等の方法
- (5) 水道水等の衛生確保の方法

6 自衛隊の災害派遣による給水

渴水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合は、本章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を県知事に要請するものとする。

7 災害救助法による基準

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

- (1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できる場合は本救助の対象とはしない。

- (2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、町本部建設部は、期限内に県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項を明示して期間延長の申請をするものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域及び対象人員
- ウ 延長を要する理由

- (3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

 - ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - (ア) 機械とは、自動車、ポンプ等をいう。
 - (イ) 器具とは、車載用給水タンク、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。
 - イ 浄水用薬品及び資材費
 - (ア) 薬品とは、カルキ等をいう。
 - (イ) 資材とは、ろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。
 - ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員雇上費
 - エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

- (4) その他事務手続き

町本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告するものとする。

 - ア 作成記録
 - 救助実施記録日計票（様式50号）
 - 飲料水の供給簿（様式66号）
 - 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に給水地区、対象人員、供給水量、供給方法等を報告するものとする。報告は、電話等により、「救助日報」（様式49号）によって行うものとする。

8 その他

- (1) 防疫措置を伴う飲料水の供給は、本計画に定めるほか給水日報等については本節第12項「防疫活動」の定めるところによるものとする。
- (2) 災害救助法以外による飲料水供給に当たっては、災害救助の基準等を参考にして町本部において計画し、実施するものとする。

第6節 第5項 生活必需品供給計画

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 産業課

1 活動の方針

日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施体制

(1) 実施機関

町は、被災者に対して生活必需品の給与又は貸与を実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は町本部において確保し、また町本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施するものとする。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

3 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）
- エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- オ 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- カ 食器（茶わん、皿、はし等）
- キ 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

(2) 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

ア 町内業者等からの調達

産業部は、町内の小売業者、商工会等に協力を要請し生活必需品等の供給を行うものとする。

イ 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、企画調整部の要請に基づき、産業部が行い、指示条件に従って町地域内若しくは隣接市町において購入確保するものとする。

4 物資の保管

町本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をするものとする。なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資についても（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

5 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係部以外の部の応援を行うほか、自治会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行うものとする。

- (1) 避難所常駐職員、各自治会の長、まちづくり協議会の長、各自主防災隊の長、事業所代表等により給与要請
- (2) 企画調整部にて集約
- (3) 生活必需物資の調達、斡旋及び配分、燃料の調達は、産業部を通じて商工会、商店等へ調達依頼。
- (4) 援助物資の受領及び配分は、住民部を通じて所定の物資集積場所にて仕分ける。
- (5) 指定避難所、各家庭、事業所等へ配布

6 物資の集積及び配分場所

災害時における物資の集積及び配分場所は、資料編に掲載のとおりとする。

指定された施設のうち、避難所にも指定されている施設については、避難所スペースとの区分けに留意するものとする。

なお、災害発生時に緊急物資を迅速に避難所まで届ける手段として、広域物資輸送拠点等を設置するものとする。

(1) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

広域物資輸送拠点等施設については、道路の混乱を避け、被災地内の指定避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点としての役割を果たし、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して活用する。また、取扱い物資については、食料、医薬品、生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不可能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、防災ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、広域物資輸送拠点等とする。

(2) 広域物資輸送拠点等の業務

- ア 一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

7 避難所における供給計画

避難所における物資の供給については、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	鍋・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

8 物資の割当

物資の割当は、町本部が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」（様式56号）により、全壊世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当は、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」によるものとする。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当は、次の事項に注意して行うものとする。

ア 割当の基準（県本部長が指示したときはその基準）を変更してはならないこと（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）。

イ 世帯人員は、「被災者台帳」に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでにすでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは、除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡したうえで割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

9 災害救助法による基準

(1) 対象者

ア 住家が全失（全焼、全壊、流失をいう。）及び半失並びに床上浸水した世帯

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯

ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無に関わらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

(2) 世帯構成の調査報告

町本部は、様式14号「住家等一般被害調査表」による調査を終了したときは、速やかに様式67号「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

(3) 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、期限内に支給することができないと認めるときは、町本部は、期間内に速やかに県支部総務班を經由し、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。県本部防災班は、要請を受け、又は県本部における確保輸送が不可能なときは、速やかに内閣総理大臣に期間延長の申請をし、その承認を待つて最小必要限度の期間を延長することができる。

(4) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部防災班が、直接町本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、町本部が、その場所で引継ぎを受け輸送するものとする。

(5) その他事務手続き

町本部は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報」（様式49号）により毎日県支部総務班を經由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

- ア 救助用物資引継書（様式55号）
- イ 救助用物資割当台帳（様式56号）
- ウ 救助実施記録日計票（様式50号）
- エ 物資の給与状況（様式57号）
- オ 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

1 0 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、西濃県事務所長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

(1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2) 家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

1 1 その他の応援協定

その他、町では、関係機関等と協定を締結し、災害時の応急対策に備えている。

第6節 第6項 応急住宅対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 住民課 建設課 都市計画課

1 対策の方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受入れるために住宅を仮設し、また、住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本節第2項「避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。

2 実施主体

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。ただし、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

町本部における住宅の対策は、次の区分で分担するものとする。

(1) 住宅総合対策

建設部が住民部その他の関係部と協議して行う。

(2) 仮設住宅の建設

町における事務は、建設部が行う。

(3) 住宅の応急修理

町における事務は、建設部が行う。

(4) 障害物の除去

建設部が行う。ただし、対策の実施を防疫、清掃等と併せて一括実施の必要があるときは住民部その他関係各部と連絡を密にして実施する。

3 住宅確保等の種別

住宅を失い、又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対策種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		一般個人住宅災害特別貸付	
		地すべり関連住宅貸付	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。
5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては、社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ② 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- ③ 住宅修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象としたものである。
- ④ 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

4 応急仮設住宅の建設

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。なお、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

5 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとる等配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 住宅の応急修繕

町は、災害のため住家が半壊又は半焼する等、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

8 障害物の除去

町は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

9 低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、父子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 父子福祉資金の住宅貸金
- (4) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (5) 災害援護資金の貸付

10 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法（昭和25年法律第104号）により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

内閣総理大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として前記アによる基準の範囲内において、土砂、き物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員借上費等

11 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

12 住宅対策等の調査報告

建設部及び住民部は、その他関係各部と協力して、次の方法により調査し、報告するものとする。

(1) 調査

ア 被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の希望者を調査する。

- (7) 公営住宅入居希望者
- (イ) 国庫資金借入希望者
- (ロ) 生活融資資金借入希望者
- (エ) 母子福祉資金借入希望者
- (オ) 父子福祉資金借入希望者
- (カ) 寡婦福祉資金借入希望者
- (キ) 社会福祉施設入居希望者
- (ク) 仮設住居入居対象者
- (ケ) 住宅応急修理対象者
- (コ) 障害物除去対象者

イ 調査に当たっては、次の点に留意をして行うものとする。

- (7) 制度種別が極めて多く、かつ、その内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- (イ) 建設、融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- (ロ) 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- (エ) 各制度種別のうち次の制度間については、重複して差し支えないこと。
 - ・ 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - ・ 応急仮設住宅と各種資金融資
 - ・ 住宅の応急修理と各種資金融資
 - ・ 障害物の除去と各種資金融資
- (オ) 各制度別の調査方法は、本計画及び県計画第5章第2項「住宅復興計画」の定めるところによること。

(2) 報告

町は、住宅対策等の調査をし、その対策をとりまとめたときは、様式68号「住宅総合災害対策報告書」により県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

1.3 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者のうち生活能力の低い者に対して災害救助法により仮設住宅を建設し、被災者に貸付入居させるものとする。建設及び入居等については、次の方法によるものとする。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、町本部が直接又は建設業者に請負わせて実施するものとする。ただし、町本部において実施できないとき、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請するものとする。

(2) 建設用地の選定

ア 町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、様式69号「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図（適宜No等を付し、入居該当者調と対照できるようにする。）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる公共地等から優先して選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3箇月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部防災班に提出するものとする。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(3) 建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者及び関係組合等と協定して、仮設住宅の建設を行うものとする。災害時における混乱等により確保することができないときは、県本部（産業政策班その他の機関）が確保についての斡旋を行い、又は確保して資材を供給するものとする。

(4) 対象者及び入居予定者の選定

町は、次の条件に適合する対象者のうちから、入居予定者を選定し、様式69号「応急仮設住宅入居該当世帯調」により、災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告すること。

ア 住家を全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

(5) 避難行動要支援者への配慮

選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き生活能力が低く、かつ、住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮するものとする。なお、必要に応じた適宜補欠も選定しておくものとする。

(6) 県への応援要請

町は、町のみでは仮設住宅の建設及び公営住宅への入居を実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(7) 建設基準

ア 面積の程度 29.7m²以内

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年岐阜県規則第67号）に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

（注）面積に応じ建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、町本部は県本部防災班に連絡するものとする。

(8) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

なお、20日以内に着工できないときは、県本部防災班に、その理由を付して内閣総理大臣あてに着工期間延長の協議をし、その同意を得て必要最小限度の期間を延長するものとする。申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数

オ その他

(9) 仮設住宅の管理

仮設住宅は、町が管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

(ア) 家賃は、無料とする。

(イ) 維持補修は、入居者において負担する。

(ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(エ) 維持補修に当たって原形が変更される場合は、町に届出て実施するものとする。町長は、承認に当たっては県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居台帳の作成

町は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは様式70号「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

ウ 貸与期間その他

町は、被災者を仮設住宅へ入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、様式71号による入居誓約書を徴するものとする。

1.4 着工及び竣工届

町は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

1.5 備付帳簿等

仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式70号）及び入居誓約書（様式71号）
- (2) 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式69号）及び入居該当者選考関係書類
- (3) 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- (4) 救助実施記録日計票（様式50号）
- (5) 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

1.6 住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、生活能力の低い者に対して、災害救助法による応急修理を次により行うものとする。

(1) 実施者

町（建設部）が実施する。

(2) 修理対象世帯の選定

町は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式72号）により、災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

ア 住家が半失（半焼、半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き、生活機能が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に修理能力がなく、かつ、借家人にも修理能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 経理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急修理で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかんと問わないものである。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 修理期間

災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、1箇月以内に修理することができないと認められたときは、町は、県支部総務班に期間延長を要請し、県本部防災班は、内閣総理大臣に期間延長の協議をし、その同意を得て必要最小限度の期間を延長するものとする。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明記して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間延長を要する地域の応急修理戸数

オ その他

(5) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として修理を請け負った業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、町は県支部を經由して県本部に要請し、県本部の産業労働部、林政部その他関係機関において、その確保についての斡旋を行い、又は確保して資材を供給するものとする。

(6) その他

町は、修理についての着工報告及び竣工報告を県支部総務班を經由して県本部防災班に提出するものとする。

(7) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、警備保管しておくものとする。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式72号）

イ 住宅応急修理記録簿（様式73号）

ウ 修理請負契約関係書類

エ 住宅応急修理該当者選考関係書類

オ 救助実施記録日計票（様式50号）

カ 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

17 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して災害救助法により次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、町が奉仕労力又は賃金職員等を雇い上げ、機械器具を借上げて直接実施し、又は土木業者に請け負わせて実施するものとする。

町において実施できない場合は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町本部に直接応援の要請をするものとする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 応援を要する地域（作業場所）
 - イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
 - ウ 応援を求める内訳（人員、機械、器具）
 - エ 応援を求める期間
 - オ その他
- (2) 除去対象世帯の選定
- 町は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式74号）により、災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。
- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。
 - イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。
 - ウ 老人世帯、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係機関の意見を聴き、能力が低く、かつ、除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。
- (3) 除去する基準等
- 障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、賃金職員等の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し、本節第14項「清掃計画」に準じて実施するものとする。
- (4) 除去する期間
- 障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは、期間内に町本部は県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長を要請するものとする。
- 期間延長の要請、申請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。
- ア 延長を要する期間
 - イ 期間の延長を要する地域
 - ウ 期間の延長を要する理由
 - エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- (5) 報告事務手続き
- 町本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」（県計画第3章第8項第1節様式4号）により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。
- ア 障害物除去該当世帯調（様式74号）
 - イ 障害物除去記録簿（様式75号）
 - ウ 除去工事その他関係書類
 - エ 障害物除去対象生態選考関係書類
 - オ 救助実施記録日計票（様式50号）
 - カ 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

18 低所得世帯数に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 父子福祉資金の住宅資金
- (4) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (5) 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本章第6項第10節「災害援護資金等貸与計画」の定めるところによるものとする。

19 公営住宅等の一時供給

町は、公営住宅や空家等を利用した住生活の早期確保に努めるものとする。

(1) 公営住宅

ア 対象者

入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 震災のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (イ) 居住する住家がないこと。
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

イ 供給する公営住宅等の確保

- (ア) 町（建設部）は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (イ) 町内で確保できない場合は、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等の斡旋を求めるものとする。

第6節 第7項 医療・救護活動
関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課

1 活動の方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立し、人身の保全を図るものとする。

2 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施するものとする。ただし、町本部のみでの実施が不可能又は困難と認めるときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

町においては、具体的には住民部福祉班が担当する。

（注） 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

3 医療班の編成

被災現地等における応急医療等の実施のため、町は、医療関係者をもって医療班を編成し、必要に応じて現地に出動し救助の実施に当たるものとする。

医療班の編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて適宜増員するものとする。

医師	1名
薬剤師	1名
看護師、助産師又は保健師	2名
事務職員	1名

（注） 運転士については、必要に応じ編成に加える。

4 県等における医療班の編成

県及び日本赤十字社等においては、次のとおり医療班を編成し、出動する

県本部	（県立病院又は強制従事医療関係者で編成）
日本赤十字社	（日本赤十字社救護班要員（医師、看護師、薬剤師等）で編成）
奉仕医療機関	（公的及び民間の医療関係者で編成）

（注） 強制従事医療関係者の編成及び執行に当たっては、県本部医療整備班が、健康福祉部健康政策班と調整を図り、県本部医療班の編成に支障が生じないように努める。

5 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者に対して実施するものとする。

(1) 医療救助

- ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるに関わらず災害のため医療の途を失った者
- イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む。）

6 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定でないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 医療班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、住民部福祉班は、医療班を現地に派遣して実施するものとする。

医療班は、現地（避難所又は災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあつては天幕等により野外に現地救護所を開設するものとする。また、被災現地の医療施設を利用することが適当と認められるときは、施設所有者と協議して使用するものとする。

(2) 医療機関による方法

被災地又は隣接地域の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、住民部福祉班は当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施するものとする。

この場合対象者は、医療券を提示して診療を受けるものとする。

(注) ① 医療機関には、はり、あんま、きゅう師を含むものとする。

② 医療券には、西濃県事務所長が町長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、町長は、西濃県事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票を発行し、直接救助対象者に交付するとともに、その旨を西濃県事務所長に連絡するものとする。

(3) 移送、収容

ア 医療を要する者の状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、町内医療機関又は近隣市町の医療機関に搬送、収容するものとする。

イ 患者の移送に当たって自動車等を必要とする者は、直ちに建設部に対して車両等の確保を要請するものとする。

ウ 早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部総務班に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

資料編・医療機関一覧

7 医薬品、衛生材料等の確保

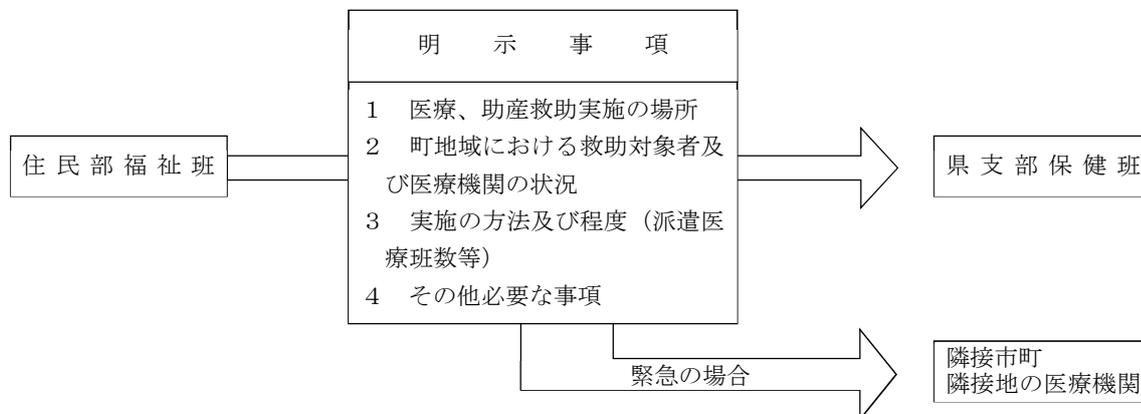
医療班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、又は代価を支払うものとする。ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬店より調達し、なお確保不可能又は困難なときは、住民部福祉班は県支部保健班に報告し県本部において「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」等に基づき確保するものとする。

具体的な方法は、次のとおりとする。

8 応援の要請

住民部福祉班は町本部において医療、助産等救助の実施が不可能又は困難なとき、若しくは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援斡旋等の要請をするものとする。

- (1) 住民部福祉班は、県支部保健班に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは隣接市町の市町本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。



- (2) 医薬品、衛生材料の確保及び斡旋の要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 品名（規格）数量
- イ 送付場所
- ウ 送付期限
- エ その他必要な事項

- (3) 重傷病患者を他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 患者数及び傷病程度の概要
- イ 希望施設名
- ウ 移送の時期、方法
- エ その他必要な事項

9 災害救助法による基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

- (2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

- (3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

- (4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）
- ウ 前記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部保健班、県本部医療整備班を経由して県本部防災班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。

エ 県本部防災班は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは内閣総理大臣に対して期間の延長を申請し、その承認を待って延長するものとする。

オ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長を要する期間
- (イ) 期間延長を要する地域
- (ウ) 期間延長を要する理由
- (エ) 救助を要する理由
- (オ) その他

(5) 費用の基準

ア 医療班の費用

- (ア) 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、又は患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）
- (イ) 事務費 医療班員の派遣旅費

イ 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）

ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(6) 費用の請求

医療班費用の請求、及び医療機関費用の請求（助産を含む。）は、災害用医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書）に所要事項を記載し、関係機関を經由して県本部防災班に提出する。

10 病院における対策

町内医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施するものとする。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は、堅固なおおいや毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行うものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大な場合、継続診療が長期間見込めないときは、他の適当な施設に転送するものとする。適当な施設がないときは、町本部その他関係機関にその斡旋等を要請するものとする。

(4) 給食

患者給食は、できる限り実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、住民部が実施する被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打ち切りとなるので保険制度等への切替指導を行うものとする。

1 1 報告その他事務手続き

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、関係機関は、次の方法により報告し、若しくは記録を作成保管するものとする。

(1) 医療班出動報告

医療班を派遣した機関は、様式76号「医療班出動編成表」により編成及び出動の状況を町本部及び住民部を経由し県本部防災班に提出するものとする。

(2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療班が扱った患者については、様式77号「医療救護活動報告書」により活動状況を作成し保管しておくものとする。

第6節 第8項 救助活動

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

1 活動の方針

災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

2 救助活動

町における救出は、住民部が奉仕労力等により必要な器具を借上げて当たるものとするが、実施に当たっては不破消防組合及び警察機関と連絡を密にし、相互協力して行うものとする。ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部に応援を要請するものとする。

3 応援の手続

町及び不破消防組合による救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。また、町（又は委任を受けた消防長）が緊急消防援助隊の派遣を受けた場合は、これを指揮し迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

4 救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別又は住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので町が協力する。）

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

5 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあつては、町及び不破消防組合又は警察署に通報しなければならない。

6 救出の方法

(1) 町における救出作業は企画調整部、消防・水防部が不破消防組合と連携してその対策をたて、作業は消防・水防部長（消防団長）又はその代理者が指揮するものとする。

(2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）、機械器具等の確保は、次によるものとする。

ア 活動組織等

救出作業は消防・水防部員（消防団員）を動員して行うものとするが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、又は特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得るものとする。町（建設部）は、「垂井町の災害応援協力に関する協定」に基づき、支援を要請し、被災者の救出に当たるものとする。

イ 救出用資機材等

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は町に連絡し企画調整部と協議して確保するものとする。

ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

(3) 住民による救急救助

自主防災組織等は、地震発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。

また、負傷者等の救出及び搬送に努め、不破消防組合、消防団等の救急救助活動に協力する。

資料編・災害協定一覧

7 応援の要請

企画調整部は、町において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、不破消防組合に広域消防応援協定に基づく応援要請を依頼するか、県支部総務班に内容を明示して応援等の要請をするものとする。

8 災害救助法による基準

災害救助法に基づく被災者救出の実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町は、法定の救出期間内に県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請に当たっては、次の事項を明示するものとする。

ア 延長を要する予定期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

(3) 事務手続き

町は、救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」（様式49号）により、県支部総務班経由県本部防災班に電話等によって報告するものとする。

ア 救助実施記録日計票（様式50号）

イ 被災者救出状況記録簿（様式78号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式52号）

第6節 第9項 文教災害対策

関係機関：教育委員会

1 対策の方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずるものとする。

2 実施内容

町は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講ずるものとする。

(1) 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達の徹底に努めるものとする。

(2) 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。

(3) 児童生徒の安全確保

学校等は、本編第2章第9節「文教対策」により、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の保護に努めるものとする。

ア 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、各学校長等は教育部長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。なお、休校措置を決定したときは、直ちに休校の旨を電話等によって各家庭まで徹底するものとするが、防災行政無線が使用できないときは別に定める連絡系統によって徹底するものとする。

イ 下校時の引率

児童生徒登校後、休校を決定し帰宅させるときは、中学校生徒においては、下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また、小学校児童については、地域別に教師が引率して帰宅させるものとする。なお、災害の状況に応じて、保護者への引き渡しを行うものとする。

(4) 教育活動の早期再開

町教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

(ア) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

(イ) 公立学校の相互利用

(ウ) 仮設校舎の設置

(エ) 公共施設の利用

(オ) 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

3 教員の確保

町教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

4 児童生徒に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を町教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合は県に協力を要請する。

(2) 就学援助

町は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(4) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒に感染症が集団発生したときは、町、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本節第12項「防疫活動」の定めるところによる。

(5) 転出、転入の手続

町教育委員会は、児童生徒の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他市町村の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

(6) 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

5 学用品等支給計画

(1) 計画の方針

災害により教科書、文房具等を失った小中学校の児童生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、以下に定めるところによるものとする。

(2) 支給の種別

学用品等の支給若しくは斡旋は、災害の程度によって、次の種別に区分して扱うものとする。

ア 災害救助法による支給

災害救助法適用地域で住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」によるものとする。

イ 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は、本人の負担とする。調達の方法は、災害救助法適用分とあわせて調達するものとする。

ウ 他市町に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失った者があり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括斡旋するものとする。

エ その他の場合の斡旋

県内で災害救助法の適用を受ける市町村がなかった程度の災害時にあつては、平常時における斡旋の方法によるものとする。

(3) 調達配給の実施者

教材、学用品の調達、配給は、次の区分に従って行うものとする。

ア 災害救助法による場合

区 分	担 当
被災児童生徒の調査	町本部教育部
被災教科書の調査	町本部教育部
教科書及び文房具の調達	県本部（健康福祉部、教育部、産業労働部協議調達） ただし、県本部が指示したときは、町本部
調達物資の輸送	県本部（町本部まで輸送）
教科書及び文房具の配給	町本部教育部

イ 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

(2)のイ及びウの場合には(1)の災害救助法による場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋するものとする。

ウ 災害救助法が適用されなかった場合

町において斡旋する。ただし、町で処理できないときは、県本部において調達斡旋をするが、輸送は、業者対町の平常の方法によるものとする。

(4) 被災児童生徒及び教科書被害状況の調査報告

町は、被災した児童生徒と災害によって失った教科書の状況を次の方法で調査し、報告するものとする。

ア 被災児童生徒の調査

町の教育部は、災害終了後、速やかに児童生徒等（保護者含む。）について、様式85号「被災児童生徒名簿」を作成するものとする。

イ 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」により被災教科書等を調査集計し、様式86号「被災教科書報告書」を作成するものとする。

ウ 被災教科書等の報告

「1 支給の種別」(1)～(4)による場合で、町において調達困難な場合は、前記「被災教科書報告書」を作成し、災害発生後5日以内に県支部教育班に3部提出するものとする。

(5) 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の調達及び輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、教育部は、町内又は近隣市町において確保するものとする。なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

ア 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

イ 文房具

ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。）を災害救助法適用時のみ調達する。

ウ 通学用品

雨具、カバン、履物等を災害救助法適用時のみ調達する。物資輸送に当たっての授受は、様式87号「学用品引継書」によって記録を残すものとする。

（注）教科書の輸送は、販売取扱店から直接町へ送付することがある。この場合は、納品書を県本部防災班に提出するものとする。

(6) 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、教育部において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給するものとする。

ア 割当て

教育部は、県本部からの学用品支給基準（1人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに児童、生徒別に様式88号「学用品の給与状況」により割当てをするものとする。

イ 支給

教科書その他の学用品は、教育部が支給するものとする。

ウ 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

(7) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童及び中学校の生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学校の児童及び中学部の生徒を含む。以下同様とする。）に対して行う。

（注）① 支給対象者は、町本部における被災者台帳に登載されている児童生徒であること。

② 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてのみ斡旋される。

イ 費用の基準

(ア) 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、町教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費。

(イ) 文房具及び通学用品等

小学校児童 } 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）に定める額の範囲内とする。
 中学校生徒 }

資料編・岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

ウ 支給期間

(ア) 教科書は災害発生の日から1箇月以内

(イ) 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は県支部総務班を經由し県本部防災班に期間の延長を要請するものとする。要請に当たっては次の事項を明示して行うものとする。

- ・延長の見込み期間
- ・期間延長を要する地域
- ・期間延長を要する理由
- ・延長を要する地域ごとの児童生徒数
- ・その他

6 文化財、その他の文教関係の対策

(1) 計画の方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 所有者又は管理者への指導

被災文化財については、県文化財保護審議会委員、町文化財審議会委員の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導するものとする。

本町の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編・町内文化財一覧

(3)被害報告

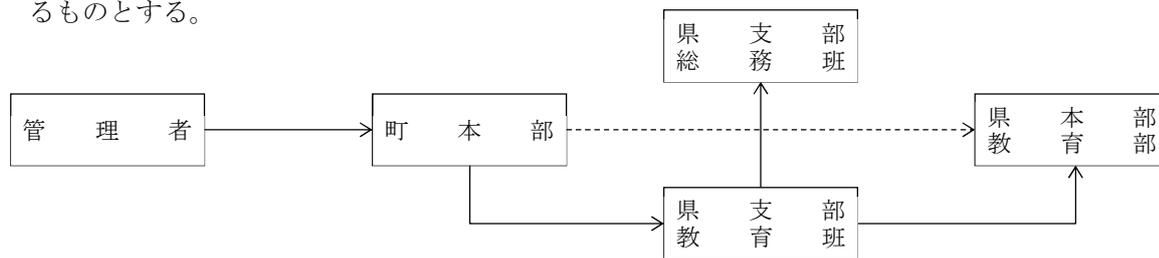
文化財、その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を町に報告するものとする。

(4) 社会教育施設の対策

町は、文化財、その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(5) 文化財の対策

町は被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう、所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。



一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第6節 第10項 災害援護資金等貸与計画

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課

1 計画の方針

被災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他小額融資は、本計画の定めるところによるものとする。

2 実施担当者

町本部における災害援護資金等の融資希望世帯の調査（選考）とりまとめは、住民部が民生委員・児童委員等の協力を得て行うものとする。

3 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 父子福祉資金
- (5) 寡婦福祉資金
- (6) その他一般資金

4 貸付条件等の概略

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区分	災害援護資金	生活福祉資金 (災害援護資金)	母子福祉資金 父子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	被災低所得世帯	被災母子世帯 被災父子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	事業住宅等資金	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は350万円	事業開始 283万円 事業継続 142万円 住宅 200万円
償還期間	10年	7年	事業開始 7年 〃 継続 7年 住宅 7年
償還方法	年賦等	月賦	月賦
貸付利率	年 3%	年 3%	事業開始 無利子 〃 継続 無利子 住宅 年 3%

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

5 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(1) 貸付機関

町本部とする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

(2) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、被災者援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「4 貸付条件等の概略」に示すほか、次のとおりである。

ア 保証人 1人

イ 違約金 延滞元利金額につき年5%

(5) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

6 生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付に当たってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員・児童委員

イ 町社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業所若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

(注)

① 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

② 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

③ 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

災害援護資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「4 貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 保証人 1人以上

保証人は原則として本県に居住し、その世帯の更生に熱意があり、かつ、返済資力のある者

イ 延滞利子 延滞元金につき10.75%

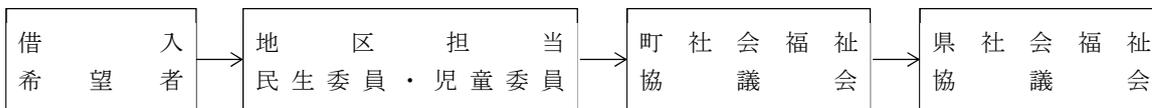
(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員・児童委員に提出する。

ア 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付）

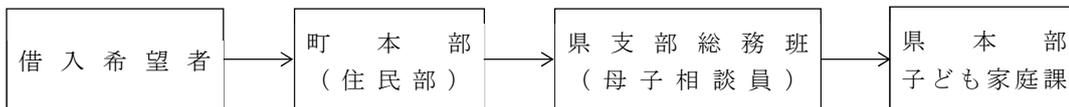
イ 借入希望者及び保証人の所得証明書（町長証明）

- ウ 罹災証明書（町長の証明書）
- エ 必要経費の見積書
- (6) 申込書等の提出経由機関
申込書等は、原則として次の系統で提出する。



7 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

- (1) 貸付機関
県本部子ども家庭課が県貸付委員会の審査に基づいて貸付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部総務班（母子相談員）及び民生委員・児童委員並びに母子協助力員が協力するものとする。
- (2) 貸付対象世帯
災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に20歳未満の子を扶養している者、寡婦等に対して融資する。
- (3) 資金の種別
本資金の貸付は、次のものとする。
ア 事業開始資金及び事業継続資金
イ 住宅資金（新築は除く。）
- (4) 貸付条件
本資金の貸付条件は、「4 貸付条件等の概略」に示すほかは、次の条件のとおりである。
ア 保証人 1名以上
イ 違約金 延滞元利金につき年10.75%
- (5) 提出書類
借入希望者は、次の書類を作成して、町本部に提出する。
ア 貸付申請書（町の様式）
イ 戸籍謄本
ウ 罹災証明書
エ 税額及び資産等証明書
オ 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）
カ 補修計画書（住宅資金について）
- (6) 申込書等の提出経由機関等
申込書等は、次の系統で提出するものとする。



一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第6節 第11項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 住民課 消防団

1 計画の方針

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行うものとする。

2 遺体の捜索

町は、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

- (1) 町は遺体捜索の必要があるときは、消防・水防部と協議してその対策をたて、その実施を消防・水防部又は奉仕団に要請するものとする。
- (2) 捜索作業は、消防・水防部長又はその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本節第8項「救助活動」に定める方法によって行うものとする。

ア 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において捜索を打ち切ることができないときは、住民部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込み期間
 - (イ) 期間の延長を要する地域
 - (ロ) 期間の延長を要する理由
 - (ハ) 延長することによって捜索されるべき遺体件数
 - (ニ) その他

イ 費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費

舟艇その他遺体捜索のため必要な機械器具の借上費
- (イ) 修繕費

捜索のため使用した機械、器具の修繕費
- (ロ) 燃料費

機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等。

ウ 報告及び事務手続き

住民部は本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」（様式49号）により報告するものとする。

- (ア) 遺体捜索状況記録簿（様式79号）
- (イ) 救助実施記録日計票（様式50号）
- (ロ) 救助の種目別物資受払状況（様式52号）
- (ハ) 遺体捜索機械器具修繕簿（様式80号）

3 遺体の取り扱い、収容等

(1) 遺体の取り扱い

町は、遺体を発見した場合は、警察に届出を行い、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

(2) 遺体の収容

町は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ 医師による死因その他についての検査を行う。

(3) 遺体の検視、身元確認

警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町、県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。

(4) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。県本部防災班は、要請等により、その必要を認めたときは、内閣総理大臣に期間延長の申請をし、その承認を得て延長するものとする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長の見込み期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 延長することによって処理されるべき遺体件数

オ その他

(5) 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用

(ア)既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費用

(イ)仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 検案料

医療班の実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(6) 報告及び事務手続き

町は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」（様式50号）、「救助の種目別物資受払簿」（様式51号）及び「遺体処理台帳」（様式81号）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報」（様式49号）により報告するものとする。なお、遺体の処理を医療班が実施したときは、「医療救護活動報告書」（様式77号）によりその実施状況を報告するものとする。

(7) その他

町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

4 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

町は、遺体を遺族へ引き渡し、又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

- ① 事故死等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

- (ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）
- (イ) 災害のため、次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。
 - a 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
 - b 墓地、火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
 - c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合
 - d 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合
- (ウ) 災害救助法適用地域の遺体ที่เขา市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に求償するものとする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。なお、延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長を要する期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 埋葬を要する遺体件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の賃金職員等及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。
なお、大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続き

町本部は、埋葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」（様式50号）、「救助の種目別物資受払状況」（様式52号）及び「埋葬台帳」（様式82号）を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報」（様式49号）により報告するものとする。

(2) 広域調整

町は、大規模な災害の発生により、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

5 遺体安置所の確保

町は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

6 応援協力

町は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

- (1) 住民部は、災害条件により捜索が実施できないとき、又は遺体が他市町村へ流失したと認められるときは、県支部総務班に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合等で隣接市町に応援を求めることが適当なときは、直接市町本部に応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - ア 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
 - イ 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
 - ウ 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
 - エ その他必要な事項

第6節 第12項 防疫活動

関係機関：健康福祉課 子育て推進課 住民課 上下水道課

1 計画の方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速な防疫活動を行うものとする。

2 実施担当者

災害時における被災地帯の防疫は、町本部が県支部保健班の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、被害が甚大で、町本部限りで実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援の要請をし、県支部又は県支部管内の他市町村本部からの応援を得て実施するものとする。

なお、県支部内において実施が不可能なときは、県本部健康福祉部（保健医療班）に連絡し、他支部の市町村本部又は県本部から応援を得て実施するものとする。

3 防疫の実施組織

住民部は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、おおむね次のとおりとする。

衛生技術者（班長）	1名
事務職員	1名
作業員	3名

4 町の防疫活動

町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- (3) 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- (4) 感染症予防法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- (5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- (6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

5 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行うものとする。

作業区分	県機関	町機関	実施内容
検病調査	県支部保健班	衛生組織等関係機関	町本部は、県支部保健班が実施する検病検査に当たっては、的確な情報提供等の協力をする。
健康診断	県支部保健班	衛生組織等関係機関	検病調査の結果必要があるときは、法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施する。
臨時予防接種	県本部保健医療班 県支部保健班	住民部福祉班	感染症予防上必要があるときは、県支部保健班が予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するが、県本部長から命令を受けた場合は、町本部において実施する。
清潔方法	県本部保健医療班 県支部保健班	住民部衛生班	町本部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本節第14項「清掃計画」の定める方法によって、ごみの処理、し尿の処理等を実施するものとするが、特に町内の道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
消毒方法	県本部保健医療班 県支部保健班	住民部衛生班	町本部は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところに従って防疫班によって実施する。内容については、「6 消毒方法の基準」による。
ねずみ・昆虫等の駆除	県本部保健医療班 県支部保健班	住民部衛生班	町本部は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫等の駆除を実施する。実施に当たっては、法施行規則第15条の規定に定められたところによる。
飲料水の供給	県本部保健医療班 県支部保健班	建設部水道班	町本部は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、飲料水を供給する。実施に当たっては本節第4項「給水活動」の定める方法によって行う。
患者等に対する措置	県支部保健班	住民部福祉班	町本部は、県支部保健班が実施する感染症患者等の医療、移送に当たっては、的確な情報提供等の協力をする。
避難所の防疫指導等	県支部保健班 県本部保健医療班	住民部衛生班	町本部は、本節第2項「避難対策」により避難所を開設したときは、県本部又は県支部の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を期する。

6 消毒方法の基準

(1) 飲料水の消毒

ア 給水を井戸で行う場合における井戸の消毒は、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰5分、水95分）を投入し、十分かくはんした後12時間以上放置する。

イ 給水を水道法による水道で行う場合の消毒は、塩素消毒を強化し、給水せん水における遊離残留塩素濃度0.2mg/l以上に保持する。

ウ 給水を井戸又は水道以外による場合の消毒の基準は、イに準ずる。

(2) 家屋内の消毒

泥水等で汚染された台所、炊事具及び食器戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭き拭き、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰等を散布する。

(3) トイレの消毒

トイレは、石灰酸水（石灰酸3割、水7割）、クレゾール水若しくはホルマリン水をもって拭き拭き、又はこれを散布し、便池にはかせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、十分かくはんする。

(4) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を、水渠には、かせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却する。なお、かせい石灰末は、乾燥した場所の消毒に適当でないので、この場合は石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

(5) 患者運搬用器等の消毒

ウイルスに汚染した物件等を運搬した器具は、使用の都度石灰酸水、クレゾール水、昇汞水若しくはホルマリン水で拭浄し、又はこれを散布する。

(6) 薬剤

(2)から(4)の消毒に要する薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、おおむね次の基準（水害時）により確保するものとする。ただし、町本部又は県支部保健班において確保することが困難な場合には、県本部薬務水道班において確保するものとする。

ア A級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広範にわたっている場合）

床上浸水（流失、全半壊家屋を含む。）	1戸当たり	クレゾール200g
床下浸水	1戸当たり	クレゾール50g
床上床下浸水家屋ともに	1戸当たり	普通石灰 6kg

（注） 薬名の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差支えない。

イ B級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合）

「ア」の基準のおよそ3分の2

ウ C級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在性である場合）

「ア」の基準のおよそ3分の1

(7) 器具等

消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件等を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具等を確保整備するものとする。

7 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、住民部衛生班は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

8 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

町本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、医療衛生施設被害状況等報告書（県計画第3章第6項第2節様式3号の1）により、防疫に関する情報を県支部保健班を経由して、県本部保健医療班に毎日電話及び文書をもって報告するものとする。

(2) 災害防疫所要見込み額の報告

町本部は、災害防疫に関する所要見込み額を様式83号「災害防疫経費所要額調」により作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告するものとする。

(3) 災害防疫完了報告

町本部は、災害防疫の完了したときは、完了の日から20日以内に様式84号「災害防疫業務完了報告書」を県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出するものとする。

9 応援等の要請

町本部は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは実施不可能なときは、県支部保健班に次の事項を明示して、応援、斡旋等の要請を行うものとする。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

10 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

11 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

第6節 第13項 保健活動・精神保健

関係機関：健康福祉課 子育て推進課

1 計画の方針

災害により被害を受けている住民を対象に、県及び関係機関と協力し、指定避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、罹災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

災害の程度により必要と認めるときは、保健所の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。町は、県、その他関係機関の協力のもとチームを編成し、活動体制を確保するものとする。

イ 活動内容

町は県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。活動内容については、町避難所運営マニュアル、岐阜県地震災害等医療救護計画等に基づくものとし、罹災者のニーズに合わせた保健活動の実施に努めるものとする。

ウ その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、歯科保健、要配慮者支援等の専門チームの派遣要請等により、専門的な支援体制を確保し専門的な支援を実施する。また、町は保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに罹災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

町の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 精神障がい者への支援

- (ア) 生活基盤の確保
- (イ) 治療継続の支援
- (ウ) 症状悪化時の迅速な対応

イ 罹災者の心のケア

ウ 職員・ボランティアのケア

町は、上記の支援を実施するために関係機関と協力して相談体制、医療ケア体制を確保するものとする。

第6節 第14項 清掃計画

関係機関：住民課 産業課

1 計画の方針

町における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施担当者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ごみ等の収集処分は、住民部が行うものとする。ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部保健班に応援の要請をするものとする。

3 清掃班の編成

住民部は、清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿を収集・運搬する。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。1班の編成は次の基準によるものとするが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

区 分	班 員	作 業 機 材	車 両
ごみ収集運搬班	班 長 運 転 手 作 業 員	スコップ クサミ（箕） トラクターショベル等	町有車両 業者保有車両
し尿収集運搬班	班 長 運 転 手 作 業 員		業者保有車両

(1) ごみ収集運搬班

ア 班長は、住民部員とする。

イ 作業は、職員のほか、許可業者が行い、災害の状況によってはボランティアの動員又は賃金職員等の雇い上げ等により実施する。

(2) し尿収集運搬班

ア 班長は、住民部員とする。

イ 作業は、職員のほか、許可業者が行う。

4 清掃方法

清掃の実施については、次の方法によって行う。

(1) ごみの処理

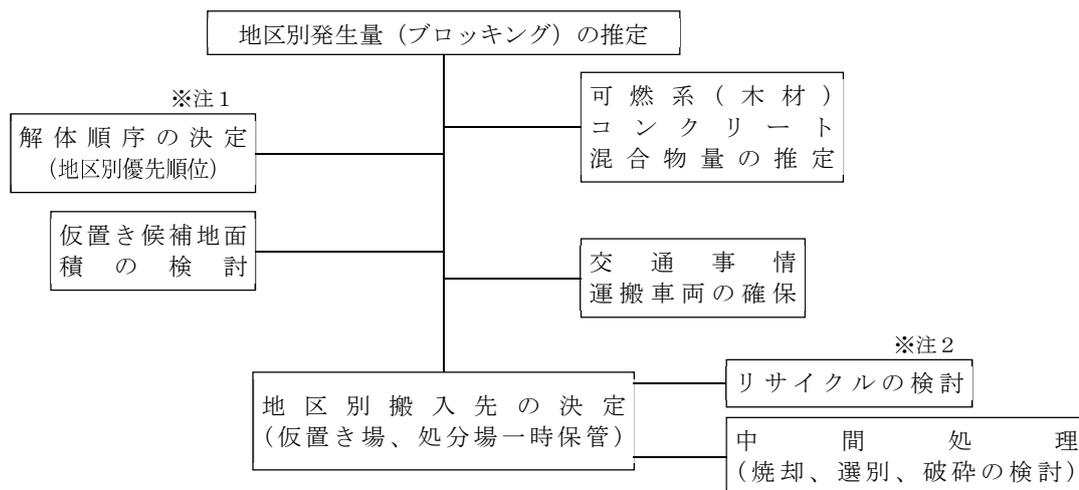
ア ごみの収集順序は、住民部が被災地の状況（水位減水状況）及び被災世帯における屋内清掃状況等を考慮して決めるものとする。ただし、当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域については、これを優先する。

イ 収集に当たっては、各班の収集担当地域を明確にし、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報し、ごみ収集運搬班に浸透させる。

ウ 必要に応じて設定する災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、「災害廃棄物の処理計画フロー」により、あらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は、地区ごとの指定を検討しておくものとする。

収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、クリーンセンターにおける焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分に付するものとする。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



※注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

注2 リサイクルの検討一例— 木くず：チップ化による利用
 コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
 金属：製鋼原料等による再生利用
 畳：コンポスト化し、肥料化

(2) し尿処理

し尿の汲取は、ごみ収集に準じてその順位を決定し、収集したし尿の処理は、原則として大垣施設衛生組合の処理施設において処分するものとする。ただし、町で処理できないときは、県支部保健班に報告し、その指示に従い行うものとする。

(3) 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるように、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報を、町ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

(4) 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

5 応援等の要請

大規模災害のため、若しくは清掃施設被災のため町において清掃の実施ができないときは、住民部は県支部保健班に応援の要請をするものとする。

6 清掃の事務

住民部は、災害時における清掃等の応急対策を完了した場合、次の報告をできる限り速やかに県支部総務班を経由し、県本部環境生活部廃棄物対策班に4部提出するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等被害状況報告（様式89号）。ただし、復旧事業経費が80万円未満のときは、報告を要しない。
- (2) 災害廃棄物処理事業報告（様式90号）。ただし、復旧事業経費が40万円未満のときは、報告を要しない。

7 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) トイレの仮設

ア 避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用し、避難人員200人に対して、大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。なお、緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設するものとする。

イ 仮設トイレは、町備蓄のものを使用し、不足する場合には県又は関係機関に応援要請を行う。

ウ 町は、民間での保有状況をあらかじめ把握しておくものとする。

エ 閉鎖に当たっては、消毒実施後、埋没することとする。

(2) 死亡獣畜の処理

犬、ねこ等の遺体処理は、住民部が行うものとする。

牛、馬、豚等の遺体処理は、産業部が行うものとする。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により、流失した埋葬遺体が町に漂着した場合の処理については、町が本節第11項「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」に定める方法に準じて処理するものとする。

第6節 第15項 愛玩動物等の救援

関係機関：住民課

1 計画の方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。

2 実施内容

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する町及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行う等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めるものとする。

第6節 第16項 災害義援金品募集配分計画

関係機関：健康福祉課 子育て推進課 会計課

1 計画の方針

住民及び他都道府県から被災者に抛出された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施する。

2 実施機関

町地域における義援金品の募集及び配分は、町本部（住民部）が中心になり、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し又は協力して行うものとする。

協議会構成機

- ・町社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・日本赤十字社垂井町分区（義援金のみ）
- ・小中学校の児童、生徒会
- ・自治会
- ・まちづくり協議会
- ・女性団体
- ・青年団体
- ・警察機関 等

3 義援金品の募集

(1) 義援金品の募集機関

災害義援金の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、町、県、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

(2) 本町に被害が発生しなかった場合においても、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

4 集積

募集に基づき、若しくは任意抛出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (1) 各家庭から募集したときは、自治会、民生委員・児童委員等の組織で、各家庭を訪問して集積し、又は集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積するものとする。
- (2) 小中学校の児童、生徒会又は工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積するものとする。
- (4) (1)によるときは様式91号「義援金品抛出者名簿」を、(2)によるときは様式92号「義援金品引継書」を、また、(3)によるときは様式93号「義援金品受領書」を作成し、若しくは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

5 引継ぎ

募集機関で受付集積した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法によるものとする。

(1) 義援物資の引継

集積した義援物資は、集積単位機関において荷造し、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。

ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合等においては、町は、県の指定する場所等に集積し、再集積機関が一括まとめて配分機関に送付するものとする。

(2) 義援金の引継

集められた義援金については、町扱い分は、県に引継ぎ、県において一括配分機関に引継ぐものとする。ただし、それぞれの募集（受付）機関において直接配分機関に送付することを適当と認められる場合は、直接募集機関から配分機関に引継ぐものとする。

(3) 引継の記録

義援金品の引継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

6 配分

引継ぎを受け、若しくは受付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分は、おおむね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

ア 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者	1/2
全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(注) 1 床上浸水10日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

(2) 町における配分

県から配分を受け、又は町で受付けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。なお、各世帯配分に当たっては、本節第5項「生活必需品供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

(注) 死亡者、負傷者等に対しての金銭は、その者の住所で行うものとする。（他県で死亡した者でも、関連災害の場合は、その者の住所で配分することがあるものとする。）

(3) 配分の時期

配分はできる限り受付け、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が、少量、少額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送若しくは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う等配分の時期には十分留意して行うものとする。ただし、腐敗、変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うものとする。

7 義援金の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものとする。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、現金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は義援金品受払簿を備え付け、受付けから引継ぎ又は配分までの状況を記録するものとする。

8 費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

第6節 第17項 要配慮者・避難行動要支援者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 不破消防組合 消防団

1 対策の方針

災害発生時、避難行動要支援者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等さまざまな場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 避難行動要支援者対策

町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずるものとする。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

こども園等にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。また、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、こども園等に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ不破消防組合に要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、町及び県に連絡する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町及び県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町及び県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について、町及び県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

4 外国人対策

町は、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第6節 第18項 帰宅困難者対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 産業課

1 計画の方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 住民、事業所等の啓発

町は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりする等、帰宅困難者対策を行うものとする。

3 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

4 徒歩帰宅困難者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第6節 第19項 その他被災者の保護計画

関係機関：税務課 健康福祉課 子育て推進課 住民課

1 計画の方針

本節第2項から第18項までに定める救助、保護計画のほか、被災者の保護計画は、次によるものとする。

2 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時から在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、若しくは生活に支障を生じる等により、新たな要配慮者が発生する。町本部は、これら要配慮者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に講ずるものとする。

- (1) 発災直後には、町本部は、関係機関の協力を得て直ちに、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿）や地図を利用する等して居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めるものとする。
- (2) 要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入所等の措置、③居宅での生活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施するものとする。
- (3) 避難所に移動した要配慮者については、発災直後においては、町本部は、県本部、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な援護者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始するものとする。

3 要保護児童の措置

町本部は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条でいう児童をいう。以下本節で同じ。）があるとき、又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、こども園に入所させ保育するものとする。ただし、こども園を設置しない地域にあつては、臨時こども園を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する児童相談所に連絡して収容施設に収容保護するものとする。なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

4 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常医療制度に移行されるものである。したがって、災害によって被保険者証を紛失し、又は使用不能となった者に対しては、町その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

5 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を被災者に支給するものとする。

(1) 適用する災害

町管内の被害が同一災害により、次の各号の一に該当するときで知事が必要を認めたときに支給するものとする。

ア 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

イ 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、本節第1項「応急救助の手続き等」の「3 災害救助法適用基準」）の3分の1以上の被害があったとき。

ウ 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（全失換算）の被害があったとき。

エ 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞いの必要を認めたとき。

（注）被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

(2) 適用する世帯等

見舞いは、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事が必要を認めないときはこの限りでない。

ア 災害の規模が(1)のア又はイに該当するときは、被災した全世帯

イ 災害の規模が(1)のウに該当するときは、被災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

ウ 前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯

エ 災害の規模が(1)のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

オ (1)のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金

(1) 災害弔慰金

町は、町の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年垂井町条例第22号）の定めるところにより災害で死亡した住民の遺族に対し500万円を限度額とし災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

町は、町の災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し250万円を限度額として災害障害見舞金を支給する。

7 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、町及び県は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

8 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（平成16年12月6日決裁。）に規定する自然災害により、町に補助金の支給の必要が生じた場合には、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用することとする。

町は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行うものとする。

第7節 公共施設の応急対策

関係機関：各課共通

1 対策の方針

公共施設は、災害発生後において、医療、給食、防疫等住民の生命の安全を守り、災害復旧の際の中核として、重大な役割をもっている。そのため各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うものとする。

2 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後、速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、不破消防組合、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

3 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、避難行動をとるよう周知するものとする。

(2) 応急対策

町は、被害が拡大しないよう擁壁等にひび割れ、滑落の危険がある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。

4 治山施設の応急対策

(1) 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

(2) 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業者、西南濃森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

5 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設の管理者は、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に図るものとする。

6 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、2から5までに定めるほか次によるものとする。

(1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時には、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努めるものとする。なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期するものとする。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各部に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても被災後直ちに修繕や手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置をするものとする。

第8節 ライフライン施設の応急対策

関係機関：企画調整課 上下水道課

1 計画の方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱が生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来すため、復旧予定時期の目安の明示等による民心の安定を図る必要がある。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの確保は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制を確立し、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

2 水道施設

(1) 水道事業者の応急復旧対策

ア 緊急要員の確保

町は、緊急要員確保を図るとともに情報連絡体制を整備するものとする。

イ 被害状況調査の実施及び復旧計画の策定

町は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水システムを考慮した復旧計画を作成するものとする。

ウ 復旧用資機材の確保及び工事業者への協力要請

町は、復旧用資機材を確保し、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請するものとする。

エ 応急復旧の目標期間の設定

目標期間

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日30l）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日200l）
- ・ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日1000l）
- ・ 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日2500l）

オ 応援要請

町による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し、応援要請を行う。

カ 重要施設の優先的復旧

町は、防災関係施設、医療機関施設について優先的に復旧するものとする。

3 下水道施設

(1) 下水道管理者の応急復旧対策

ア 緊急要員の確保

町は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

イ 被害状況の把握及び応急対策

町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

ウ 応援要請

町は、下水道管理者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県下水道災害時の応援に関するルールに基づき、復旧用機材、人員等の応援要請を行う。

4 電気施設

(1) 応急対策

ア 連絡調整

町は、災害発生時には電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸等多面的輸送手段を用いるものとする。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

5 鉄道施設

(1) 町の応急対策

ア 連絡調整

町は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

(2) 鉄道事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想される時、又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

ウ 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

エ 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保するものとする。

オ 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるものとする。

カ 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保するものとする。

キ 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出勤を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

ク 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

6 電話（通信）施設

(1) 町の応急対策

ア 連絡調整

町は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想される時、又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請するものとする。

ウ 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

エ 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施するものとする。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

ク 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

7 放送施設

(1) 町の応急対策

町は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

ウ 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

オ 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第4章 事故災害対策

第1節 航空災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 対策の方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と連携して、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と連携して、ヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。また、災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。また、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関と応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消防ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

町及び不破消防組合は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(3) 捜索活動支援関係

町は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

5 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県、放送事業者等と連携して、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町は、県、警察、消防、航空運送事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、県、警察、消防、航空運送事業者及びその他防災関係機関との訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

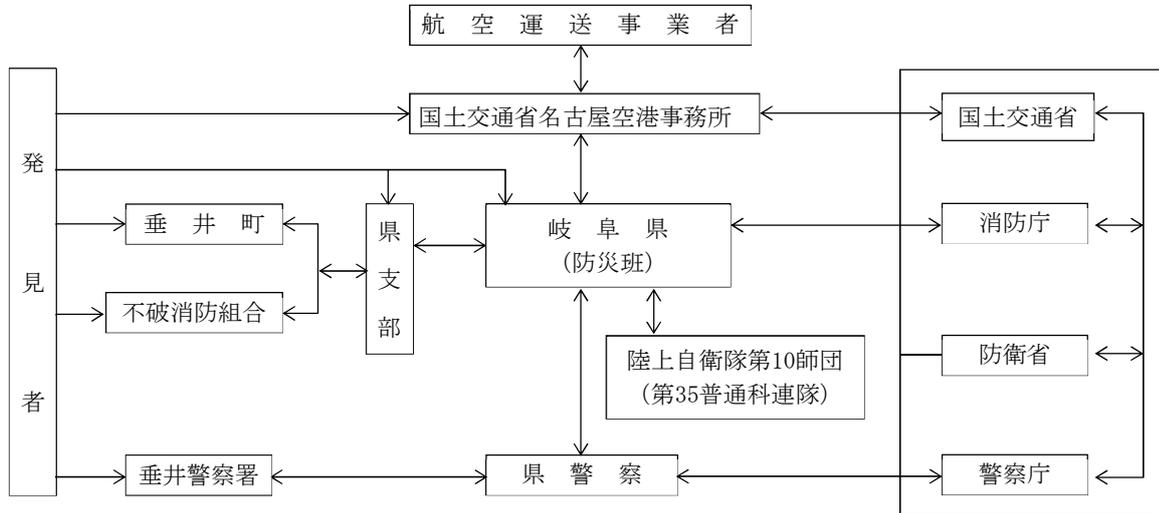
第1節 第2項 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

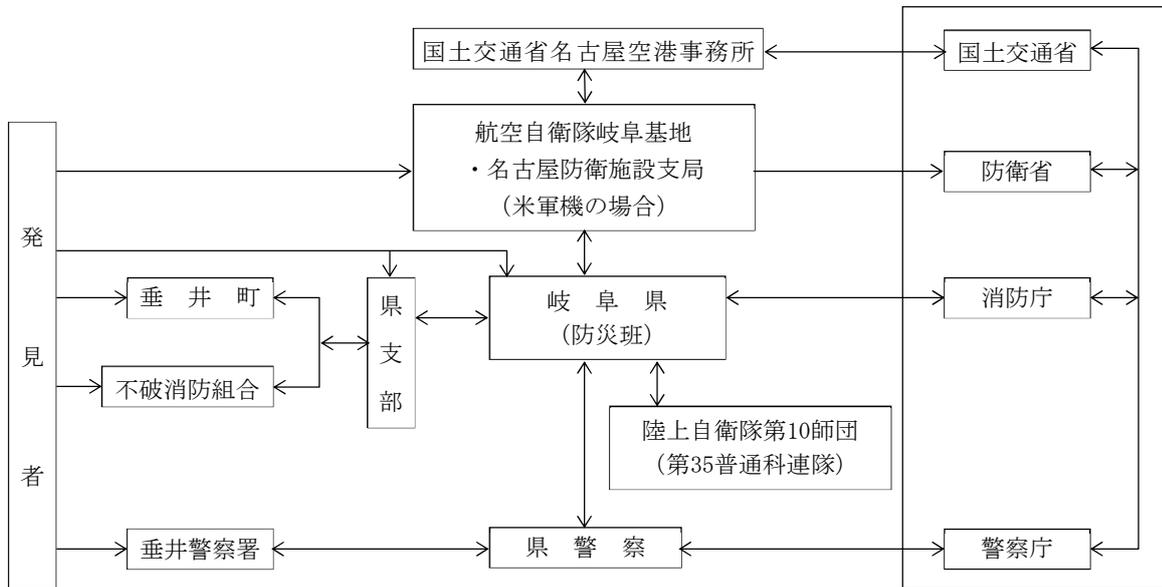
(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動

ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定（中部9県1市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

町は、民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等に基づき、また、必要に応じて医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

ウ 消火活動

町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

町が発災現場でない場合、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、町による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

エ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

オ 緊急輸送のための交通の確保

町、道路管理者及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や道路状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。なお、町は、交通規制に当たっては、警察と密接な連絡をとるものとする。

4 被災者の家族等への情報伝達活動

- (1) 町は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 町、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- (3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第2節 鉄道災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 計画の方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

3 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

(2) 線路防護施設の点検等

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

4 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、不破消防組合との連携の強化に努めるものとする。

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。また、あらかじめ鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町との連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。町、県、警察、消防、鉄軌道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、警察、消防、鉄軌道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(7) 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

6 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努めるものとする。

町、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2節 第2項 災害応急対策

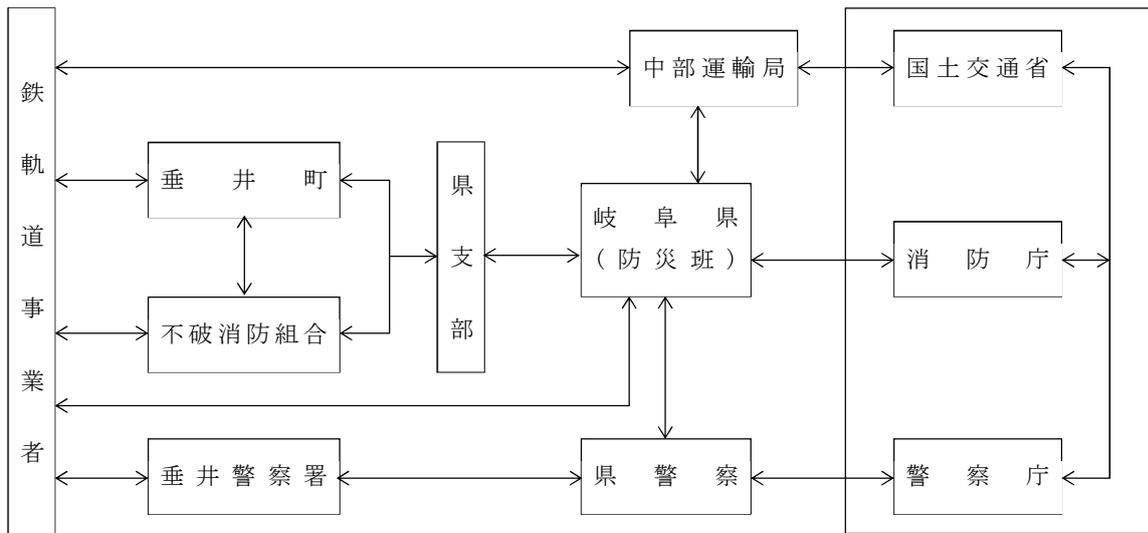
1 計画の方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、情報収集するに当たっては、県、警察等により、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

鉄軌道事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県を通じて他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

町は、各医療機関に対し医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町、道路管理者及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

(5) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

5 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と連携して、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確な情報を適切に提供するものとする。

(2) 町、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 対策の方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 道路交通の安全のための情報充実

町及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

3 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

(2) 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町、道路管理者及び不破消防組合は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防災活動関係

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

町、警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

5 防災知識の普及

町及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 第2項 災害応急対策

1 対策の方針

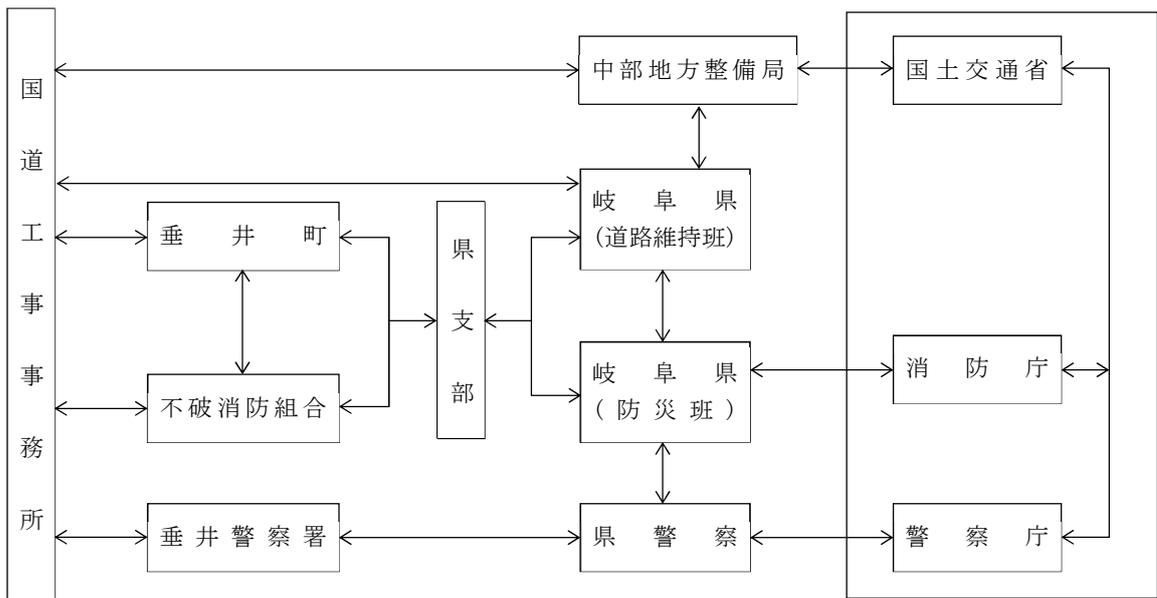
トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

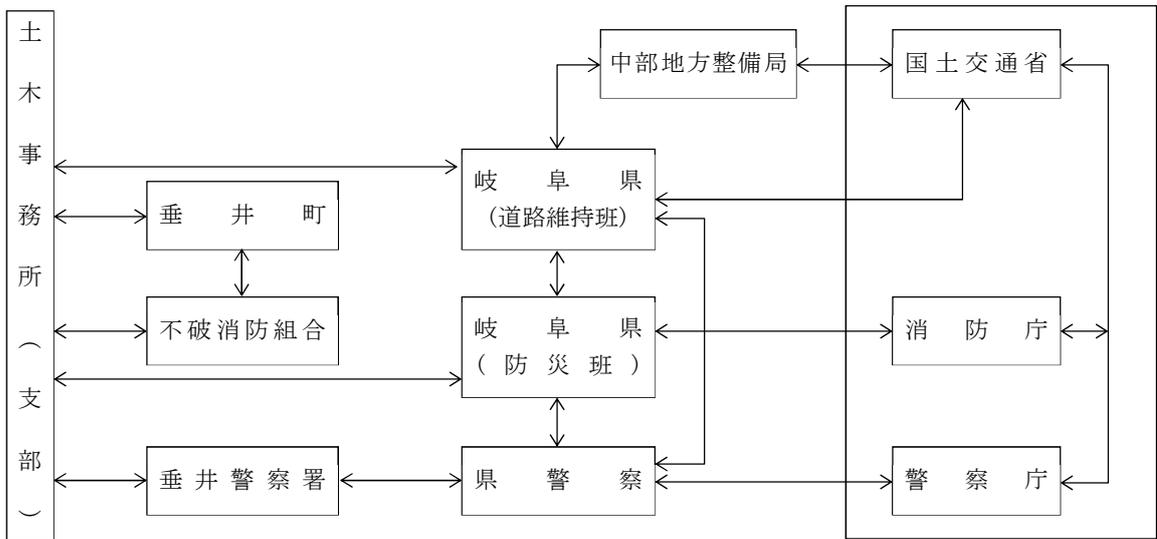
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、町は、情報収集をするに当たって、必要に応じ、県及び警察に要請し、ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

(1) 国の管理する道路

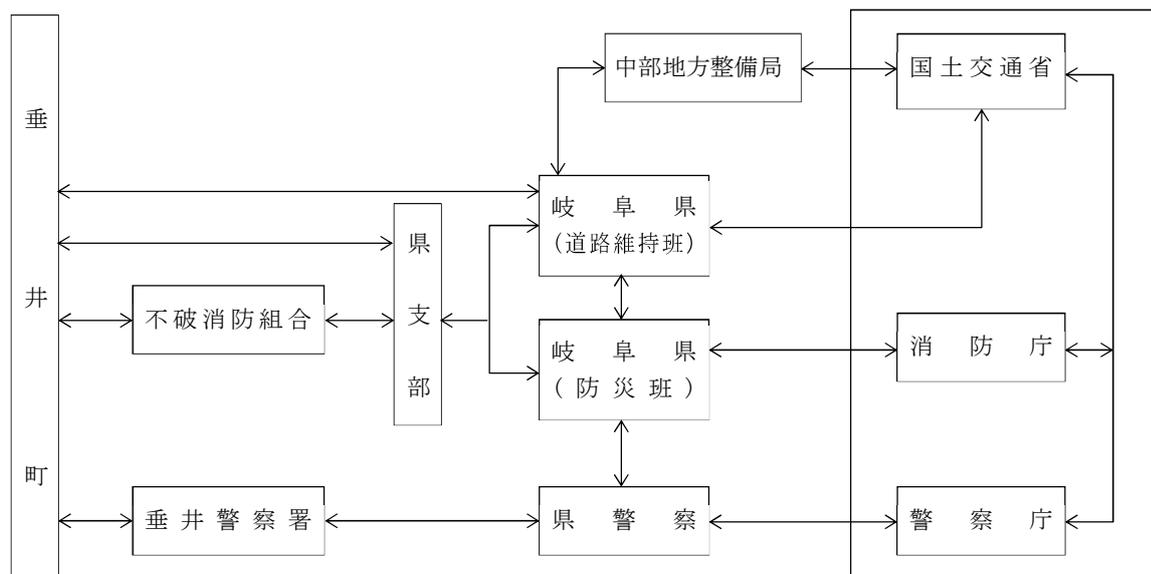


(2) 県の管理する道路



一般対策計画
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 地震対策計画
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6章
 原子力災害
 対策計画
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章

(3) 町の管理する道路



(4) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(5) 通信手段の確保

町は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

6 危険物の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 町、警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

7 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ確かな障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

8 被災者の家族等への情報伝達活動

- (1) 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 県、町及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- (3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。
また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

9 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第4節 放射性物質災害対策

関係機関：企画調整課 健康福祉課 子育て推進課 住民課 産業課 不破消防組合

第1項 災害予防計画

1 対策の方針

放射性物質（原子力災害対策編に記載する「核燃料物質等」を除く。以下、本項において同じ）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進めるものとする。

2 放射性物質の特性にかかる調査

- (1) 町は、不破消防組合と連携し、放射性物質の物理的、化学的特性、人体及び環境に対する影響、法令による規制要件について把握するものとする。
- (2) 町は、不破消防組合と連携し、火災及び散水による放射性物質の拡散の危険性、火災や衝撃時の遮蔽性能低下など、放射性物質災害発生時における対策上の留意点について把握するものとする。

3 放射性物質の取り扱い状況の把握

- (1) 町は、不破消防組合と連携し、放射性物質取扱施設等の場所、管理体制、放射物質の種類、数量などを放射性物質取扱事業者及び関係機関の協力により把握するものとする。
- (2) 町は、不破消防組合と連携し、放射性物質が輸送される場合、輸送方法、輸送体制、輸送される放射性物質の種類、数量などを把握するものとする。

4 災害発生時の通報連絡体制の確立

町は、防災関係機関との連絡体制を確立するとともに、放射性物質取扱施設の管理者には、災害の状況等を詳細に連絡するよう指導するものとする。

5 防護資機材の整備

町は、不破消防組合と連携し、災害活動時における消防隊員等の放射性汚染など二次災害防止を図るため、放射性物質に対する防護資機材の拡充強化に努めるものとする。

6 救急、救護体制の整備

町は、不破消防組合と連携し、治療を要する被ばく者の発生に備えて、搬送する医療機関を予め指定しておくなど救急、救護体制の整備を図るものとする。

7 防災教育

町は、不破消防組合と連携し、放射性物質に関する一般知識、放射性物質災害発生時における消防活動上の留意事項及び防護資機材の使用方法について教育を行うものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第4節 第2項 災害応急対策

1 対策の方針

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施するものとする。

2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

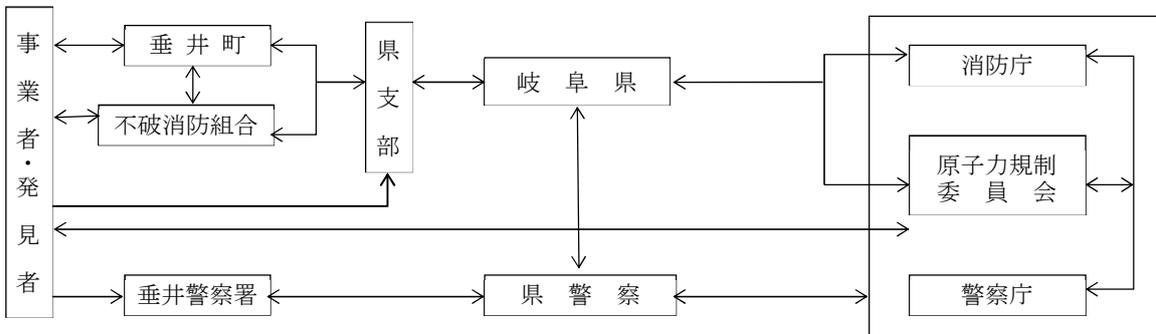
(1) 災害情報の収集、連絡

ア 放射性物質取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を直ちに町へ連絡するものとする。

イ 町は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は次のとおりによるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者は、町、国及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 放射性物質取扱事業者、町、県、及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

(1) 放射性物質取扱事業者の活動体制

放射性物質取扱事業者は、災害発生、後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 町の活動体制

町は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。また、町等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

ア 放射性物質取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定に基づき、他の放射性物質取扱事業者に応援を要請するものとする。

イ 町本部長は、町単独では十分な応急対策ができない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村からの応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

町本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

(6) 防災業務関係者の安全確保

町、県、放射性物質取扱事業者及び防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

4 災害の拡大防止活動

(1) 放射性物質取扱事業者は、放射性物質災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 町は、放射性物質による災害時に大気中の環境モニタリングを実施し、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

5 救助、救急、医療及び消火活動

(1) 救助、救急活動

ア 放射性物質取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する機関に可能な限り協力するものとする。

イ 町は、放射性物質による汚染の状況等の情報を把握し、警戒区域の設定及び放射線防護服の着用等救助実施時の二次災害防止を図るとともに、救急隊は、隊員の放射性物質による汚染防止を図り、適切な医療機関を選定し迅速に搬送するものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関等は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行うものとする。

(3) 消火活動

町は、放射性物質による汚染の状況等を把握し、放射線防護服の着用等、二次災害防止を図るとともに、放射性物質の拡散防止に努めるものとする。

6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

本部及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

7 放射性物質の漏洩に対する応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者は、直ちに防御措置を講ずるものとする。

(2) 消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行うものとする。

(3) 町は、直ちに関係機関と協力の上、大気中の環境モニタリングを行い、放射性物質の処理等必要な措置を講ずるものとする。

8 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、放射性物質災害により人命に危険の及ぶ恐れのある場合には、地域住民の避難誘導を行う。なお、避難誘導にあつては、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難所の開設

町は、必要に応じて避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、自主防災組織等に協力を要請するものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

町、放射性物質取扱事業者及び防災関係機関は、被災者のニーズを充分把握し、放射性物質被害の状況、二次被害の危険に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図るものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5節 危険物等保安対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 対策の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行うものとする。

2 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 危険時の通報

危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を不破消防組合及び警察署に通報するものとする。

(2) 緊急措置

不破消防組合は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

(3) 規制、立入検査等

危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、不破消防組合は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

町及び危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

(4) 教養、指導

不破消防組合及び危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

(5) 安全性の向上

不破消防組合及び危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講ずることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

(6) 風水害への備え

危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

不破消防組合は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等について指導するものとする。

4 高速道路上の危険物等事故対策

高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、事業者及びその他防災関係機関と連携して、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

不破消防組合、危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

不破消防組合、危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。また、危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、不破消防組合及び警察等関係機関は町の必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時から不破消防組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

町及び危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

町、県及び不破消防組合は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(6) 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(7) 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(8) 防災業務関係者の安全確保関係

町は、応急対策活動中の安全確保のための資機材を、あらかじめ整備するものとする。

(9) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

(10) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

不破消防組合及び警察は、さまざまな危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。町は、警察、不破消防組合、消防団、自主防災組織、住民等と、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、警察、不破消防組合、消防団、自主防災組織、住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(11) 災害復旧への備え

不破消防組合及び危険物等の製造・貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

6 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町及び不破消防組合は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

- ア 危険物
 - 危険物安全週間（毎年6月第2週の日曜日から土曜日までの1週間）
 - 危険物安全の日（6月20日）
- イ 高圧ガス
 - 高圧ガス保全活動促進週間（毎年10月下旬の1週間）
 - LPガス消費者保安月間（毎年10月）
- ウ 火薬類
 - 火薬類危害予防週間（毎年6月中旬の1週間）
- (2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
 - 町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5節 第2項 災害応急対策

1 対策の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

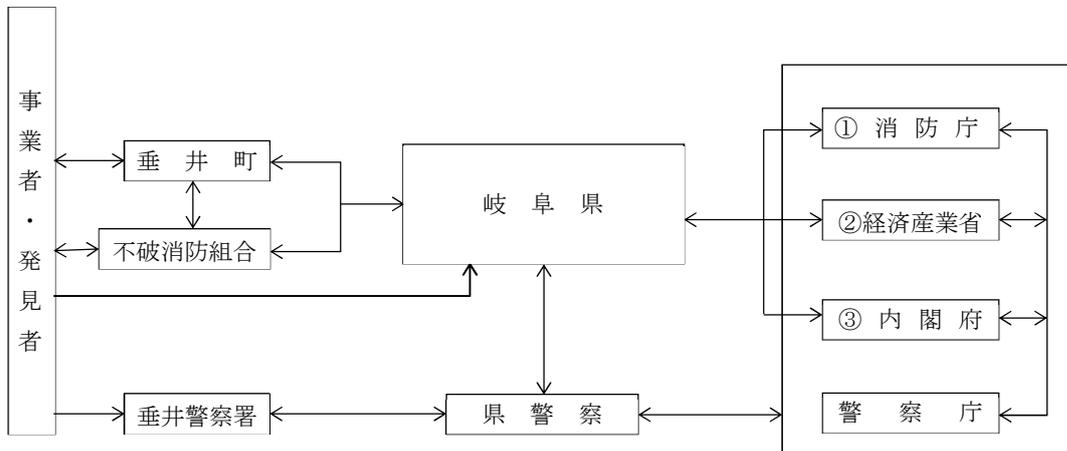
ア 危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

(ア) 事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡するものとする。

(イ) 町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、による災害時
 ②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。
 また、河川等へ危険物等が流出した場合、必要に応じ、県支部総務班へ連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 町は、県、事業者及びその他防災関係機関と連携して、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

- ア 事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。
- イ 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 事業者は、不破消防組合等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 町の活動体制

- 町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

- ア 防災関係機関は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- イ 防災関係機関は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

- ア 町独自では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。
- イ 事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の事業者により応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

- 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(6) 防災業務関係者の安全確保

- ア 町は、県と連携して、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。
- イ 町は、県と連携して、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

4 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

- 町及び不破消防組合は、県と連携して、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

5 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 町、県及び国の各機関による救助・救急活動

- 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の市町村等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

- 町は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

- ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。
- イ 町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

不破消防組合、消防団、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

6 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

(2) 町及び不破消防組合は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 町及び県は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

7 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

ア 町は、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 町は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

8 施設・設備の応急復旧活動

町は、必要に応じて専門技術をもつ人材等の派遣を県に要請して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第6節 林野火災対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 産業課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 計画の方針

本町における林野面積は、全面積の約60%を占めており、ひとたび林野火災が起きれば大災害につながるおそれがある。このため、町において林野の災害を防止、又は被害の軽減を図るため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行うものとする。

2 林野火災に強い地域づくり

(1) 防火林道、防火森林の整備

町及び県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(2) 火の使用制限

町及び不破消防組合は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を行うものとする。

(3) 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、西南濃森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

3 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町及び西南濃森林組合は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとする。

(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地の防火樹の導入を図る。

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

(3) 林道構築に当たっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

(4) 事業地には、防火処置を行う。

(5) 火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか不破消防組合と密接な連絡を図る。

(6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 情報の整理

町は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

町、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

町及び不破消防組合は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町及び県は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。なお、平常時から不破消防組合、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

(5) 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、さまざまな林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

町、県、不破消防組合、西南濃森林組合、民間企業、住民等は、相互に連携した防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、西南濃森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定や実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町及び不破消防組合は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行う等林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置する等防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 保健休養林等の保全

町は、レクリエーション等住民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「菩提山ハイキングコース」、「南宮山ハイキングコース」、「青羅公園」、「不破北部防災ダム周辺」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(4) 住民の防災活動の環境整備

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。また、林野火災の予防活動について、住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、町は住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

(5) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、さまざまな林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。町、県、不破消防組合、民間企業、及び住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び県が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

6 林野火災特別地域事業の実施

本町を含む西濃地域は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要があるものとして、昭和56年に林野火災特別地域に指定された。

町は、関係市町及び消防組合と協議、検討し、共同して次の事項を総合的に行うものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- (2) 火災予防の見地からの林野管理
- (3) 消防施設等の整備
- (4) 火災防御訓練等

第6節 第2項 災害応急対策

1 対策の方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

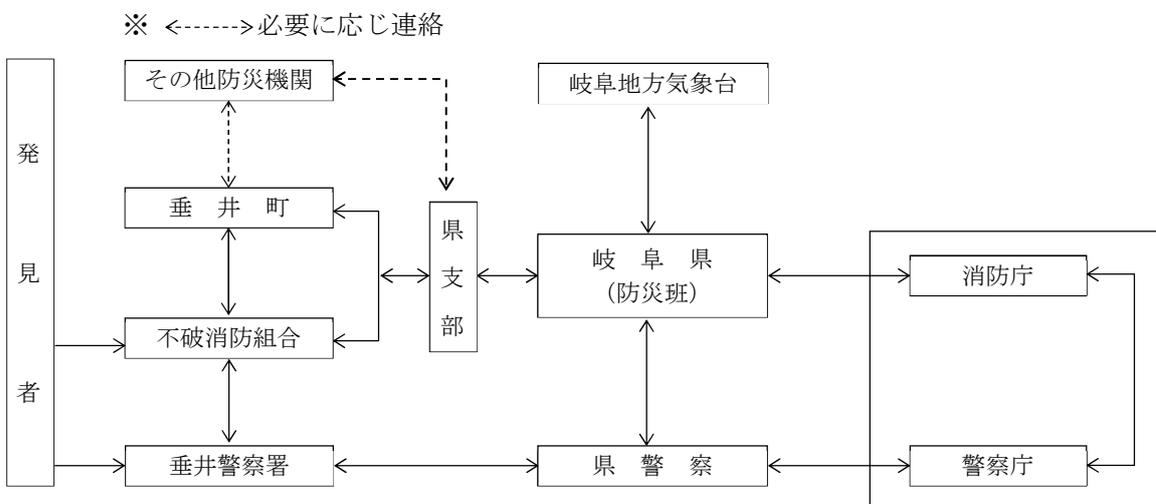
2 災害情報収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 町及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、不破消防組合等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(2) 町の活動体制

町は、発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

町独自では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により、県を通じて他の市町村に応援を指示するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 町及び不破消防組合による救助・救急活動

町及び不破消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第44条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 町は、医療機関に対し、医療班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

ア 町及び不破消防組合による消火活動

(ア) 町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(イ) 住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、不破消防組合に協力するよう努めるものとする。

(ウ) 町及び不破消防組合は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行う等早期消火に努めるものとする。

5 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

ア 町は、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 町は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

7 二次災害の防止活動

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第7節 大規模な火事災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 子育て推進課
建設課 都市計画課 不破消防組合 消防団

第1項 災害予防計画

1 計画の方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火災（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行うものとする。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

不破消防組合及び事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 町、不破消防組合及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

イ 町、不破消防組合、県及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から不破消防組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(5) 避難受入れ活動関係

町及び自主防災組織は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容を住民に対し周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。

指定緊急避難場所については、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備を図るものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町及び放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、大規模な火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

町、県、警察、事業者、防災関係機関、住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第7節 第2項 災害応急対策

1 対策の方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

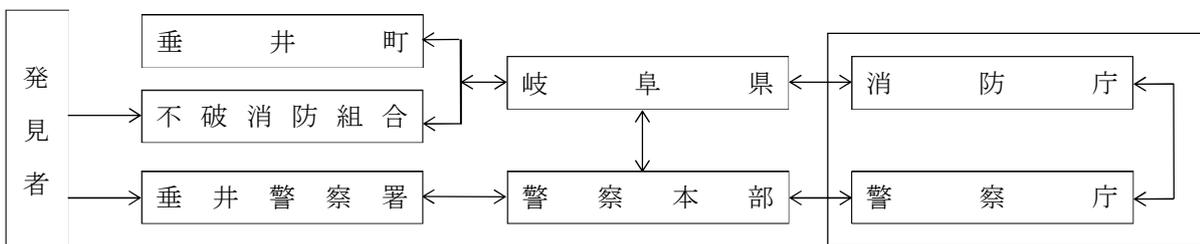
2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火災が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(4) 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。電気通信事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 活動体制の確立

(1) 町及び県の活動体制

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 広域的な応援体制

町は、単独では十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町及び不破消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

不破消防組合、消防団等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

5 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第8節 大規模停電対策

関係機関：総務課 企画調整課 建設課 都市計画課

第1項 災害予防計画

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1 連携の強化

県は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図るものとする。

2 事前防止対策

町、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

3 代替電源の確保

町、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

また、町、県及び重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第8節 第2項 災害応急対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供する等混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備等応急対策を実施する。

2 実施内容

(1) 広報

町、県及び電気事業者は、住民や帰宅困難者等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、町ホームページ、町防災アプリ、町LINE等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施する等、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

町、県及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

町、県及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第5章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

関係機関：各課共通

1 計画の方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。なお、被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けて速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行うものとする。

(2) 復旧・復興計画の策定

町及び県は、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成するものとする。また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 人的資源等の確保

町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び国は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

4 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

関係機関：各課共通

1 計画の方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 下水道災害復旧事業
 - ケ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

関係機関：各課共通

1 計画の方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町及び県は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行うものとする。復旧・復興事業に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地及び土地改良施設等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

一般対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

地震対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

原子力災害
対策計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第4節 被災者の生活確保

関係機関：各課共通

1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

2 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。県は、町からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

(2) 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。また、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

(3) 生活福祉資金

町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

(4) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用する等、適切な手法により実施するものとする。

(5) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

4 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

5 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応するものとする。なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。

6 生活保護制度の活用

町及び県は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用するものとする。

7 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

8 金融対策

(1) 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応等適切に行うよう要請するものとする。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応等適切に行うよう要請するものとする。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応等適切に行うよう要請するものとする。

第5節 被災中小企業の振興

関係機関：各課共通

1 計画の方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 支援体制

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 自立の支援

町及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

4 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林業関係者への融資

関係機関：各課共通

1 計画の方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 災害関連資金の融資

町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

3 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金ほか
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金